

# 目次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>                       | <b>1</b>  |
| 1 策定の背景・趣旨                                  | 3         |
| 2 計画の位置づけ                                   | 4         |
| 3 計画の策定体制                                   | 8         |
| 4 計画の期間                                     | 9         |
| 5 計画の対象                                     | 9         |
| <b>第2章 逗子の子ども・子育ての姿</b>                     | <b>11</b> |
| 1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て                       | 13        |
| 2 少子化の進行                                    | 13        |
| 3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因                         | 17        |
| 4 核家族化の進行                                   | 20        |
| 5 女性の社会進出                                   | 21        |
| <b>第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題</b>                | <b>25</b> |
| 1 幼稚園、保育所等の現状                               | 27        |
| 2 子育て支援施策の現状                                | 29        |
| 3 逗子市の子育て支援施策の課題                            | 52        |
| <b>第4章 計画の基本的な考え方</b>                       | <b>55</b> |
| 1 基本理念                                      | 57        |
| 2 基本的な考え方（4つの視点）                            | 58        |
| 3 計画の基本目標（5つの基本目標）                          | 58        |
| <b>第5章 基本目標における施策の方向と取組み</b>                | <b>59</b> |
| 基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします                 | 61        |
| 基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします              | 64        |
| 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします               | 68        |
| 基本目標4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します | 71        |
| 基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします              | 75        |
| <b>第6章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策</b>        | <b>77</b> |
| 1 教育・保育提供区域の設定                              | 79        |
| 2 保育の必要性の認定                                 | 79        |
| 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保                   | 80        |
| 4 幼児期の教育・保育                                 | 80        |
| 5 地域子ども・子育て支援事業                             | 84        |
| <b>第7章 計画の進行管理</b>                          | <b>97</b> |
| 1 計画の推進体制                                   | 99        |
| 2 計画の進行管理                                   | 99        |

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| <b>資料編（資料１～資料８）</b>   | <b>101</b> |
| 資料 1 母子保健の現状と課題       | 103        |
| 資料 2 計画策定の経緯          | 114        |
| 資料 3 逗子市子ども・子育て会議委員名簿 | 115        |
| 資料 4 逗子市子ども・子育て会議条例   | 116        |
| 資料 5 子ども・子育て支援法（抄）    | 118        |
| 資料 6 次世代育成支援対策推進法（抄）  | 122        |
| 資料 7 用語集              | 123        |

## 第1章 計画の策定にあたって







## 1 策定の背景・趣旨

我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、これは人口構造のひずみや労働力人口の減少、社会保障制度にかかる負担の増加など、社会経済への深刻な問題として影響を与えるものと懸念されます。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者が増加するなど子育てをめぐる地域や家族の状況は変化しており、さらに経済的に困難な状況から連鎖する子どもの貧困問題、児童虐待など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を定め、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が公表され令和元年5月には子ども・子育て支援法の改正、10月から幼児教育・保育が無償化されています。

逗子市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、平成27年度から「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

今回、「逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間の最終年度を迎えることから、「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 基本的考え方

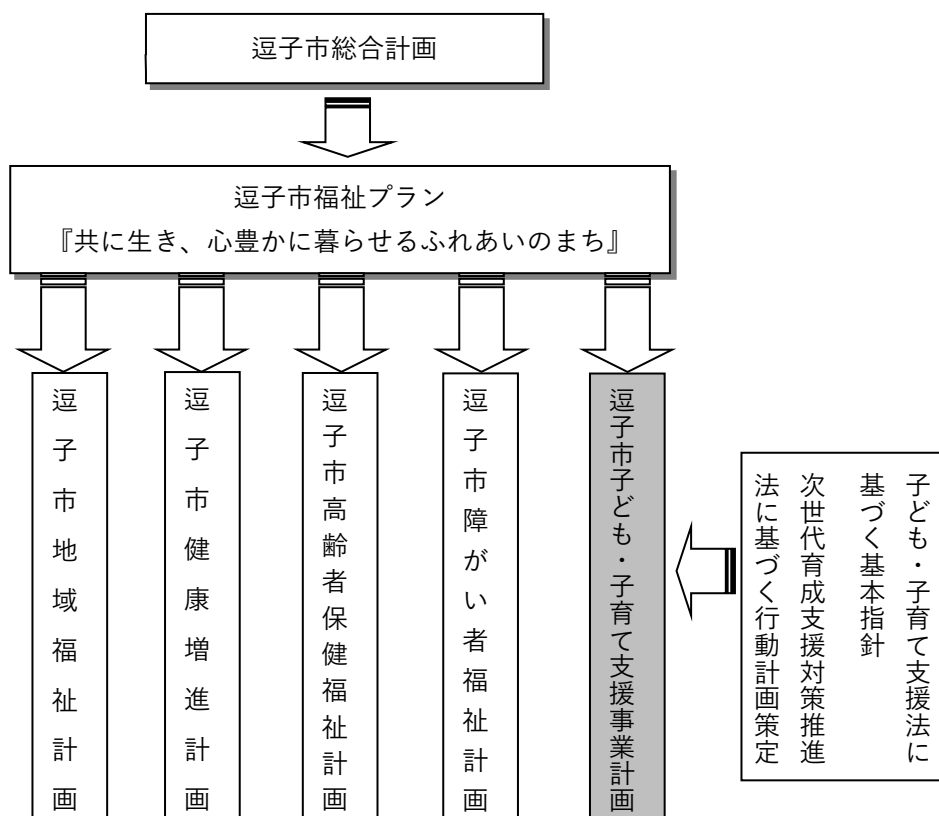
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承し、包含する計画として位置付け、「健やか親子 21」に基づく「母子保健計画」及び令和元年 6 月の改正子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に伴い、今回は「子どもの貧困対策計画」も含めて計画します。

なお、国の策定する『子ども・子育て支援法に基づく基本指針』及び厚生労働省告示『次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針』との整合性を図ります。

### (2) 他計画との関係イメージ

さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。



### (3) 上位計画と連動する「逗子市子ども・子育て支援事業計画」の目標と方針

#### ◆基本構想の取組みの方向（「逗子市総合計画（抜粋）」）

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てを行うためには、子育てへの不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や保育所・幼稚園・小学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

#### ◆「逗子市総合計画」で位置づけている事業と目標（計画期間 2015年度～2038年度）

##### 【1】リーディング事業

##### (1) 『子育てネットワーク構築事業』

|     |   |                    |
|-----|---|--------------------|
| 課題  | 社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者が増加していることから、子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させ、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要があります。  |                    |
| 取組み | 子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行います。子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関わるネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置します。ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進します。 |                    |
|     | 目標【2022（令和4）年度】   | 現状【2013（平成25）年度末】  |
|     | ★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。   | 子育てに関するポータルサイトがない。 |

##### (2) 『体験学習施設講座等事業』

|     |  |                   |
|-----|--|-------------------|
| 課題  | 子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中高生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められています。                                |                   |
| 取組み | 中高生については体験学習施設「スマイル」を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる「子ども委員会」を設置し、子どもの居場所をつくります。また、実行委員会形式による体験学習施設まつり等の企画運営を行います。 |                   |
|     | 目標【2022（令和4）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】 |
|     | ★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。  | 開所されていない。         |

【2】 前期実施計画（平成 27 年度～令和 4 年度）で位置付けている目標

| No | 目標（★は、リーディング事業）<br>【2022(令和 4)年度】                                 | 現状<br>【2013(平成 25 年)年度末】                    | 補足   |
|----|---|---|--|
| 1  | ★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018(平成 30)年度の年間アクセス数の 20 パーセント増となっている。    | 子育てに関するポータルサイトがない。                          | これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が増えるようなポータルサイトの構築をめざす。  |
| 2  | ★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が 2,000 人、年間延べ利用者数が 60,000 人になっている。 | 開所されていない。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子市体験学習施設は、2014(平成 26)年 4 月に第一運動公園内に開所し、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。</li> <li>・2013(平成 25)年度の青少年会館の実績(講座受講者数約 1,000 人、利用者数 30,000 人)をもとに、実際に利用の中心となる中学・高校生の参加による「逗子市体験学習施設企画運営委員会」による企画を取り入れた講座・イベントの実施により利用者の倍増をめざすもの。</li> </ul> |
| 3  | 「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」における子育ての環境や支援の満足度が 25 パーセントになっている。    | 15.2 パーセント<br>【2013(平成 25)年度調査】             | 施設整備等、事業の推進に時間を要する事業が多く、既存の事業内容の制度拡充を行い(ずしファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり、妊婦健診補助等)、5 年間で満足度の 10 ポイントアップをめざす。  |
| 4  | 教育・保育施設等を希望する人すべてが、希望する施設を利用できる。                                  | 保育所入所待機児童数 18 名<br>【2013(平成 25)年 4 月 1 日現在】 | 2015(平成 27)年度から施行される子ども・子育て支援の新制度における逗子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できることをめざす。  |
| 5  | ほっとスペースの年間延べ利用者数が 26,000 人になっている。                                 | 約 10,000 人<br>【2013(平成 25)年度調査】             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっとスペース」とは、市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場*などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。</li> <li>・2014(平成 26)年度に池子ほっとスペースを開設したことに伴い、年間 1 万人程度の利用の純増が見込まれる。それに加えて、子育て支援に関する情報発信の充実等の施策を行うことで、年に 3 パーセント以上の延べ利用者数の増加を継続的にめざすもの。</li> </ul>  |



◆「返子市福祉プラン」で位置づけている事業と目標（計画期間 2015年度～2022年度）

(1) 『子育て支援センター運営事業』

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 課題  | 子育てについての悩みや不安のある人が気軽に相談ができるよう、身近な地域で相談できる場所や機会を拡充する必要があります。  |  |
| 取組み | 子育て支援センターでは親子で遊びながら他の親子と交流しながら誰もが気軽に相談できる仕組みを作るとともに、子ども相談室や児童相談所等の関係機関と綿密な連携を取り、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。 |  |
|     | 目標【2019（令和元）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】  |
|     | 年間15,000人が来所。<br>子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができている。   | 子育て支援センター来所者<br>5,446組 11,627人<br>小坪親子遊びの場（巡回相談）<br>来所者 181組 385人<br>沼間親子遊びの場（巡回相談）<br>来所者 516組 1,174人 |

(2) 『ファミリーサポートセンター運営事業』

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 課題  | 乳幼児や小学生等の児童がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、ファミリーサポートセンターが連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進しております。地域の保護者の要望に答えるために乳幼児、小学生の一時預かりや病児・病後児の預かり等のニーズに対応できる支援会員、両方会員の確保が必要です。 |  |
| 取組み | ファミリーサポートセンター支援会員研修について、支援会員が病児・病後児の預かりができるように研修会の開催方法、講義内容や開催回数などの工夫を図ります。  |  |
|     | 目標【2019（令和元）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】  |
|     | ファミリーサポートセンターの支援会員が500人になっている。<br>病児・病後児預かりについて市民に周知がされ、病児・病後児預かりができる支援会員が増えてきている。   | 依頼会員 956人<br>支援会員 279人<br>両方会員（依頼会員かつ支援会員である会員） 169人<br>*病児・病後児預かりは平成26年度より開始。 |

### (3) 『子ども相談室運営事業』

|  |  |
|--|--|
| 課題   | 社会状況が複雑化し、核家族化が進む中で、子育てに関する悩みをひとりで抱える親に対する支援や、配偶者からの暴力、望まない妊娠等様々な問題に対応するために、各機関と更なる連携をとる必要があります。 |
| 取組み  | 児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童相談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら対象者へ寄り添う支援体制の更なる充実化を図ります。                 |
| 目標【2019（令和元）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】  |
| 要保護児童対策ネットワーク会議を中心とした様々な関係機関との連携が今まで以上に充実し、対象者への支援が組織的に行われている。 | 要保護児童対策ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。  |

### (4) 『妊産婦・乳児訪問等事業』

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 課題                                 | 妊婦や、出産後の母子のケアにおいて、子育てについての的確な情報提供や養育環境の把握がますます必要となっています。                      |
| 取組み                                | 安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的として、妊娠期から産後まで一貫した相談体制を整えます。 |
| 目標【2019（令和元）年度】                    | 現状【2013（平成25）年度末】   |
| 保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。 | 保健師、助産師が訪問や相談に応じている。  |

## 3 計画の策定体制

### (1) 計画策定体制の整備

幅広い意見を集約するため、子育て中の保護者、保育・教育・福祉関係団体の関係者や、学識経験者・公募市民などで構成されている「逗子市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

### (2) 実態調査の実施

平成30年12月～平成31年1月に、0歳児から6歳児までの未就学児を子育て中の保護者を対象として、『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定」に伴うアンケート調査(未就学児調査)』を、また、平成31年3月に、逗子市立の小学校1学年～4学年までの児童の保護者を対象として、『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定」に伴うアンケート調査(小学生調査)』を実施し、計画策定の基礎資料としました。

| 調査                                   | 調査対象                                      | 配布数   | 回収数<br>回収率     |
|--------------------------------------|---|-------|----------------|
| 未就学児調査<br>平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月実施 | 逗子市にお住まいで、0 歳児から 6 歳児<br>までの未就学児を子育て中の保護者 | 2,104 | 1,143<br>54.3% |
| 小学生調査<br>平成 31 年 3 月実施               | 逗子市立の小学校 1 学年～4 学年までの<br>児童の保護者           | 1,729 | 1,271<br>73.6% |

### (3) パブリックコメントの実施

令和元年 12 月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

- 意見提出人数 10 人（FAX 1 人、メール 9 人 / 個人 8 人、団体 2 件）
- 意見内容の概要

| 区分                   | 件数   |
|----------------------|------|
| ① 素案に対しての意見          | 17 件 |
| ② 個別事業に関してや感想等その他の意見 | 38 件 |
| 合計                   | 55 件 |

- 市の対応区分

| 記号 | 対応区分                              | 件数   |
|----|-----------------------------------|------|
| ○  | 意見を反映し、素案を修正するもの                  | 2 件  |
| □  | 意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの         | 8 件  |
| ■  | 意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの      | 10 件 |
| ▲  | ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの       | 0 件  |
| ◆  | 今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの | 35 件 |
|    | 合計                                | 55 件 |

## 4 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で計画期間とします。なお、5 年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

(年度)

| 逗子市<br>子ども・子育て<br>支援事業計画 | H27   | H28 | H29 | H30 | R1 | R2          | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------------------|-------|-----|-----|-----|----|-------------|----|----|----|----|
|                          | 第 1 期 |     |     |     |    | 第 2 期 (本計画) |    |    |    |    |

## 5 計画の対象

この計画の対象は、18 歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。



## 第2章 返子の子ども・子育ての姿







### 1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て

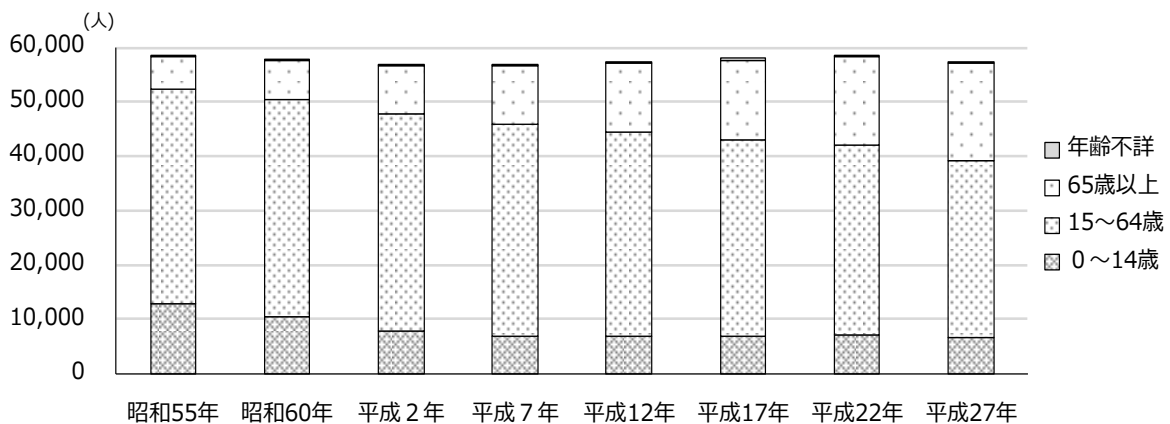
(1) 本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和、小さくても自立するまちを目指す文化の気風高い住宅都市となっています。自然に囲まれた住宅都市で、海や山など豊かな自然環境の中で子育てを楽しむための市と市民との協働による取組みを行っており、また、子育てサークルや母親同士等の助け合い活動など地域住民の主体的な活動も行われています。

(2) 少子化・晩婚化・未婚化といった社会状況のなかで、子どもの有無に関わらず、社会全体の利益につながるよう子ども子育て支援事業を充実することが必要です。

### 2 少子化の進行

#### (1) 人口の推移

本市の年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、生産年齢人口（15～64歳）も同様です。半面、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

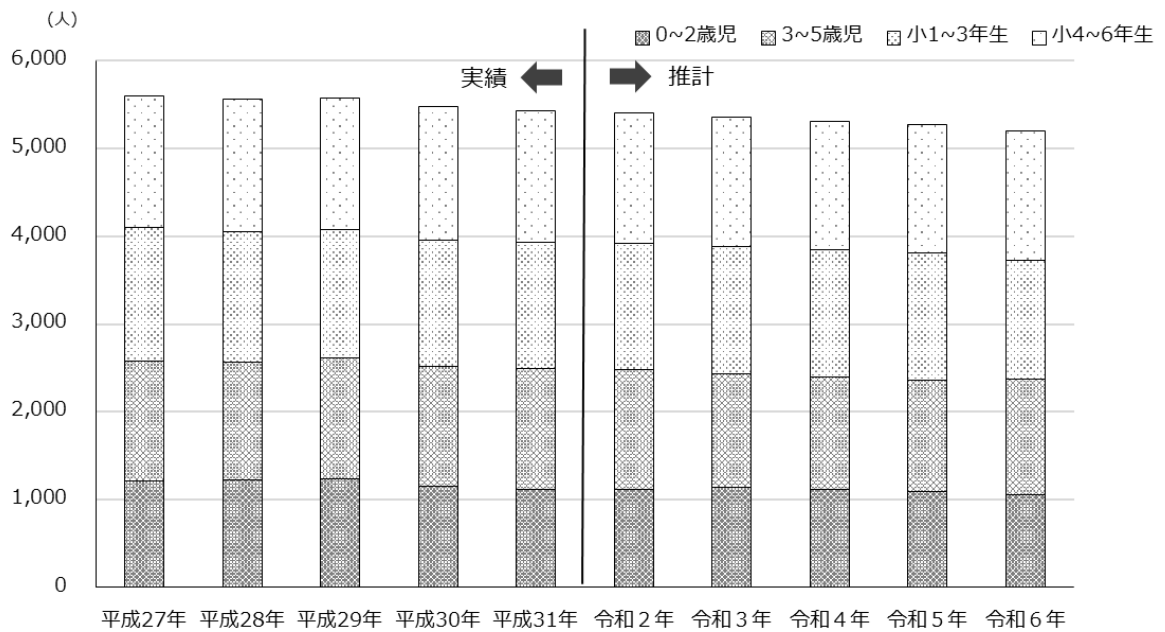


| 区分     | 昭和55年  | 昭和60年  | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 65歳以上  | 6,077  | 7,208  | 8,673  | 10,646 | 12,626 | 14,680 | 16,249 | 18,005 |
| 15～64歳 | 39,605 | 40,028 | 40,007 | 39,053 | 37,752 | 36,162 | 34,903 | 32,483 |
| 0～14歳  | 12,783 | 10,416 | 7,928  | 6,871  | 6,814  | 6,910  | 7,147  | 6,756  |
| 年齢不詳   | 14     | 4      | 96     | 8      | 89     | 281    | 3      | 181    |
| 総人口    | 58,479 | 57,656 | 56,704 | 56,578 | 57,281 | 58,033 | 58,302 | 57,425 |

【国勢調査 各年10月1日現在】単位:人

## (2) 子どもの人口の推計と推移

本市の0歳児から11歳児（小学6年生）までの人口をみると、減少傾向にあり、今後もそれは続いていくと推測されます。



| 区分     | 平成    |       |       |       |       | 令和    |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 27年   | 28年   | 29年   | 30年   | 31年   | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    |
| 0~2歳児  | 1,214 | 1,228 | 1,239 | 1,149 | 1,117 | 1,112 | 1,145 | 1,116 | 1,088 | 1,061 |
| 3~5歳児  | 1,370 | 1,337 | 1,371 | 1,373 | 1,376 | 1,369 | 1,294 | 1,283 | 1,279 | 1,313 |
| 小1~3年生 | 1,517 | 1,491 | 1,464 | 1,440 | 1,435 | 1,434 | 1,443 | 1,447 | 1,441 | 1,355 |
| 小4~6年生 | 1,495 | 1,512 | 1,498 | 1,522 | 1,504 | 1,485 | 1,471 | 1,465 | 1,463 | 1,473 |
| 計      | 5,596 | 5,568 | 5,572 | 5,484 | 5,432 | 5,400 | 5,353 | 5,311 | 5,271 | 5,202 |

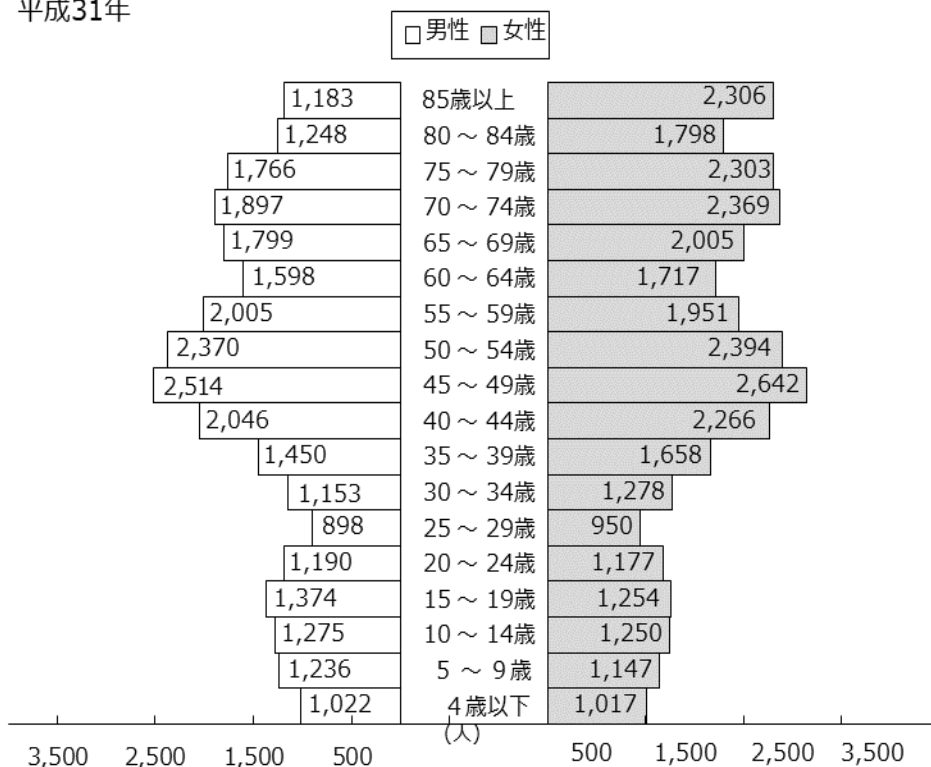
【住民基本台帳 各年3月31日現在】 単位:人



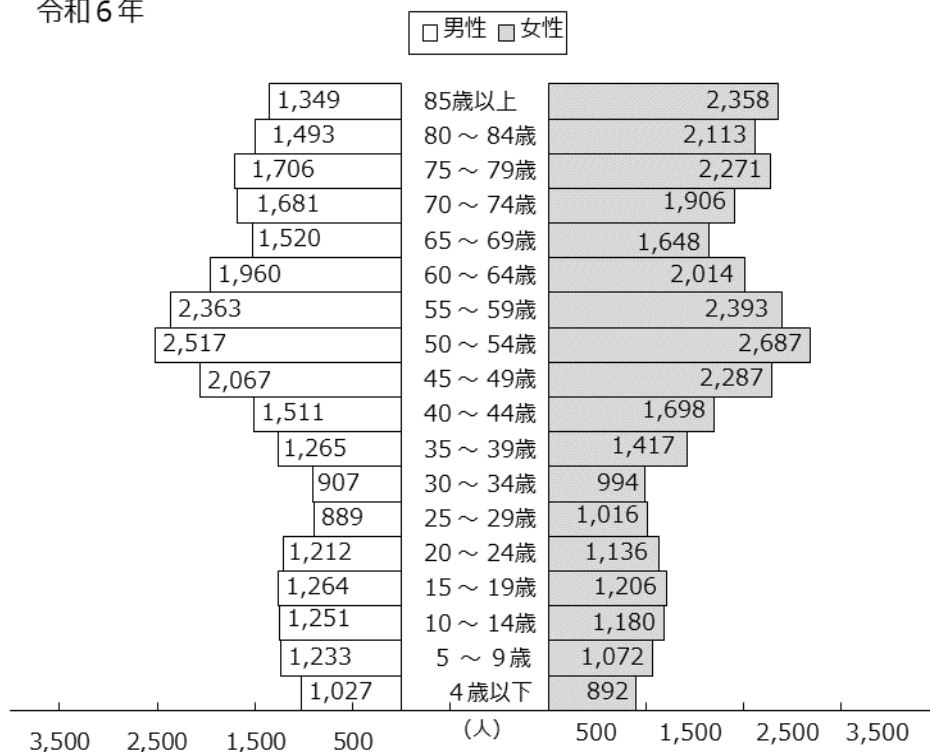
なお、住民基本台帳からみた全体の人口構造は、平成31年4月1日の実際人口が計画最終年の令和6年4月1日の推計人口に、以下のように推移することが見込まれています。

少子化傾向がますます進んでいきます。

### 平成31年



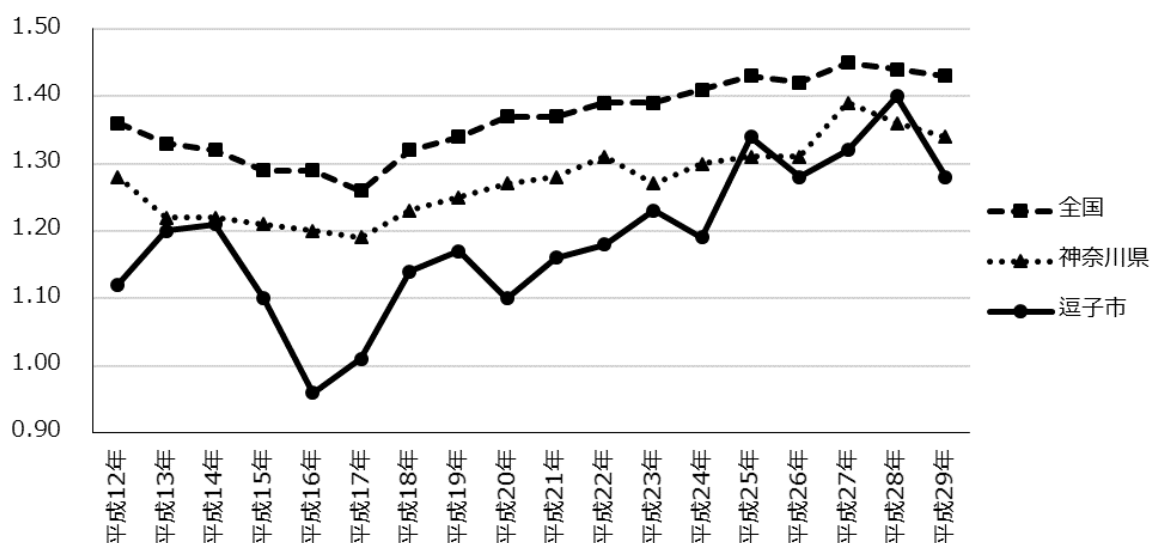
### 令和6年



### (3) 合計特殊出生率

本市は全国及び神奈川県と比べて合計特殊出生率は低くなっています。ただ、全国及び神奈川県と同様、平成17年以降は、合計特殊出生率が上昇傾向にあります。

人口維持に必要とされる合計特殊出生率は2.07とされています。



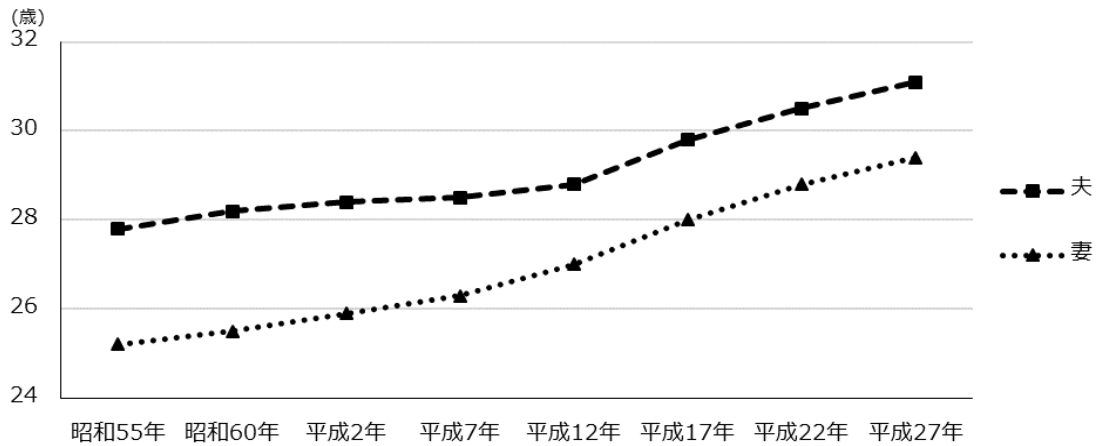
|      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分   | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
| 全国   | 1.36  | 1.33  | 1.32  | 1.29  | 1.29  | 1.26  | 1.32  | 1.34  | 1.37  |
| 神奈川県 | 1.28  | 1.22  | 1.22  | 1.21  | 1.20  | 1.19  | 1.23  | 1.25  | 1.27  |
| 逗子市  | 1.12  | 1.20  | 1.21  | 1.10  | 0.96  | 1.01  | 1.14  | 1.17  | 1.10  |
| 区分   | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 全国   | 1.37  | 1.39  | 1.39  | 1.41  | 1.43  | 1.42  | 1.45  | 1.44  | 1.43  |
| 神奈川県 | 1.28  | 1.31  | 1.27  | 1.30  | 1.31  | 1.31  | 1.39  | 1.36  | 1.34  |
| 逗子市  | 1.16  | 1.18  | 1.23  | 1.19  | 1.34  | 1.28  | 1.32  | 1.40  | 1.28  |

【人口動態統計、神奈川県衛生統計年鑑】

### 3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因

#### (1) 初婚年齢

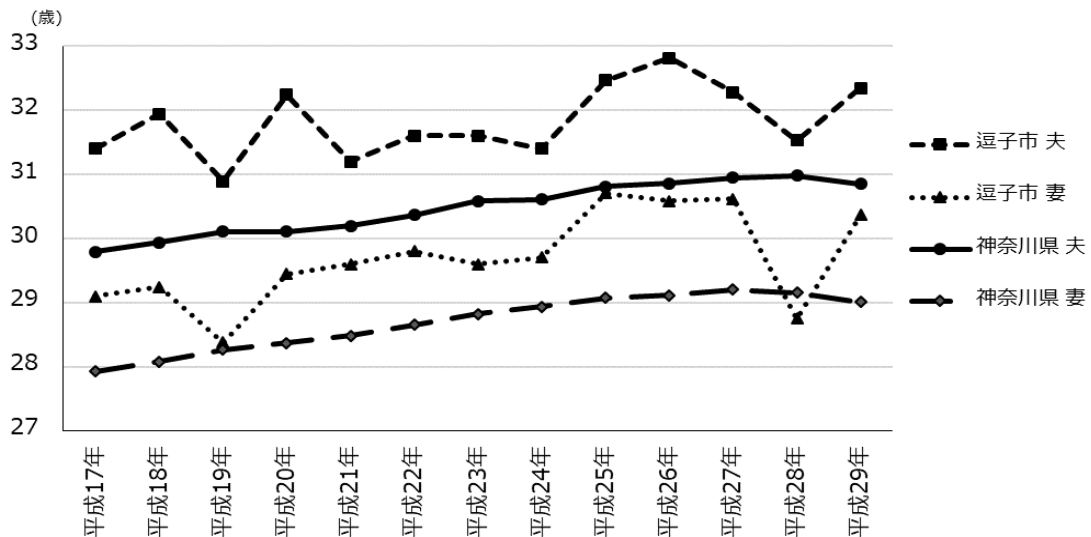
全国の初婚年齢をみると、夫・妻とも上昇の一途をたどり、平成22年には夫の初婚年齢は30歳を越えています。



| 区分 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|----|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 夫  | 27.8    | 28.2    | 28.4   | 28.5   | 28.8    | 29.8    | 30.5    | 31.1    |
| 妻  | 25.2    | 25.5    | 25.9   | 26.3   | 27.0    | 28.0    | 28.8    | 29.4    |

【人口動態調査】単位:歳

これを本市・神奈川県でみると、全国と同様に上昇傾向にあります。  
なお、本市は県全体よりも初婚年齢が高い傾向にあります。

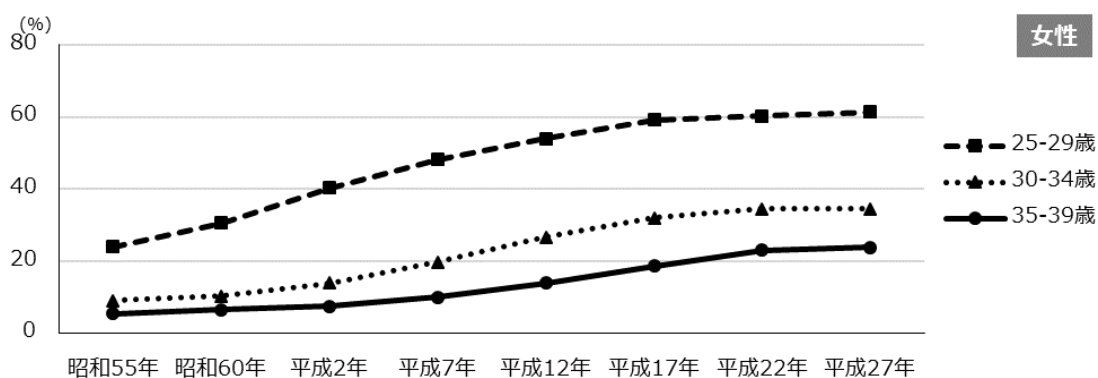
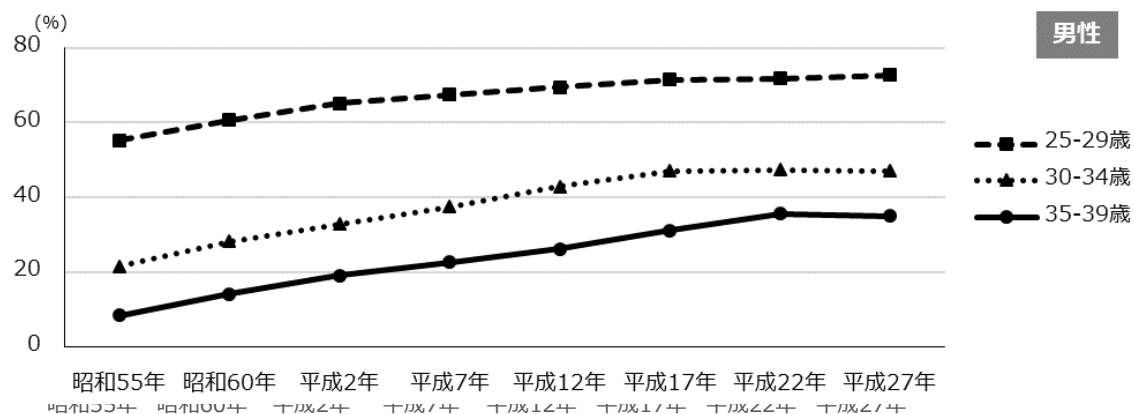


| 区分      | 逗子市  |      | 神奈川県 |      |
|---------|------|------|------|------|
|         | 夫    | 妻    | 夫    | 妻    |
| 平成 17 年 | 31.4 | 29.1 | 29.8 | 27.9 |
| 平成 18 年 | 31.9 | 29.2 | 29.9 | 28.1 |
| 平成 19 年 | 30.9 | 28.4 | 30.1 | 28.3 |
| 平成 20 年 | 32.2 | 29.4 | 30.1 | 28.4 |
| 平成 21 年 | 31.2 | 29.6 | 30.2 | 28.5 |
| 平成 22 年 | 31.6 | 29.8 | 30.4 | 28.7 |
| 平成 23 年 | 31.6 | 29.6 | 30.6 | 28.8 |
| 平成 24 年 | 31.4 | 29.7 | 30.6 | 28.9 |
| 平成 25 年 | 32.5 | 30.7 | 30.8 | 29.1 |
| 平成 26 年 | 32.8 | 30.6 | 30.9 | 29.1 |
| 平成 27 年 | 32.3 | 30.6 | 30.9 | 29.2 |
| 平成 28 年 | 31.5 | 28.7 | 31.0 | 29.2 |
| 平成 29 年 | 32.4 | 30.4 | 30.9 | 29.0 |

【神奈川県衛生統計年報】単位:歳

## (2) 未婚率の増加

未婚率を全国でみると、「25～29歳」から「35～39歳」までのすべての年齢階級において、男女を問わず上昇傾向にあります。



| 男       | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 25-29 歳 | 55.2    | 60.6    | 65.1   | 67.4   | 69.4    | 71.4    | 71.8    | 72.7    |
| 30-34 歳 | 21.5    | 28.2    | 32.8   | 37.5   | 42.9    | 47.1    | 47.3    | 47.1    |
| 35-39 歳 | 8.5     | 14.2    | 19.1   | 22.7   | 26.2    | 31.2    | 35.6    | 35.0    |
| 女       | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
| 25-29 歳 | 24      | 30.6    | 40.4   | 48.2   | 54      | 59.1    | 60.3    | 61.3    |
| 30-34 歳 | 9.1     | 10.4    | 13.9   | 19.7   | 26.6    | 32.0    | 34.5    | 34.6    |
| 35-39 歳 | 5.5     | 6.6     | 7.5    | 10.1   | 13.9    | 18.7    | 23.1    | 23.9    |

【国勢調査 全国】 単位:%

## 4 核家族化の進行

### (1) 核家族の割合

本市の家族構成をみると、核家族世帯が70%近くを占めて、最も多くなっています。

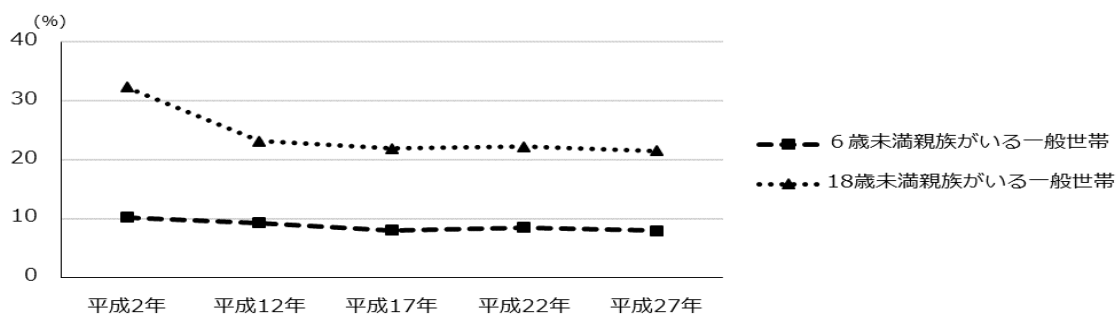
ここから「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」を抜き出してみると、総じて減少傾向にありますが、両者を合わせて40%を超えています。なお、「ひとり親と子ども」世帯は増加傾向にあります。

#### 一般世帯構成

| 区分                   | 平成2年       |            | 平成12年      |            | 平成17年      |            | 平成22年      |            | 平成27年      |            |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                      | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) |
| ①核家族世帯               | 13,328     | 68.8       | 15,133     | 69         | 15,698     | 68.5       | 16,252     | 68.2       | 16,249     | 67.6       |
| 夫婦のみ                 | 3,740      | 19.3       | 5,419      | 24.7       | 5,980      | 26.1       | 6,161      | 25.9       | 6,194      | 25.8       |
| 夫婦と子ども               | 8,017      | 41.4       | 7,876      | 35.9       | 7,696      | 33.6       | 7,809      | 32.8       | 7,687      | 32.0       |
| ひとり親と子ども             | 1,571      | 8.1        | 1,838      | 8.4        | 2,022      | 8.8        | 2,282      | 9.6        | 2,368      | 9.9        |
| 男親と子ども               | 240        | 1.2        | 310        | 1.4        | 309        | 1.3        | 334        | 1.4        | 380        | 1.6        |
| 女親と子ども               | 1,331      | 6.9        | 1,528      | 7          | 1,713      | 7.5        | 1,948      | 8.2        | 1,988      | 8.3        |
| ②三世帯家族等              | 2,550      | 13.2       | 1,980      | 9          | 1,791      | 7.8        | 1,499      | 6.3        | 1,154      | 4.8        |
| ③非親族世帯               | 27         | 0.1        | 80         | 0.4        | 115        | 0.5        | 171        | 0.7        | 129        | 0.5        |
| ④単独世帯                | 3,476      | 17.9       | 4,743      | 21.6       | 5,326      | 23.2       | 5,908      | 24.8       | 6,508      | 27.1       |
| 総世帯数<br>(一般世帯①～④の合計) | 19,381     | 100        | 21,936     | 100        | 22,930     | 100        | 23,830     | 100        | 24,040     | 100.0      |

【国勢調査 逗子市】

### (2) 子どものいる世帯（一般世帯構成のうち）



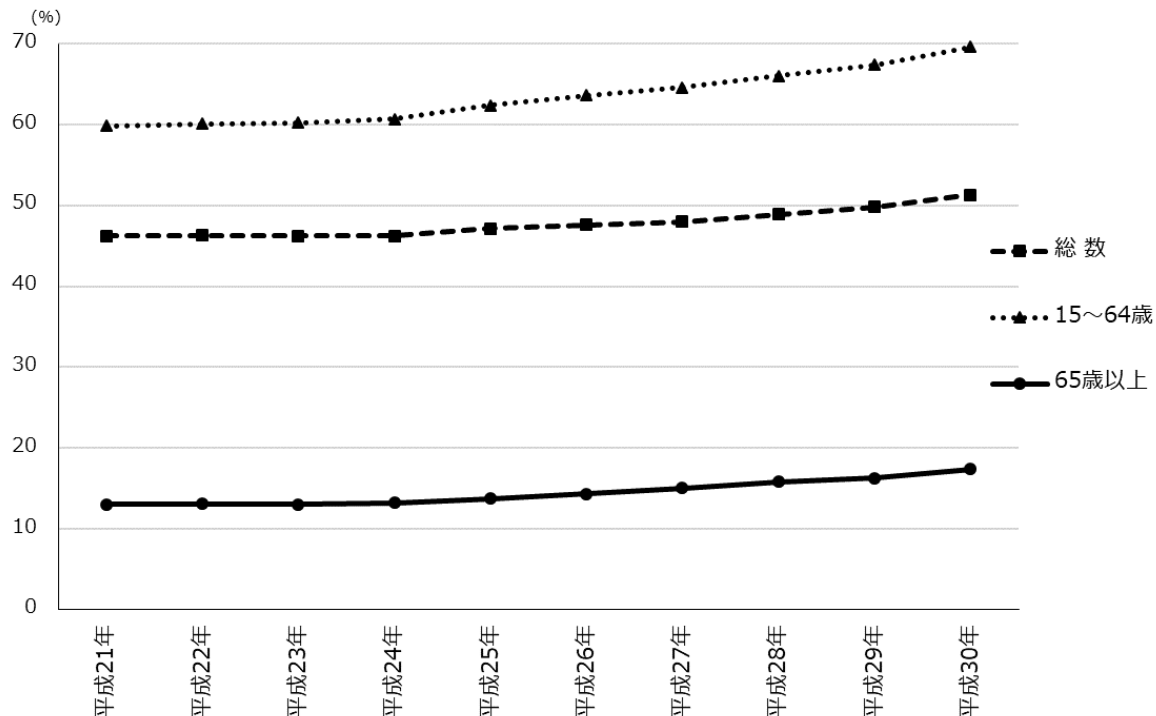
| 区分             | 平成2年       |            | 平成12年      |            | 平成17年      |            | 平成22年      |            | 平成27年      |            |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) | 実数<br>(世帯) | 構成比<br>(%) |
| 6歳未満親族がいる一般世帯  | 1,972      | 10.2       | 2,047      | 9.3        | 2,033      | 8.0        | 2,025      | 8.5        | 1,918      | 8.0        |
| 18歳未満親族がいる一般世帯 | 6,262      | 32.3       | 5,098      | 23.2       | 5,031      | 21.9       | 5,299      | 22.2       | 5,180      | 21.5       |

【国勢調査 逗子市】

## 5 女性の社会進出

### (1) 女性の就業率の推移

女性の就業率を全国でみると、上昇傾向にあります。

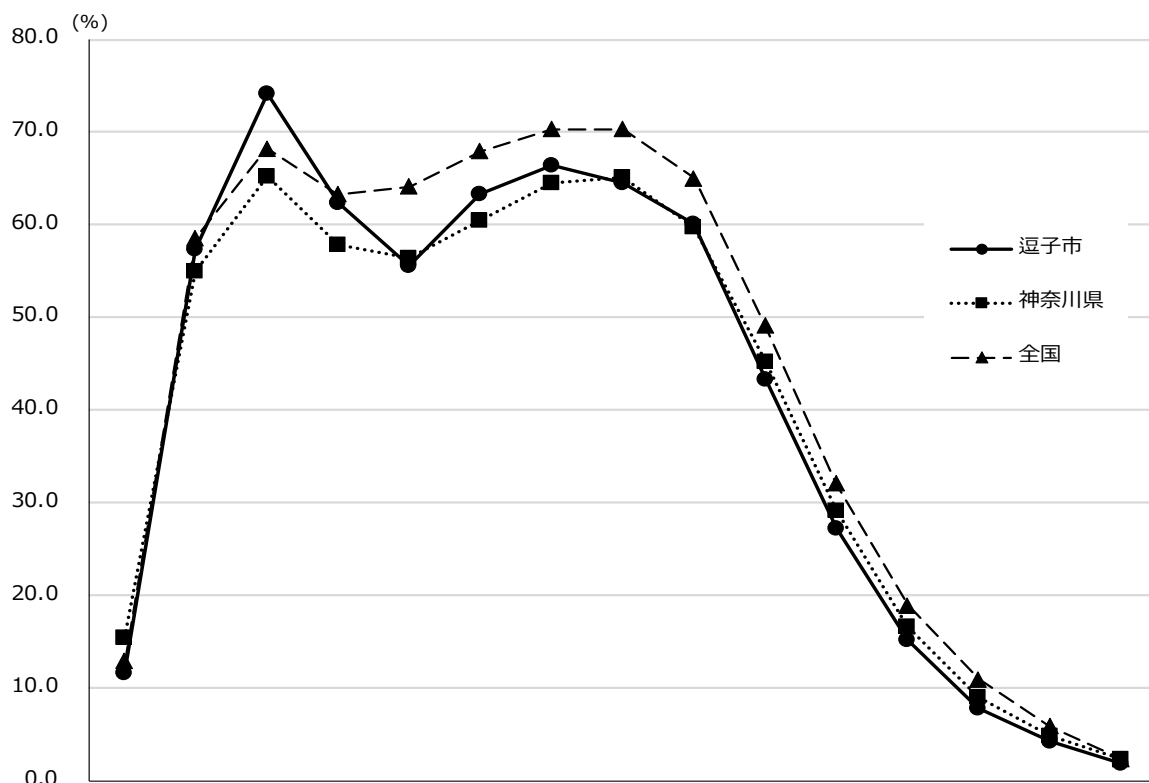


| 区分      | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数     | 46.2    | 46.3    | 46.2    | 46.2    | 47.1    |
| 15~64 歳 | 59.8    | 60.1    | 60.2    | 60.7    | 62.4    |
| 65 歳以上  | 13.0    | 13.1    | 13.0    | 13.2    | 13.7    |
| 区分      | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
| 総 数     | 47.6    | 48.0    | 48.9    | 49.8    | 51.3    |
| 15~64 歳 | 63.6    | 64.6    | 66.0    | 67.4    | 69.6    |
| 65 歳以上  | 14.3    | 15      | 15.8    | 16.3    | 17.4    |

【労働力調査 全国】 単位:%

## (2) 女性の年齢別就業率

本市の女性の就業率を年齢区分でみると、「25～29歳」でひとつの山を迎え、「35～39歳」まで落ち込み、その後「45～49歳」まで上昇を続ける、緩やかなM字型就業構造になっています。



| 区分     | 逗子市  | 神奈川県 | 全国   | 区分     | 逗子市  | 神奈川県 | 全国   |
|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
| 15～19歳 | 11.6 | 15.4 | 12.9 | 55～59歳 | 60.1 | 59.8 | 65.0 |
| 20～24歳 | 57.3 | 55.0 | 58.6 | 60～64歳 | 43.3 | 45.2 | 49.1 |
| 25～29歳 | 74.2 | 65.2 | 68.2 | 65～69歳 | 27.3 | 29.1 | 32.1 |
| 30～34歳 | 62.4 | 57.8 | 63.3 | 70～74歳 | 15.1 | 16.6 | 18.9 |
| 35～39歳 | 55.6 | 56.4 | 64.1 | 75～79歳 | 7.8  | 9.0  | 10.9 |
| 40～44歳 | 63.3 | 60.5 | 67.9 | 80～84歳 | 4.2  | 4.9  | 5.9  |
| 45～49歳 | 66.5 | 64.5 | 70.3 | 85歳以上  | 1.8  | 2.3  | 2.4  |
| 50～54歳 | 64.5 | 65.1 | 70.3 |        |      |      |      |

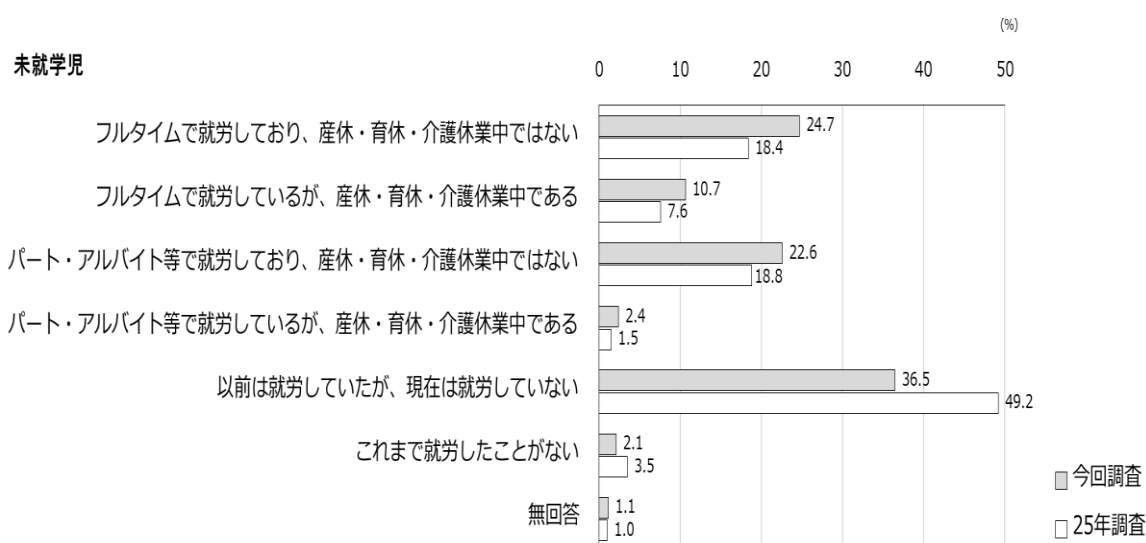
【国勢調査 平成 27 年】 単位:%



### (3) 子育て家庭の就業状況

未就学児調査によると、母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.5%で最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.7%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.6%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が10.7%で続き、就労している方と就労しているが休業中の方を合わせると60.4%となっています。

今回の調査と25年調査<sup>※1</sup>では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は今回の調査が、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」は25年調査が、それぞれ構成比が高くなっています。



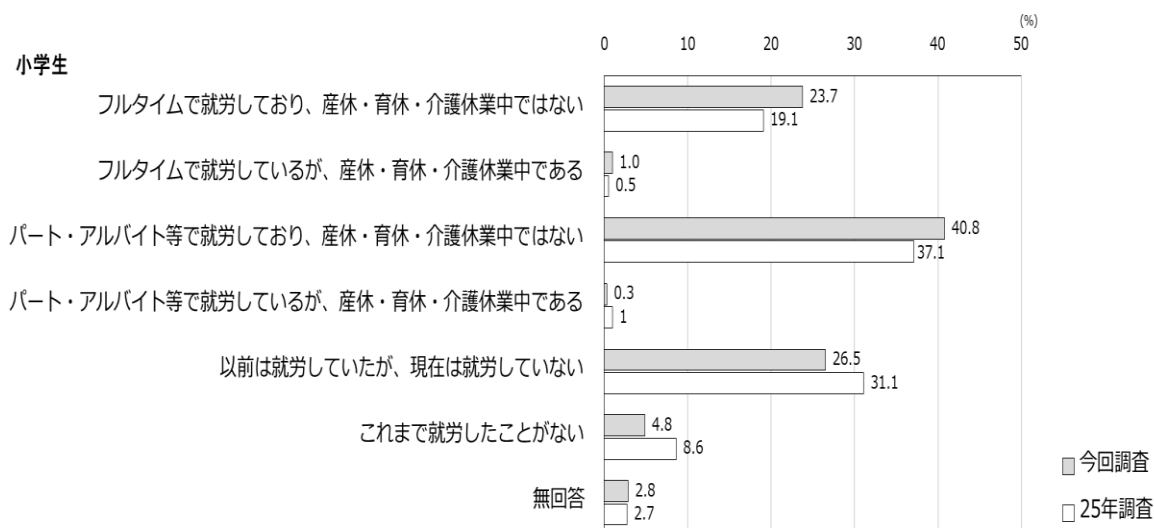
小学生調査によると、母親の就労状況は、パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.8%で最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.5%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.7%、「これまで

<sup>1</sup> 25年調査

『逗子市子ども・子育て支援事業計画』27年3月策定の基礎資料収集のために、平成25年に実施された『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート調査（未就学児調査）』。以下同じ。

就労したことがない」が4.8%で続きます。なお、就労している方及び就労しているが休業中の方は合わせて65.8%に上ります。

今回の調査と26年調査<sup>2</sup>では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は今回の調査が、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」は26年調査が、それぞれ構成比が高くなっています。未就学児調査と同じ傾向です。



<sup>2</sup> 26年調査

『逗子市子ども・子育て支援事業計画』27年3月策定の基礎資料収集のために、平成26年に実施された『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート調査（小学生調査）』。以下同じ。

### **第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題**

A decorative graphic consisting of a thick horizontal grey bar and a thick vertical grey bar that intersect at the right edge of the horizontal bar. The vertical bar extends from the top of the page to the bottom, and the horizontal bar extends from the left edge of the page to the right edge of the vertical bar.





## 1 幼稚園、保育所等の現状

### (1) 現在の制度の概要

認可保育所は公立保育所及び民間保育所で構成され、民間保育所の多くは社会福祉法人が運営しています。一方、幼稚園は県内市町によって若干公立幼稚園がありますが、ほとんど（逗子市内はすべて）私立幼稚園として主に学校法人が運営し、私立学校という位置づけです。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定子ども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳児クラス子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども達の利用料が無償化されました。

| 事業名                     |               | 概要   | 市内<br>対象施設数 |
|-------------------------|---------------|--|-------------|
| 幼稚園                     |               | 3歳～就学前の子どもを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施しています。教育基本法、学校教育法に基づきます。 | 4           |
| 認定子ども園                  |               | 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。教育基本法等に基づきます。  | 1           |
| 認可保育所                   |               | 0歳～就学前の子どもを対象に、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。児童福祉法に基づきます。  | 7           |
| 地域型<br>保育事業<br>(0～2歳対象) | 家庭的<br>保育事業   | 保育者の居宅その他の場所や施設で家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に行う保育事業です。   | 1           |
|                         | 小規模<br>保育事業   | 保育者の居宅その他の場所や施設で家庭的保育に近い雰囲気のもと行う保育事業です。利用定員は6人～19人です。  | 3           |
|                         | 事業所内<br>保育事業  | 事業主等を事業主体として、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに対して行われる保育事業です。   | 0           |
|                         | 居宅訪問型<br>保育事業 | 障がい・疾患などで個別のケアが必要な子どもの居宅で行われる保育事業です。   | 0           |
| 認可外保育施設                 |               | 認可を受けていない保育施設です。神奈川県では総称して私設保育施設と呼んでいます。保護者と施設の個人契約で利用します。運営内容は保育所保育指針を踏まえることが求められています。                                  | 2           |
| 企業主導型<br>保育事業           |               | 企業が週2日程度の就労や夜間、休日出勤など、従業員の多様な働き方に対応した保育施設の設置・運営の費用を国が助成する事業です。   | 2           |

## (2) 市内未就学児の入所状況概況

### ① 市内未就学児の入所状況

保育所 平成31年4月1日現在  
幼稚園 令和元年5月1日現在

| 内 訳           | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計    |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年齢別人口         | 363 | 343 | 411 | 451 | 471 | 454 | 2,493 |
| 年齢別人口(3歳以上)   |     |     |     | 451 | 471 | 454 | 1,376 |
| 内 訳           | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計    |
| 市内幼稚園         |     |     | 2   | 99  | 114 | 97  | 312   |
| 市内こども園(1号)    |     |     | 1   | 11  | 21  | 10  | 43    |
| 市外こども園(1号)    |     |     |     | 9   | 4   | 4   | 17    |
| 葉山町幼稚園        |     |     |     | 49  | 74  | 91  | 214   |
| 鎌倉市幼稚園        |     |     |     | 43  | 38  | 64  | 145   |
| その他幼稚園        |     |     | 1   | 7   | 9   | 5   | 22    |
| 幼稚園 計         | 0   | 0   | 4   | 218 | 260 | 271 | 753   |
| 幼稚園入所率        | 0%  | 0%  | 1%  | 48% | 55% | 60% | 30%   |
| 市内保育所         | 71  | 133 | 161 | 160 | 162 | 147 | 834   |
| 市内こども園(2号・3号) |     | 7   | 10  | 8   | 4   | 1   | 30    |
| 市外保育所         | 1   | 5   | 1   | 6   | 2   | 5   | 20    |
| 保育所 計         | 72  | 145 | 172 | 174 | 168 | 153 | 884   |
| 保育所入所率        | 20% | 42% | 42% | 39% | 36% | 34% | 35%   |
| 3歳以上在園児数計     |     |     |     | 392 | 428 | 424 | 1,244 |
| 3歳以上在園率       |     |     |     | 87% | 91% | 93% | 90%   |

## (3) 保育所待機児童の推移

(毎年度4月1日)

| 区 分   |       | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 待機児童数 | 3歳未満児 | 4    | 19   | 25   | 8    | 11   |
|       | 3歳以上児 | 0    | 0    | 1    | 0    | 7    |
|       | 計     | 4    | 19   | 26   | 8    | 18   |
| 園指定含む | 3歳未満児 | 20   | 36   | 44   | 28   | 34   |
|       | 3歳以上児 | 1    | 3    | 8    | 7    | 12   |
|       | 計     | 21   | 39   | 52   | 35   | 46   |

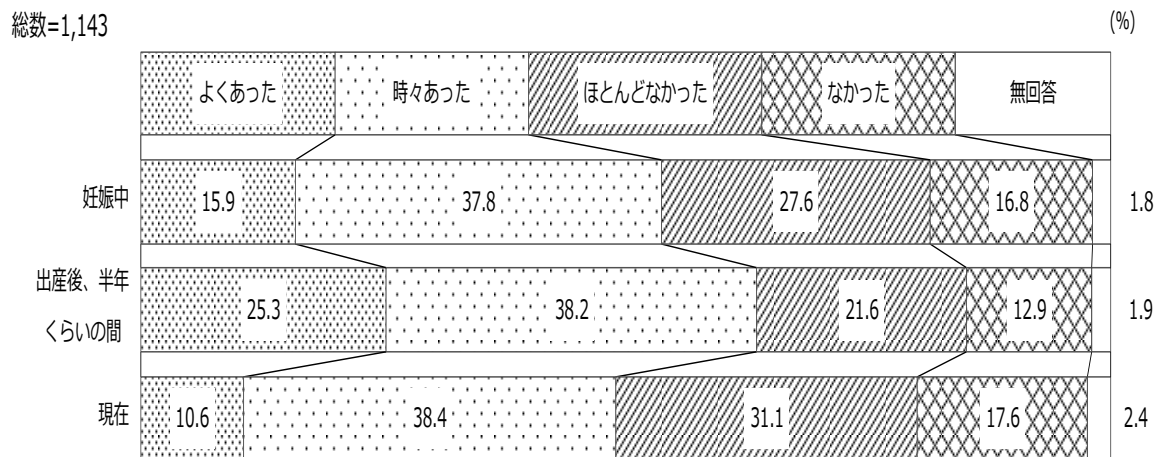
## 2 子育て支援施策の現状

「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート調査結果による主な特徴と関連する事業から子育て支援事業について課題と現状を整理しました。

### (1) 妊娠期から出産後まで

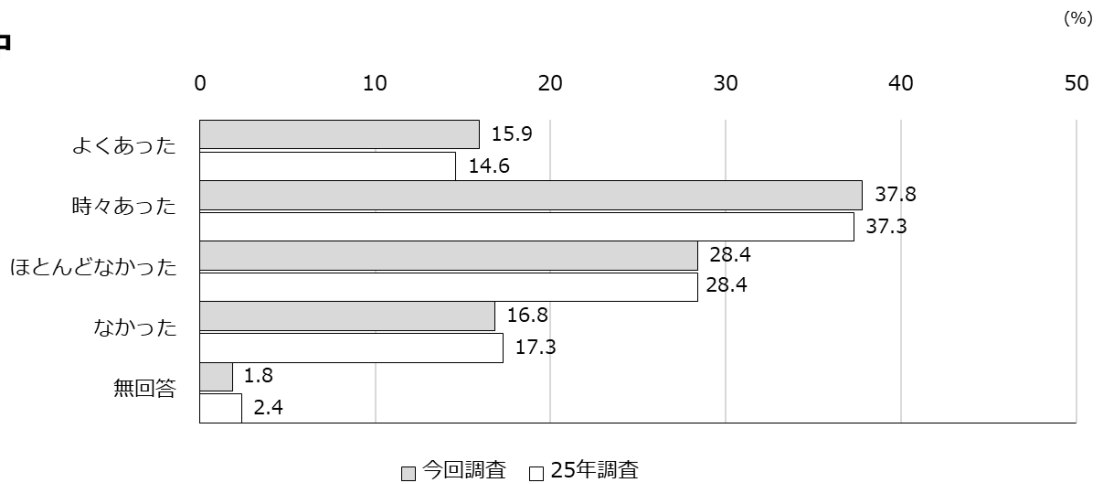
対応する主な子育て支援事業：「妊婦健診事業」「妊産婦・乳児訪問事業」  
「妊産婦・乳幼児教室事業」「乳幼児健診事業」  
「産後ケア事業」

未就学児調査によると、妊娠中から出産後半年くらいの間は、不安を感じたり自信が持てなくなったりする方が半数を超え、とくに、出産後半年くらいの間では「よくあった」方が25.3%、「時々あった」と合わせると63.5%となっています。

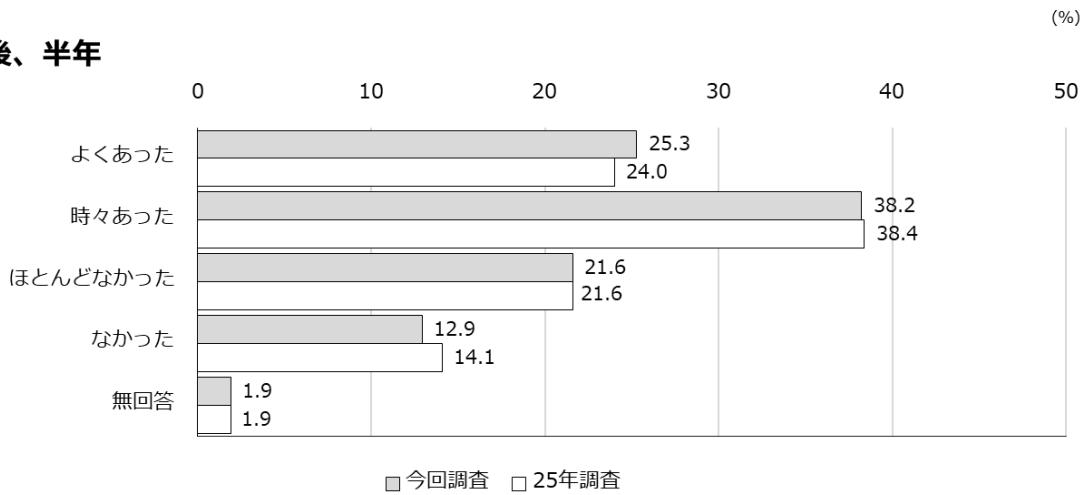


これを25年調査と比較すると、今回の調査のほうが不安を感じる方の構成比が低くなっている傾向にあります。

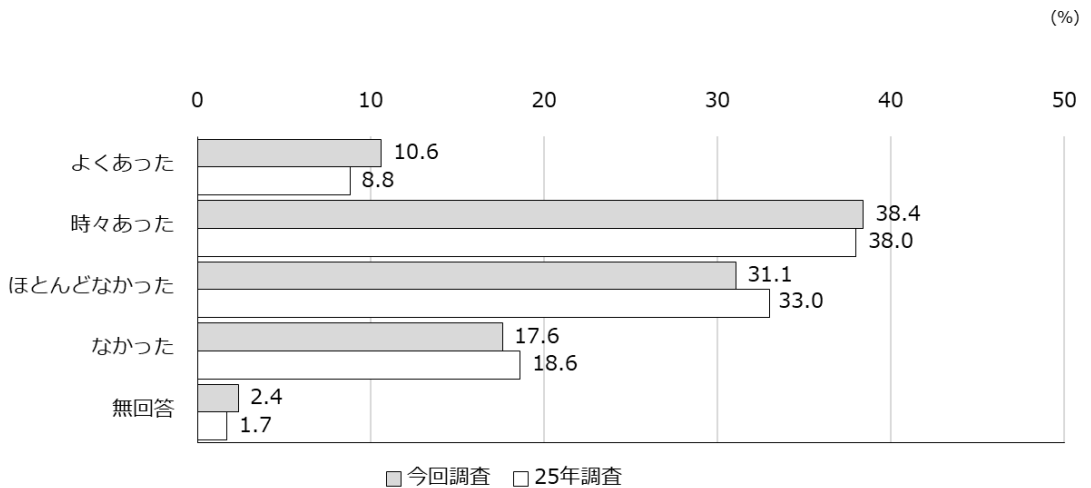
### 妊娠中



### 出産後、半年



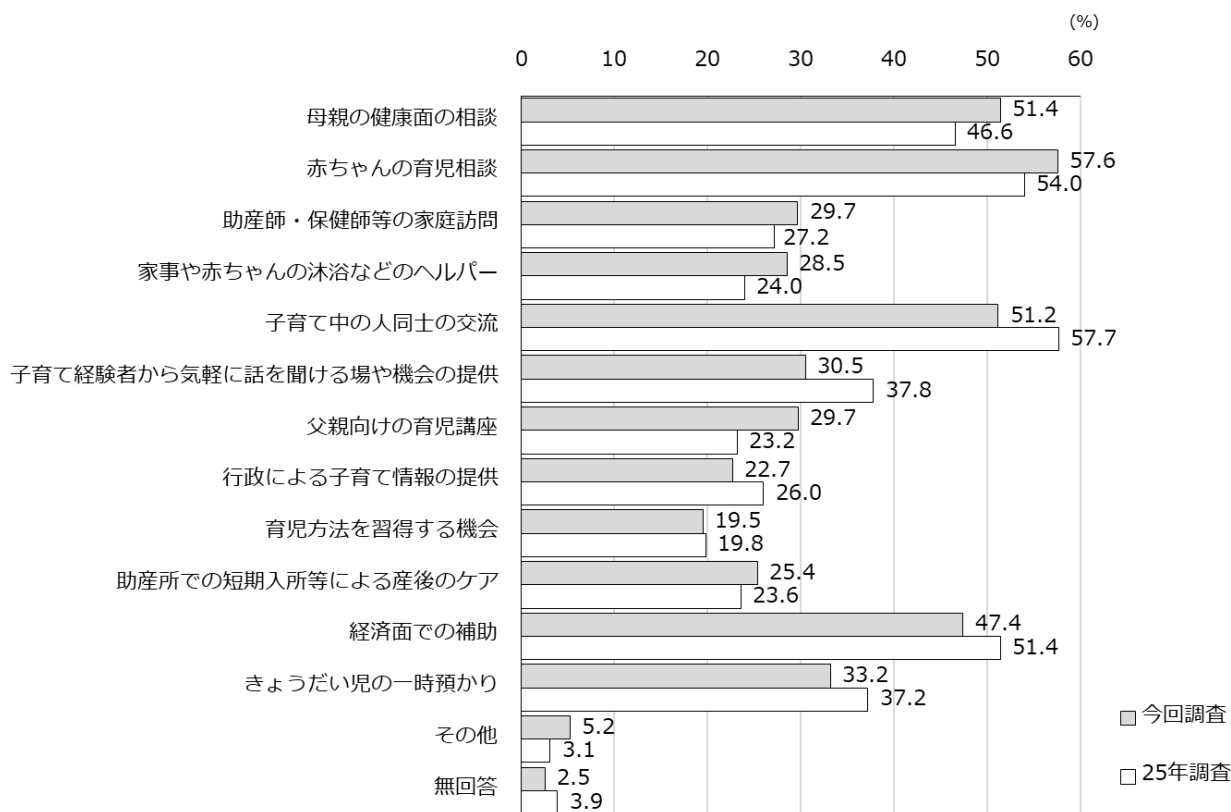
### 現在





未就学児調査によると、妊娠中・出産後重要なサポートとしては、「赤ちゃんの育児相談」「母親の健康面の相談」「子育て中の人同士の交流」を上げる方が、それぞれ57.6%、51.4%、51.2%で、5割を超え、「経済面での補助」が47.4%で続いています。

これを25年調査と比較すると、「父親向けの育児講座」「母親の健康面の相談」「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」の需要が増えている一方、「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「子育て中の人同士の交流」「経済面での補助」の需要が減っています。

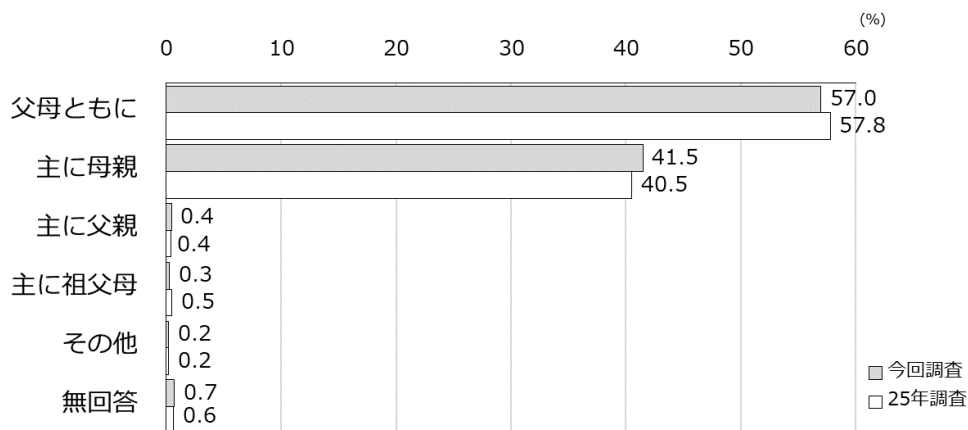


## (2) 子育ての環境について

### ① 父親の子育て

未就学児調査によると、主に子育てを行っている方について、「父母ともに」が57.0%で最も多く、「主に母親」が41.5%と4割を超えています。「主に父親」はわずか0.4%です。父親の積極的な関与が望まれます。

これを25年調査と比較しても、さほどの変化は見られませんでした。

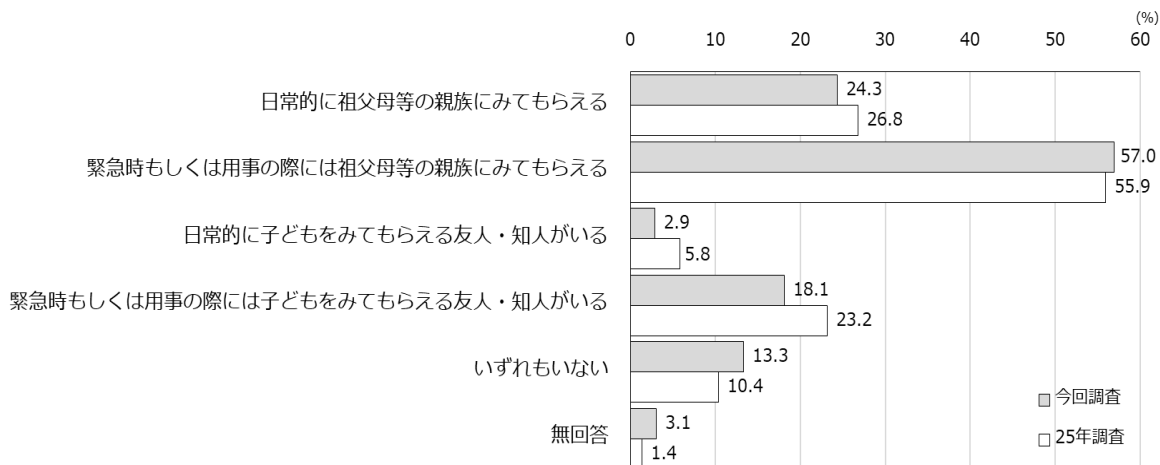


### ② 緊急時の協力体制

対応する主な子育て支援事業：「ファミリーサポートセンター」

未就学児調査によると、子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関して、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人がいない方が13.3%と1割を超えています。子育てを支える環境の整備が求められています。

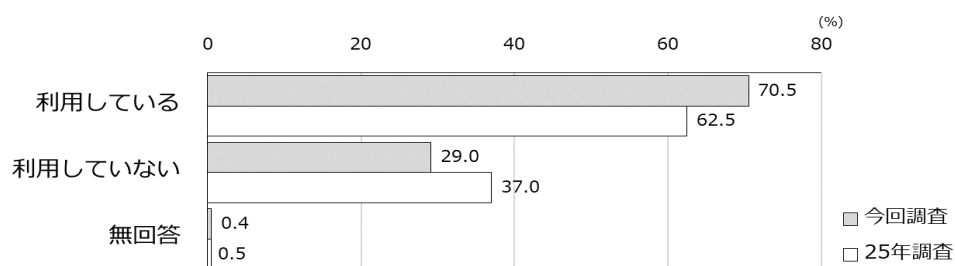
これを25年調査と比較すると、いない方の構成比がいくらか高くなっています。



### ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

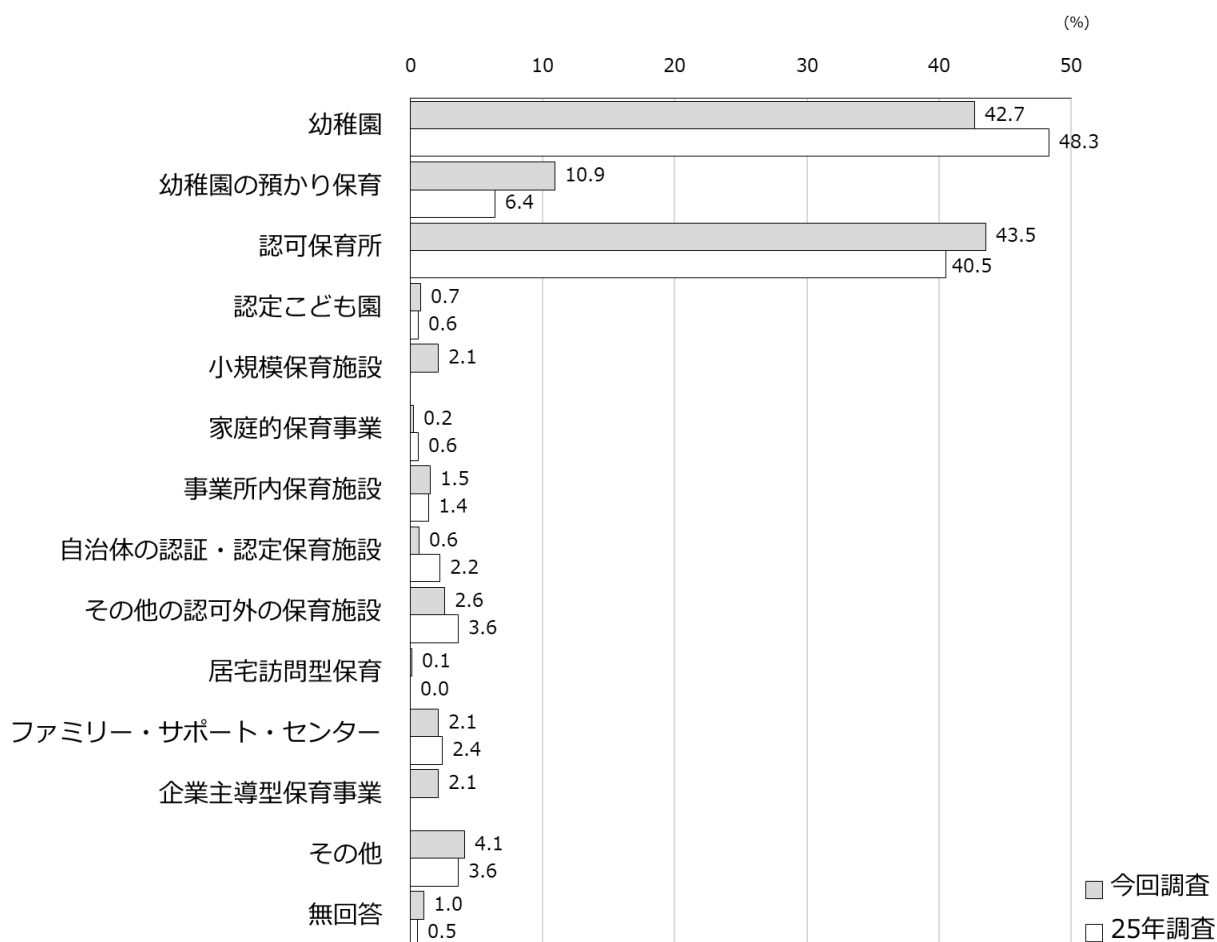
未就学児調査によると、利用状況・利用意向の現状からみて定期的な教育・保育事業利用の有無をみると、「利用している」は70.5%、「利用していない」は29.0%となっています。

これを25年調査と比較すると、「利用している」方の構成比が高くなってきています。



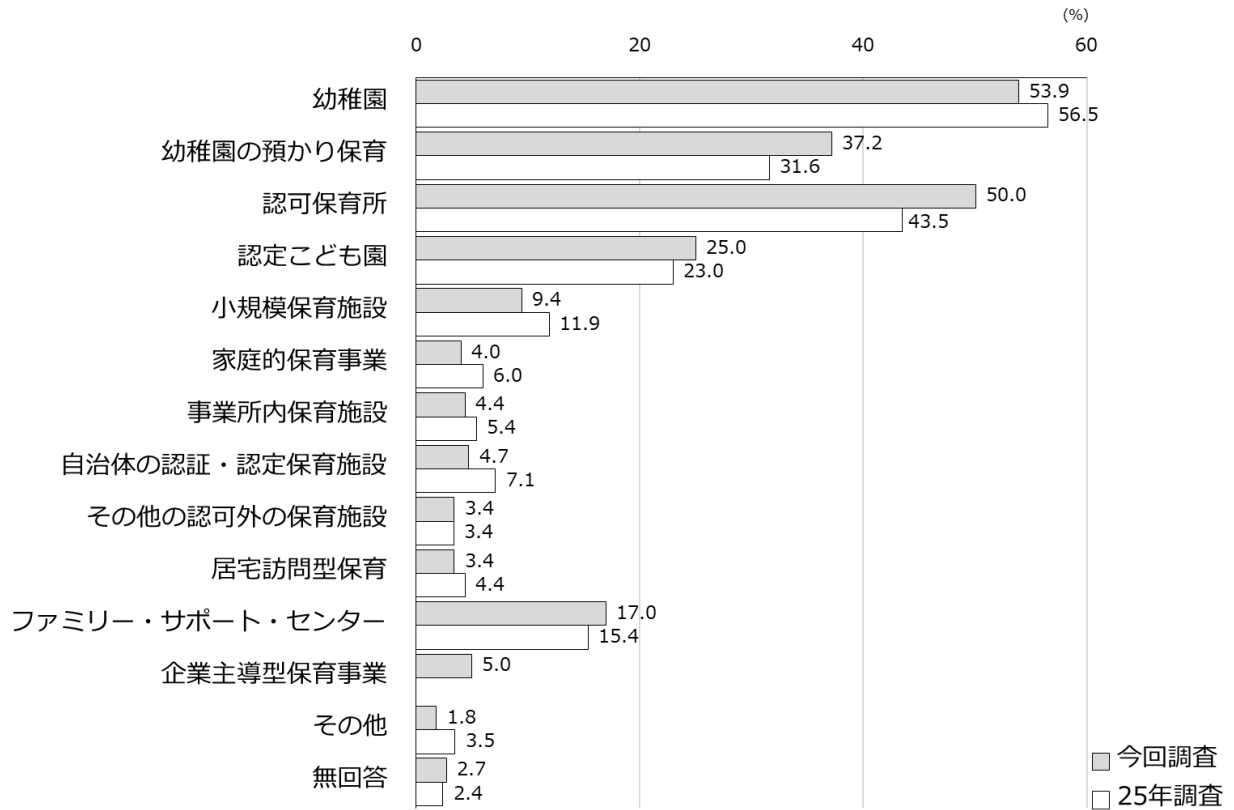
定期的にご利用している具体的な事業では、「認可保育所」「幼稚園」が、それぞれ43.5%、42.7%で、4割を超えています。その他、「幼稚園の預かり保育」が10.9%となっています。

これを25年調査と比較すると、「幼稚園」の利用が減り、「認可保育所」の利用が増えています。



定期的に利用することを希望する具体的事業では、「幼稚園」「認可保育所」が、それぞれ 53.9%、50.0%で、5 割を超え、「幼稚園の預かり保育」が 37.2%、「認定こども園」が 25.0%で続きます。

これを 25 年調査と比較すると、「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「企業主導型保育事業」などの希望が増えています。

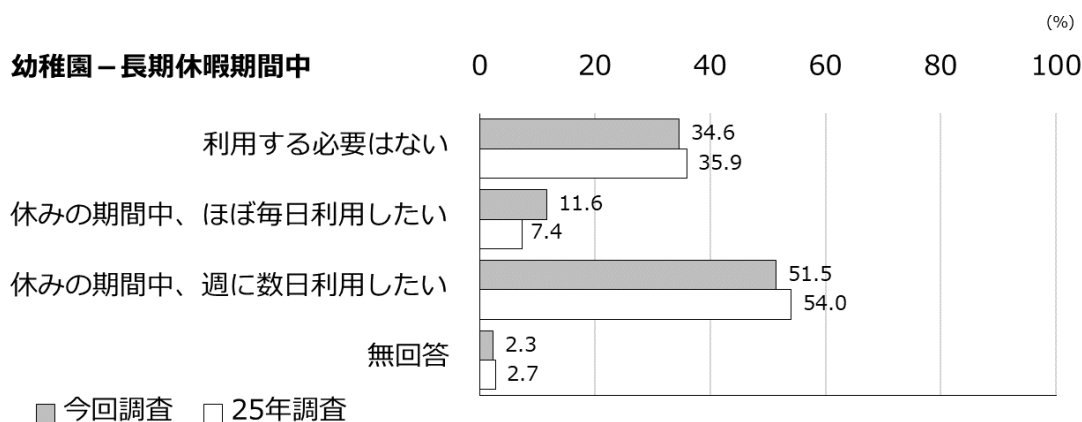
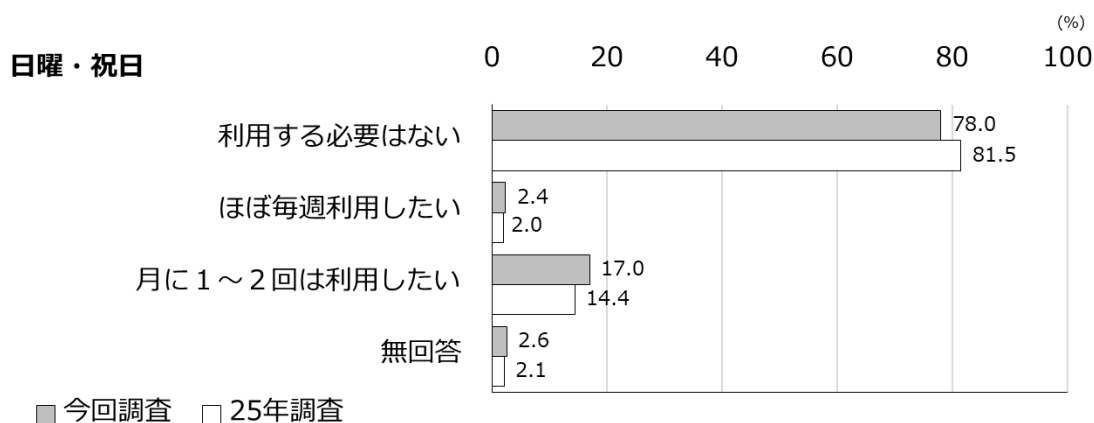
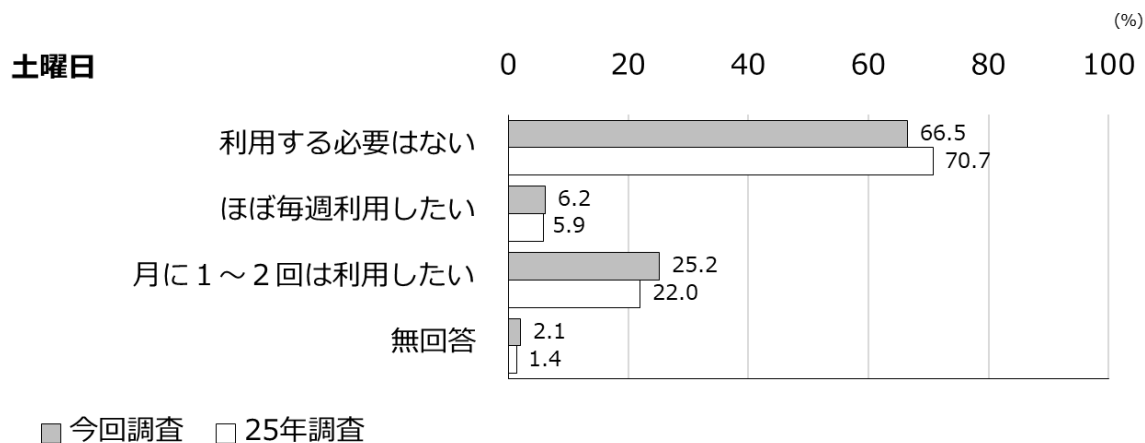


④ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業

未就学児調査で、土曜・休日の定期的な教育・保育事業が必要なサービスの利用意向をみると、定期的な教育・保育事業では土曜日及び日曜日・祝日の利用は必要ないとする方が、それぞれ66.5%、78.0%で、多い傾向にあります。

幼稚園利用者では、長期休暇中に「月に1～2回は利用したい」との意向を持つ方が51.5%と5割を超えています。

これを25年調査と比較すると、土曜日及び日曜日・祝日の利用意向は若干高まっています。



⑤ 希望が多い地域子育て支援拠点事業の利用

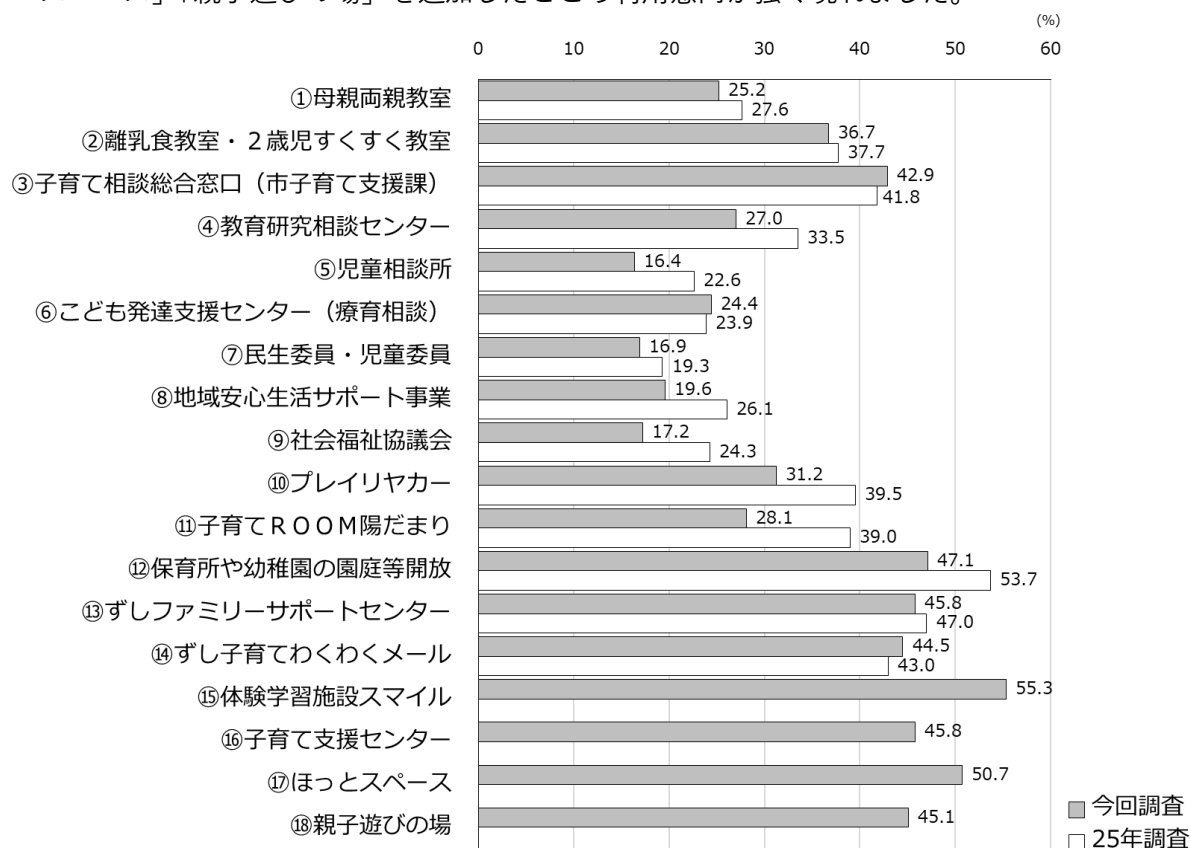
未就学児調査で、認知度が高い事業については「ほっとスペース」「子育て支援センター」「ずしファミリーサポートセンター」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」などの割合が大きく、利用している事業では「ほっとスペース」「ずし子育てわくわくメール」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」の割合が大きい。

利用したい事業では「ほっとスペース」「ずし子育てわくわくメール」「ずしファミリーサポートセンター」「子育て支援センター」の割合が大きい。

| 区 分                 | 事業を知っている<br>(%) | 利用したことがある<br>(%) | 今後利用したい<br>(%) |
|---------------------|-----------------|------------------|----------------|
| ①母親両親教室             | 74.7            | 56.0             | 25.2           |
| ②離乳食教室・2歳児すくすく教室    | 80.6            | 68.6             | 36.7           |
| ③子育て相談総合窓口（市子育て支援課） | 79.1            | 41.7             | 42.9           |
| ④教育研究相談センター         | 22.6            | 16.7             | 27.0           |
| ⑤児童相談所              | 68.8            | 4.1              | 16.4           |
| ⑥こども発達支援センター（療育相談）  | 64.4            | 17.1             | 24.4           |
| ⑦民生委員・児童委員          | 64.6            | 8.5              | 16.9           |
| ⑧地域安心生活サポート事業       | 18.6            | 2.8              | 19.6           |
| ⑨社会福祉協議会            | 39.6            | 15.0             | 17.2           |
| ⑩プレイリヤカー            | 42.8            | 39.7             | 31.2           |
| ⑪子育てROOM陽だまり        | 51.8            | 26.4             | 28.1           |
| ⑫保育所や幼稚園の園庭等開放      | 78.0            | 47.9             | 47.1           |
| ⑬ずしファミリーサポートセンター    | 83.9            | 28.9             | 45.8           |
| ⑭ずし子育てわくわくメール       | 57.0            | 72.7             | 44.5           |
| ⑮体験学習施設スマイル         | 69.4            | 45.9             | 55.3           |
| ⑯子育て支援センター          | 84.4            | 68.5             | 45.8           |
| ⑰ほっとスペース            | 85.2            | 73.9             | 50.7           |
| ⑱親子遊びの場             | 48.7            | 47.4             | 45.1           |

「今後利用したい」の構成比を25年調査と比較すると、「子育てROOM陽だまり」「保育所や幼稚園の園庭等開放」「教育研究相談センター」「地域安心生活サポート事業」などで利用意向が下がっています。

これは、前回では選択肢になかった「体験学習施設スマイル」「子育て支援センター」「ほっとスペース」「親子遊びの場」を追加したところ利用意向が強く現れました。



## ⑥ 病気の際の対応－病児・病後児保育事業の利用ニーズ

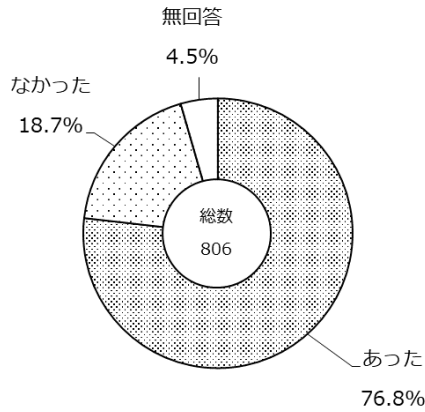
対応する主な事業：ファミリーサポートセンターの病児・病後児預かり

未就学児調査で、定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応は、「母親が休んだ」が69.1%で最も多く、「父親が休んだ」「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」がそれぞれ35.1%で、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が25.2%で続きます。

父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は49.9%となっています。その際の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が84.8%で最も多く、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が66.8%で続きます。

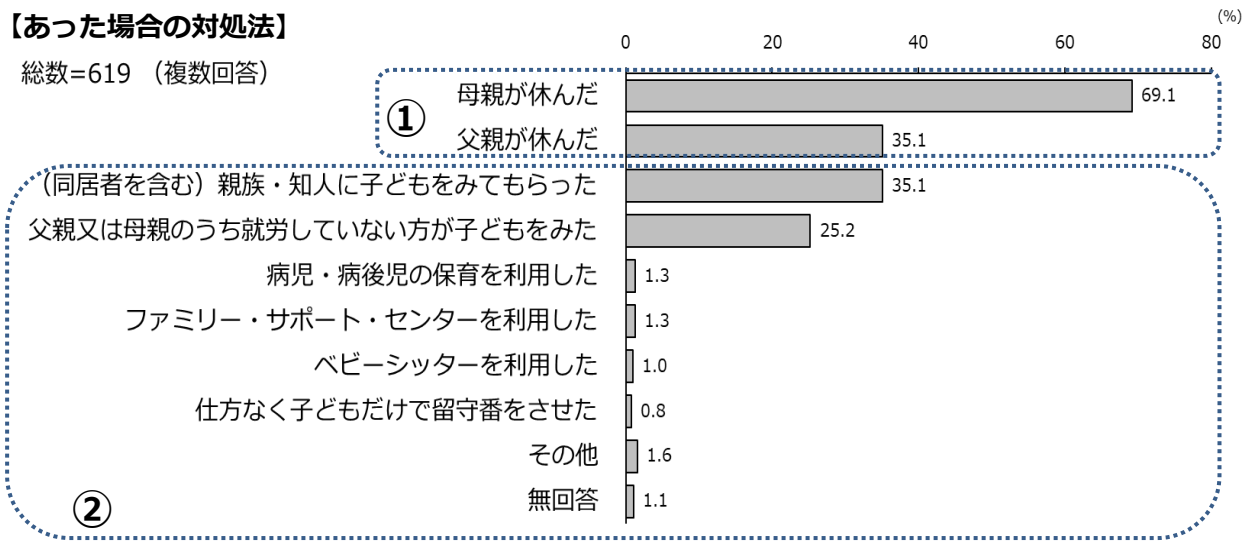
定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対処を行った方のうち、27.0%が「仕事を休んで見ることは非常に難しい」と考えて休まなかったという結果でした。理由としては41.3%の方が「子どもの看護を理由に休みがとれない」を挙げていました。

【病気やケガで通常の事業が利用出来なかったこと】

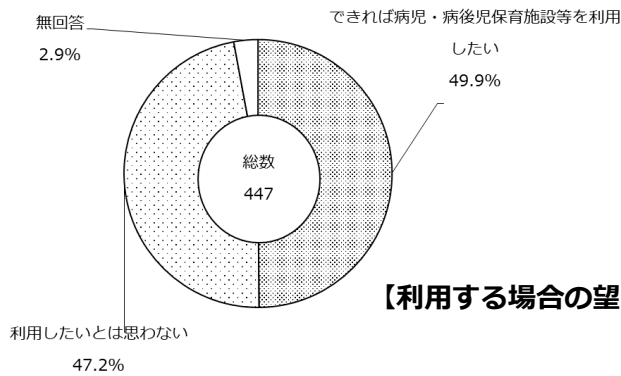


【あった場合の対処法】

総数=619 (複数回答)

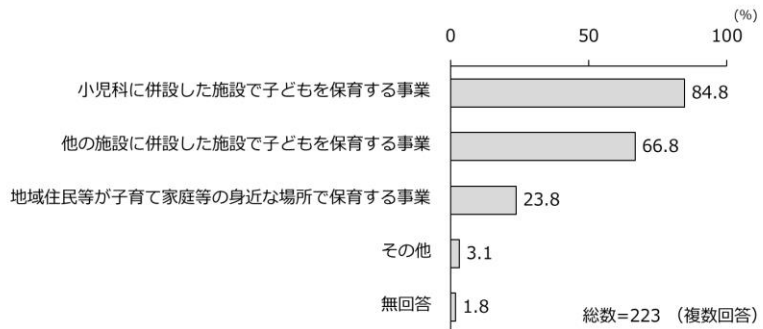


【父母が休んだ際の病児・病後児の保育施設等の利用意向】



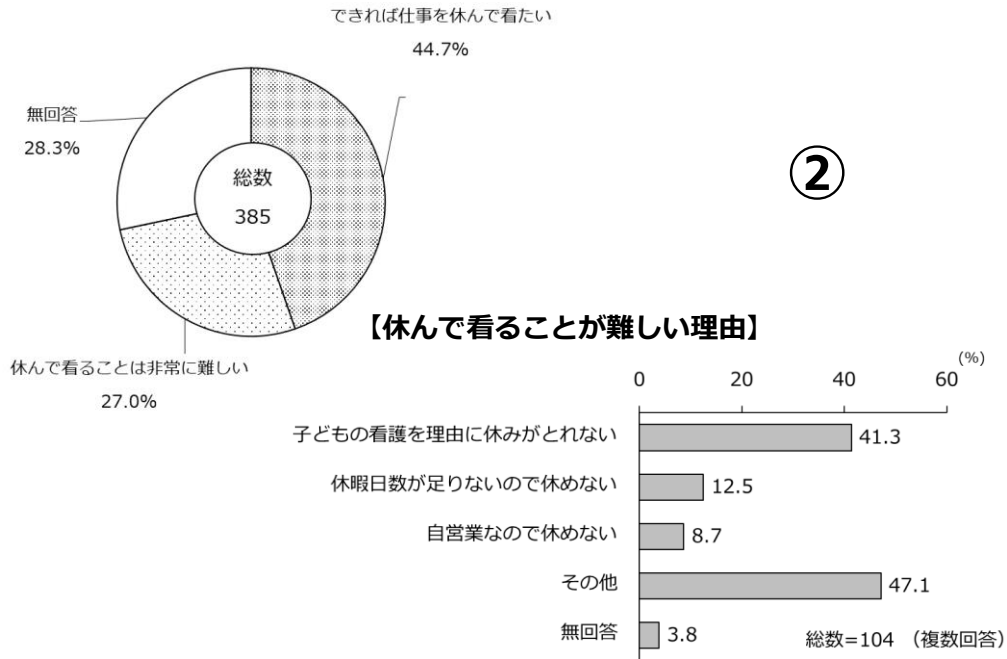
①

【利用する場合の望ましいと思う事業形態】



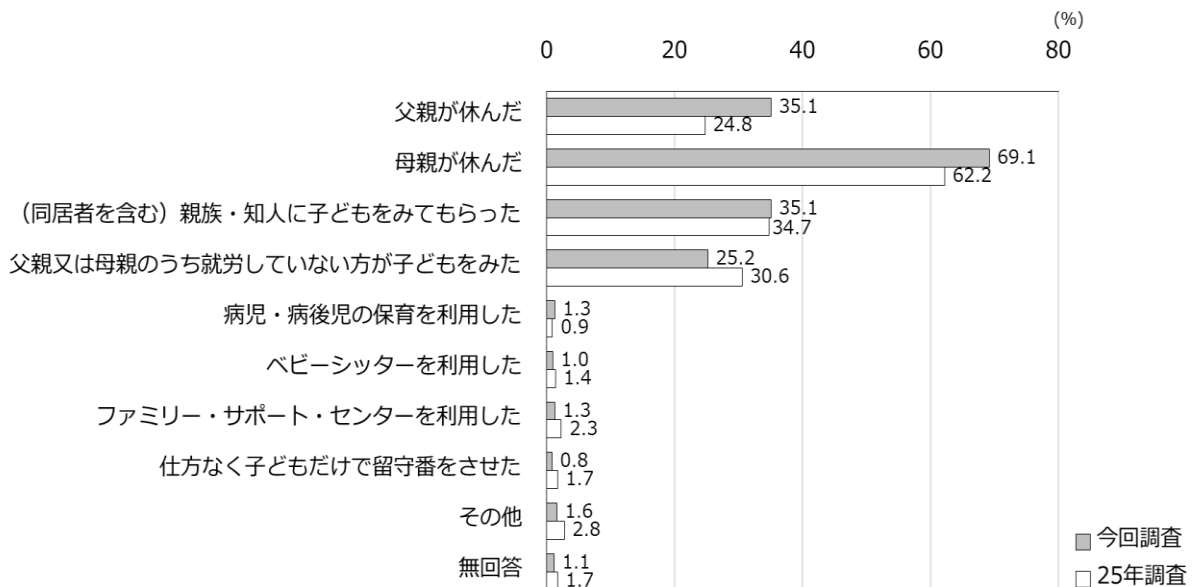


【父母が休んだ以外の対処を行った方の休暇取得に関する意向】



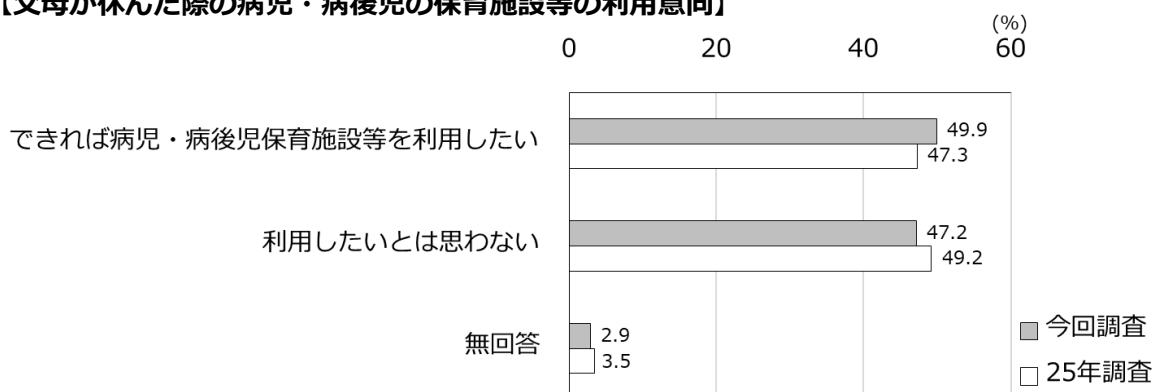
25年調査と比較すると、定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応では、「父親が休んだ」「母親が休んだ」が増え、父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が減っています。

【病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法】



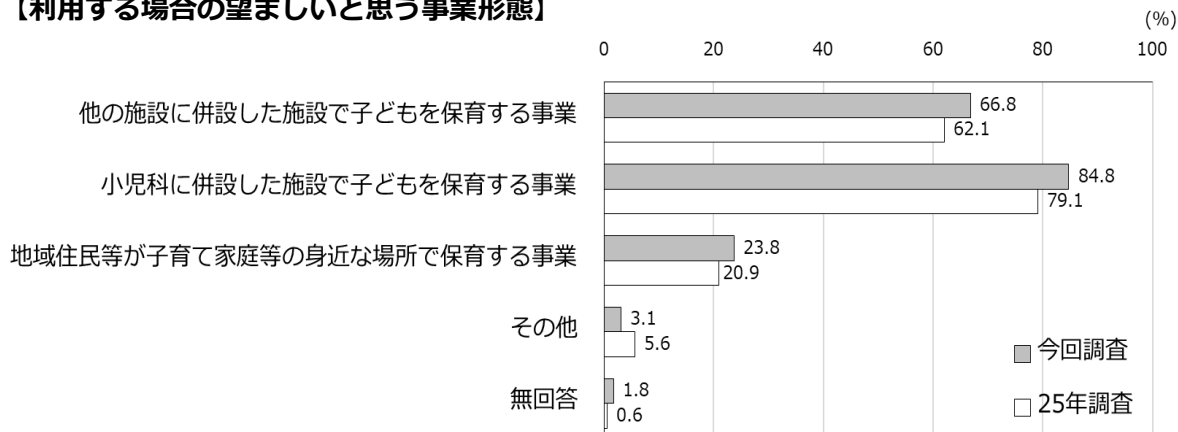
父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」のほうが「利用したいとは思わない」を逆転して多くなりました。

### 【父母が休んだ際の病児・病後児の保育施設等の利用意向】



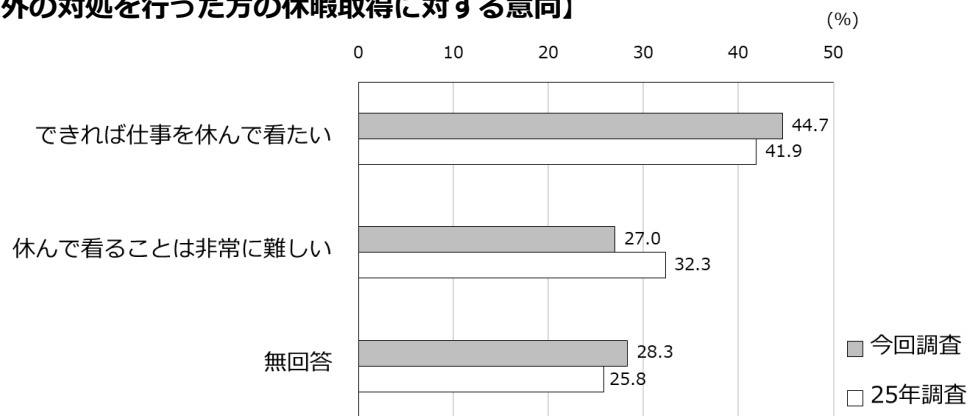
利用する場合の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が増えています。

### 【利用する場合の望ましいと思う事業形態】



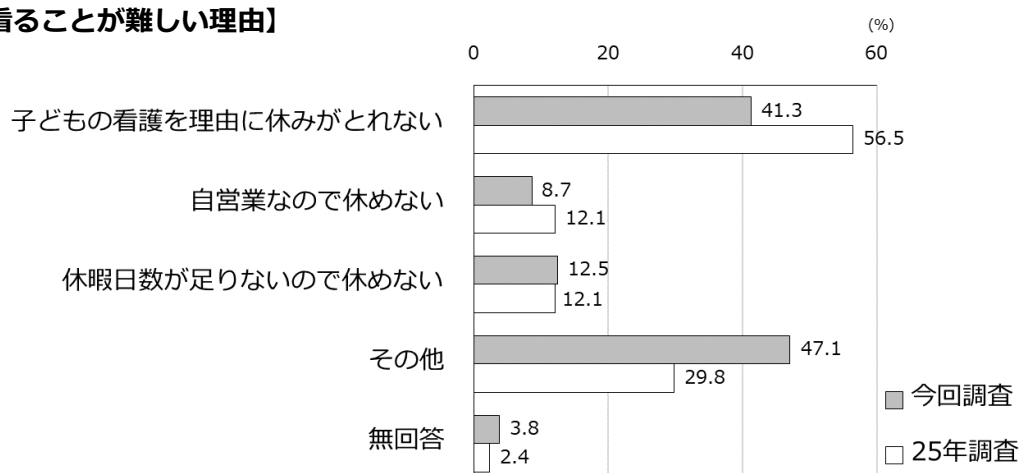
定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対処を行った方がそのように対処した理由では、「仕事を休んで看ることは非常に難しい」がやや減少しています。

### 【父母が休んだ以外の対処を行った方の休暇取得に対する意向】



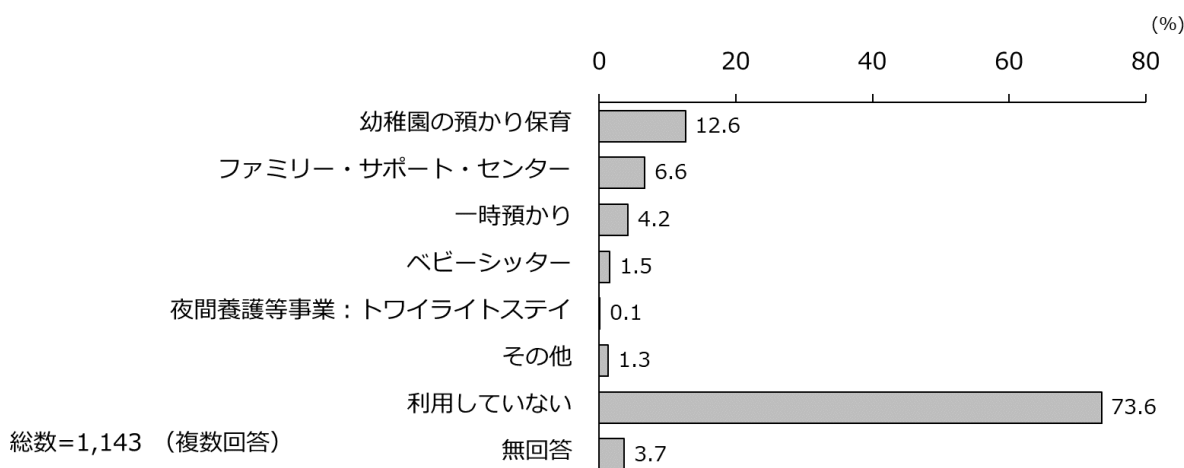
また、「仕事を休んで見ることは非常に難しい」と判断した理由では「子どもの看護を理由に休みがとれない」がやや減少しました。

### 【休んで看ることが難しい理由】



### ⑦ 不定期で利用している教育・保育事業等の利用ニーズ

未就学児調査によると、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業では「幼稚園の預かり保育」が12.6%で最も多く、「ファミリー・サポート・センター」「一時預かり」「ベビーシッター」が続きます。

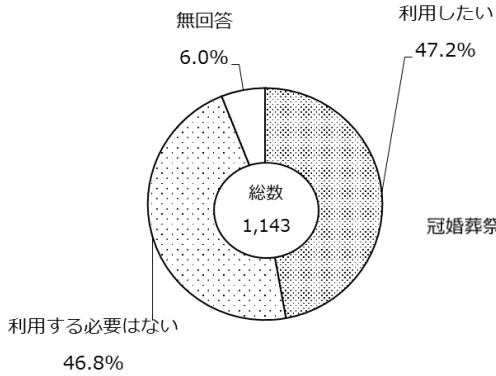


私用、親の通院、不定期の就労の目的で「利用したい」方は47.2%となっています。

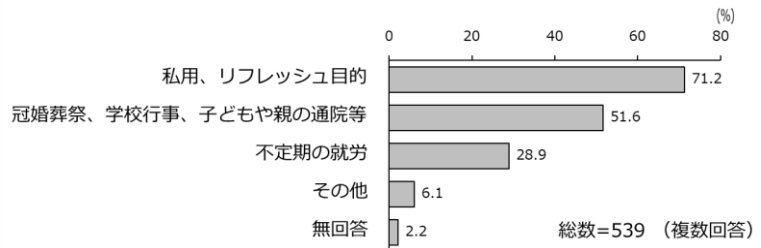
「利用したい」と回答した方の利用の目的では「私用、リフレッシュ目的」が71.2%で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」51.6%、「不定期の就労」が28.9%が続いています。

その際、預けるのに望ましいと思う事業形態は「大規模施設で子どもを保育する事業」が72.7%で最も多く、「小規模施設で子どもを保育する事業」が46.6%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」が35.8%が続いています。

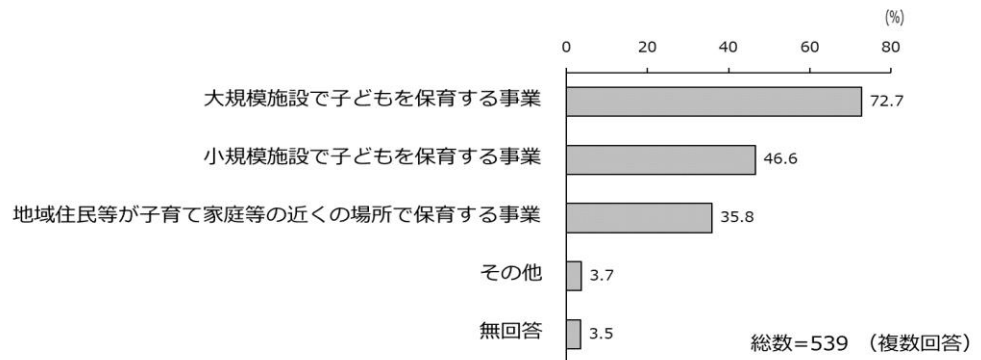
【不定期での教育・保育事業等の利用意向】



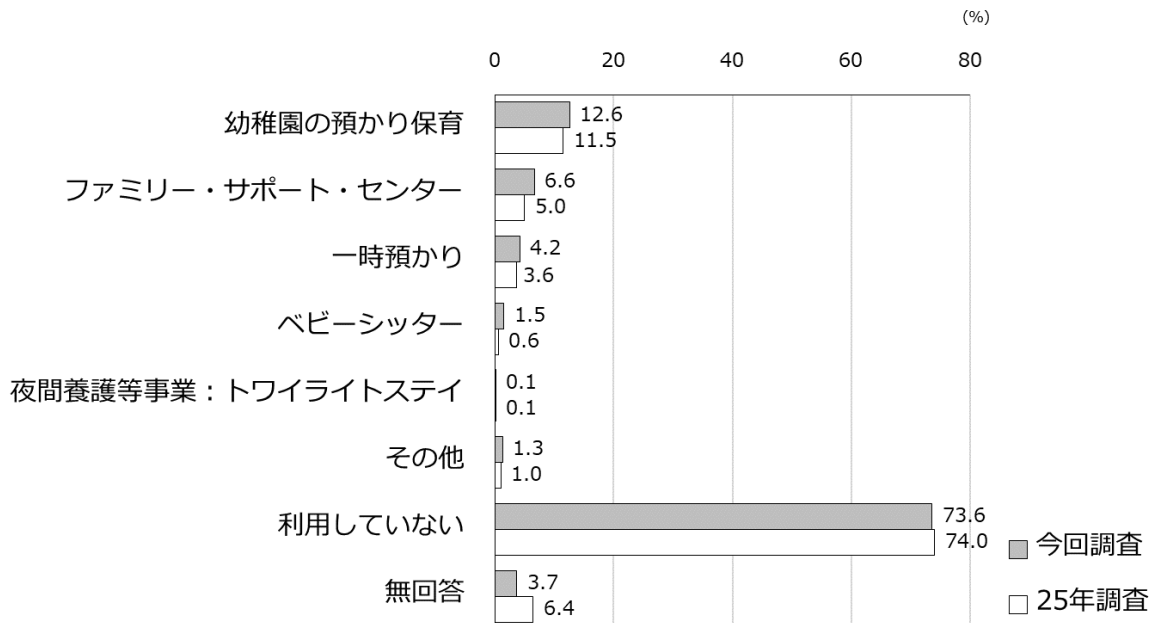
【利用したいと回答した方の利用目的】



【利用したいと回答した方の預けるのに望ましいと思う事業形態】

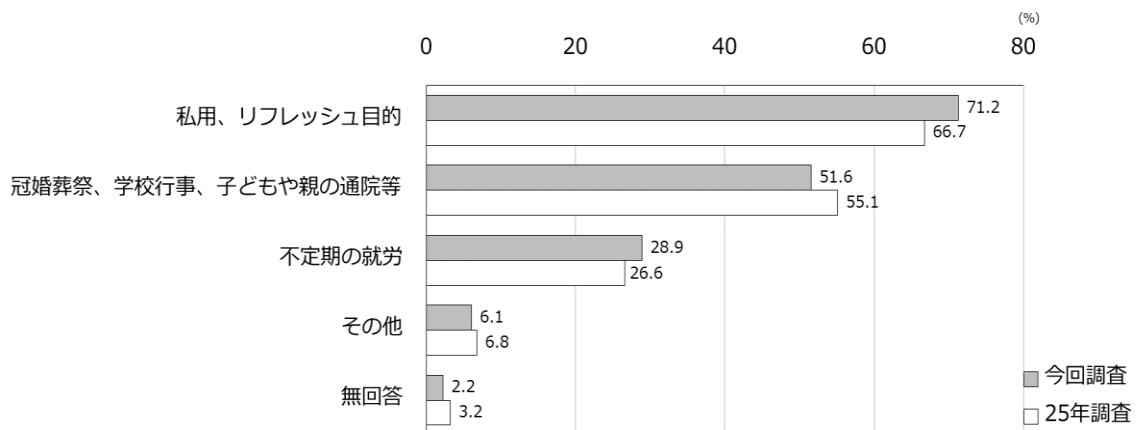
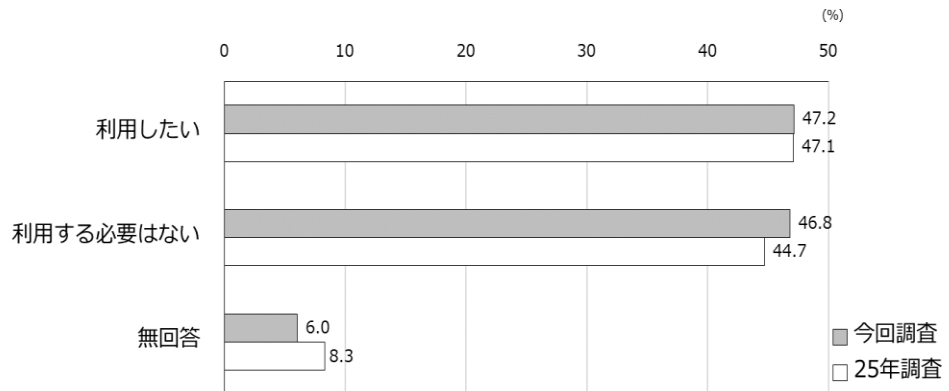


25年調査と比較しても、利用している事業の傾向には、大きな変化はみられません。



利用意向の比較でも、両調査で大きな変化はみられません。

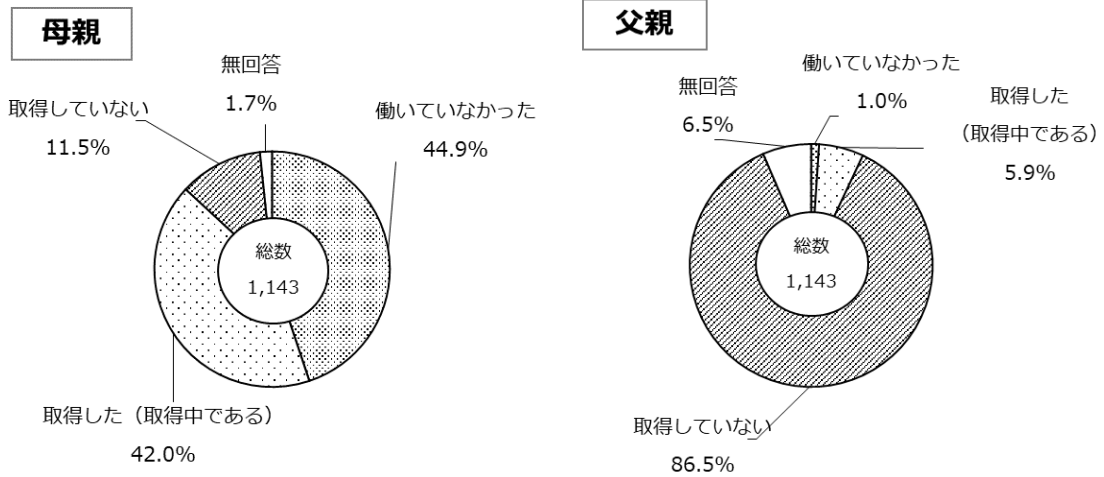
また、利用目的では、今回の調査では「私用、リフレッシュ目的」が増え、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が減っています。



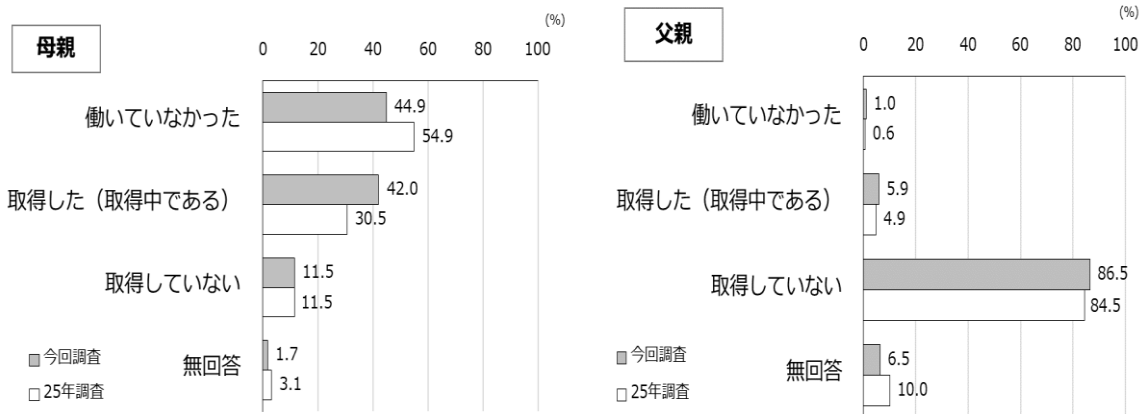
⑧ 求められるワークライフバランス－現状からみて

未就学児調査で母親の育児休業取得状況をみると、「働いていなかった」が44.9%で最も多く、「取得した（取得中である）」が42.0%、「取得していない」が11.5%で続きます。

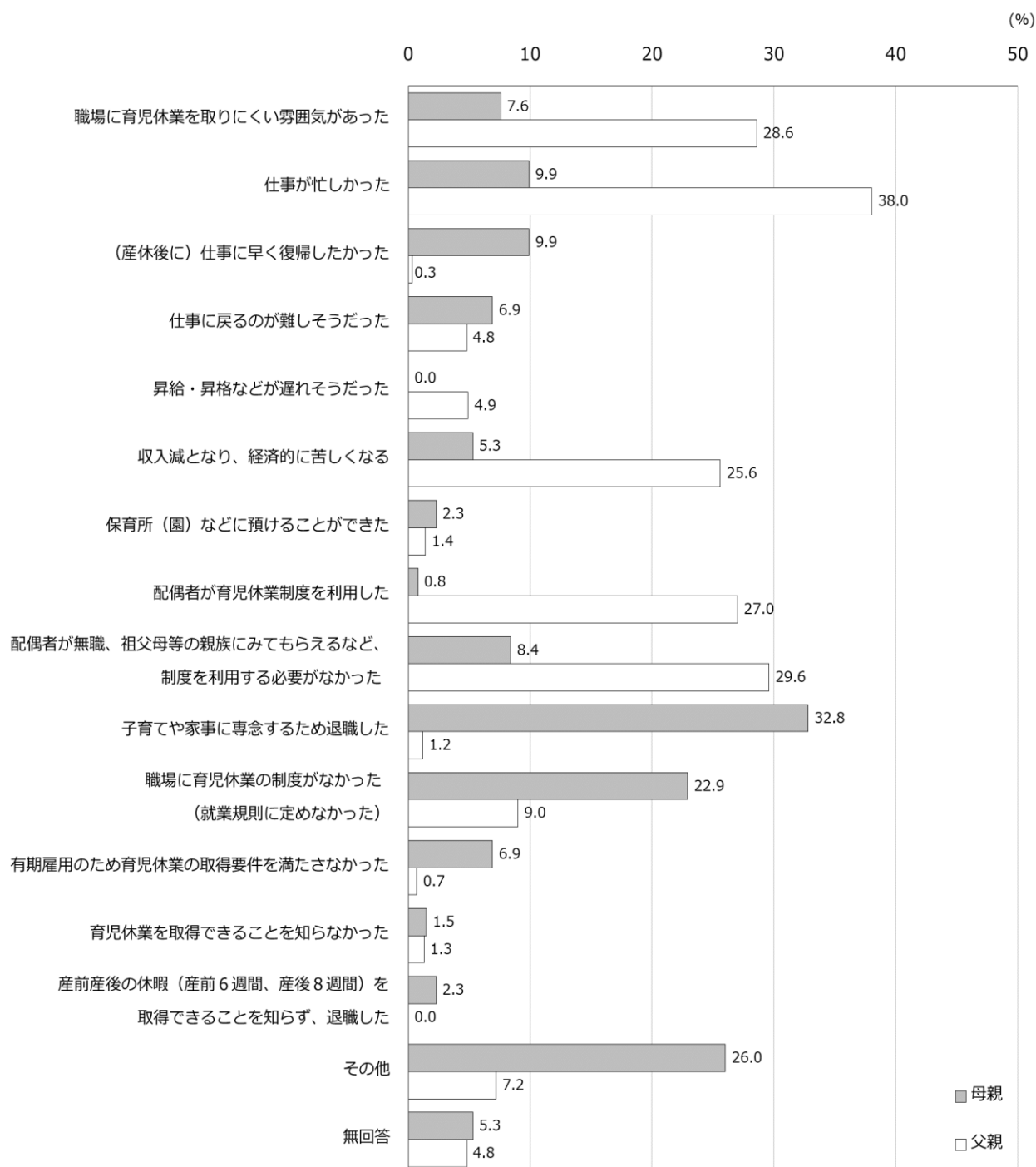
これを父親でみると、「取得していない」が86.5%で最も多く、「取得した（取得中である）」は1割に満たない5.9%という状況です。



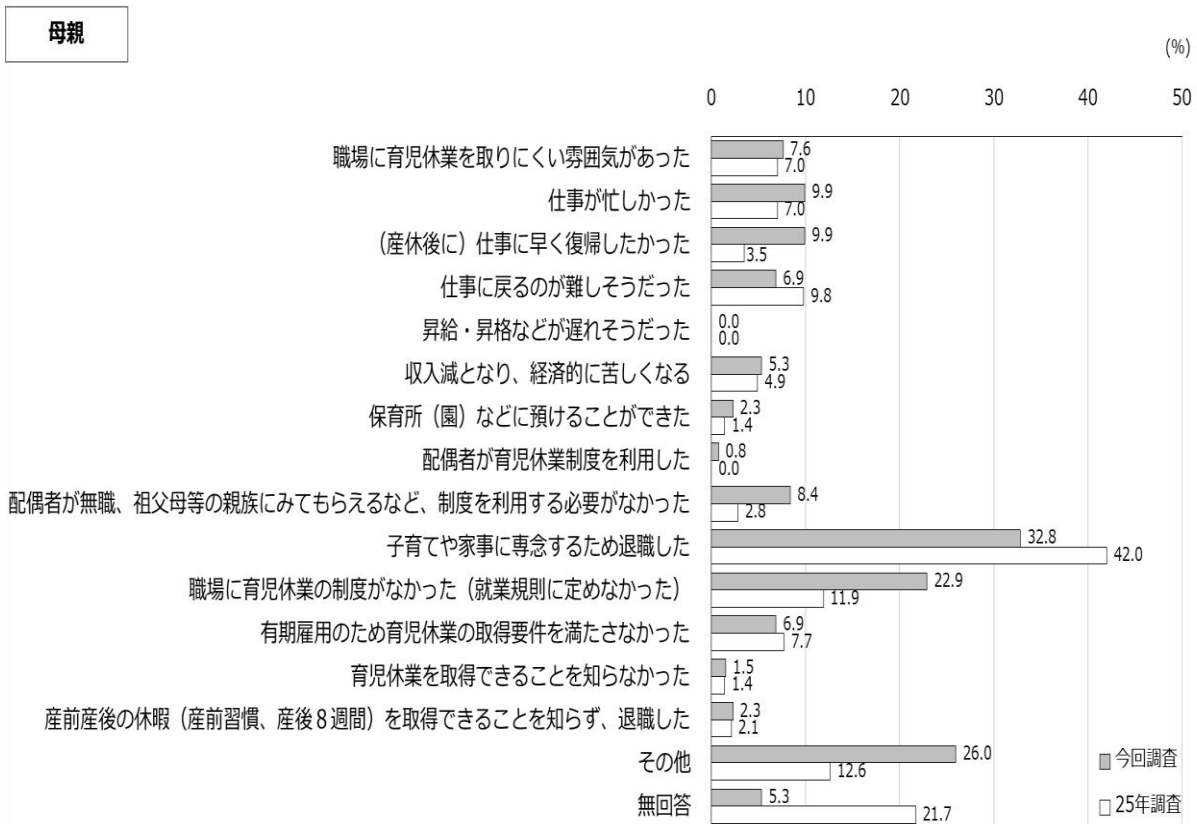
25年調査と比較すると、母親の育児休業取得状況をみると、「働いていなかった」が1割減り、「取得した（取得中である）」は1割以上増えています。「取得していない」に変化はありません。父親の育児休業取得状況には、あまり変化はみられません。



育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が32.8%で最も多く、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めなかった)」が続きます。父親では「仕事が忙しかった」が38.0%で最も多く、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が続きます。

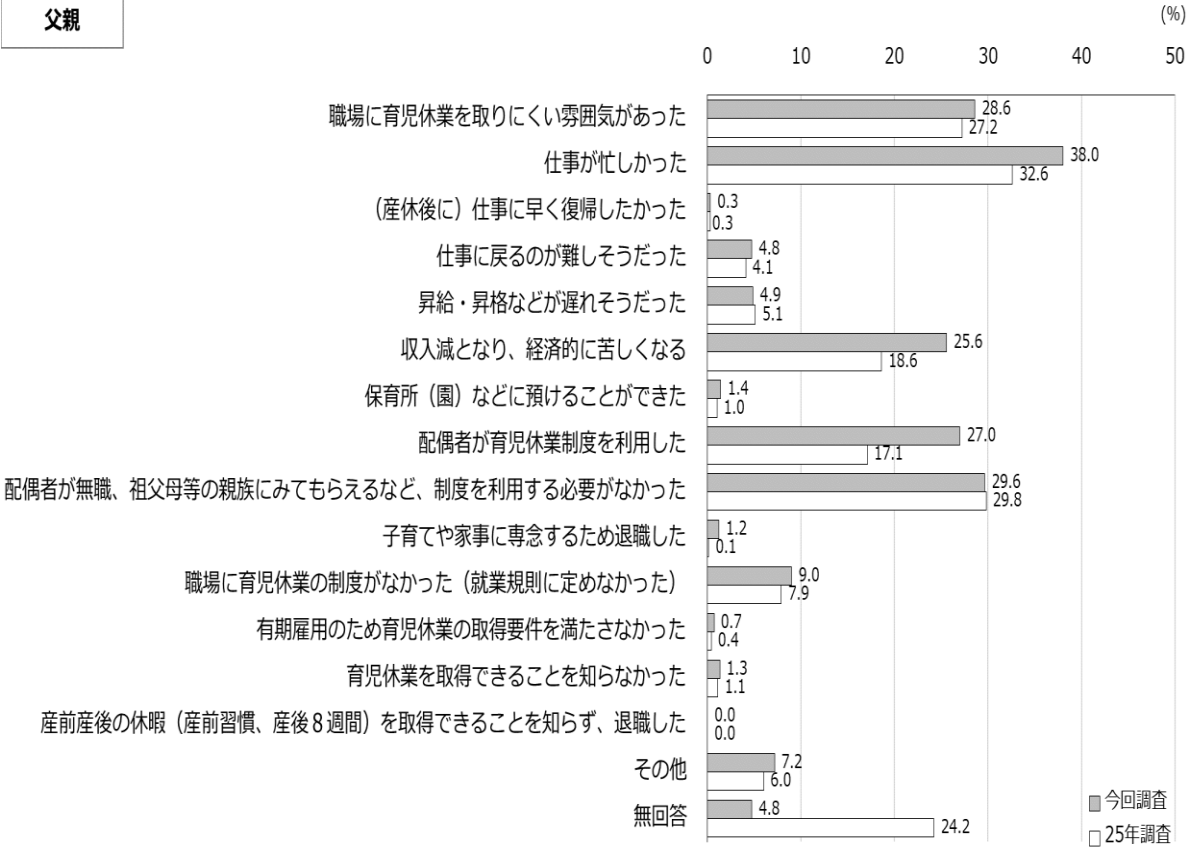


育児休業を取得していない理由は、母親では、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めなかった）」が増え、「子育てや家事に専念するため退職した」が減っています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が増えています。





父親

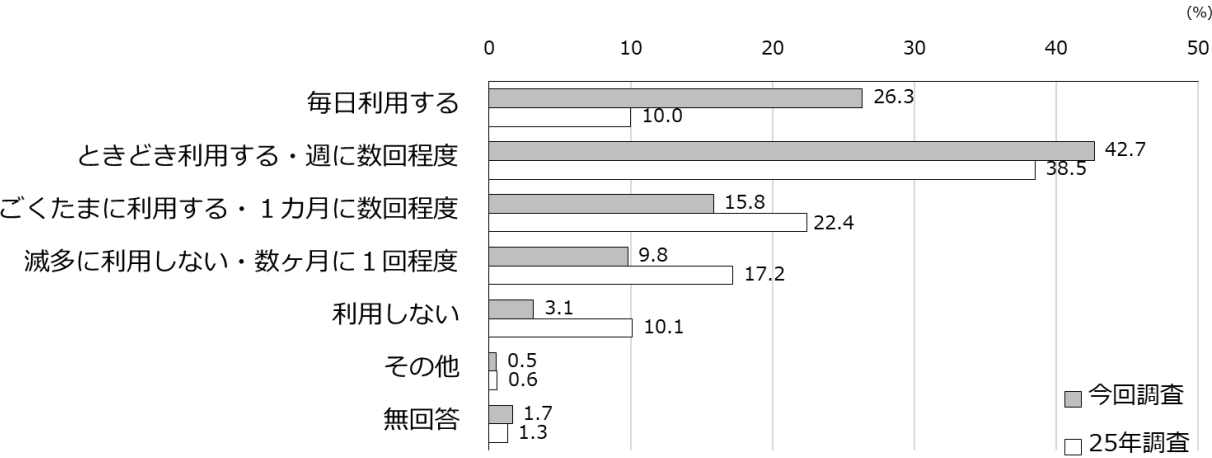


(3) 子育て支援施策環境の整備

① 子育てに関するインターネット利用頻度

未就学児調査で子育てに関するインターネット利用頻度をみると、「ときどき利用する・週に数回程度」が42.7%で最も多く、「毎日利用する」「ごくたまに利用する・1カ月に数回程度」と続き、「滅多に利用しない・数ヶ月に1回程度」は1割に満たない状況です。

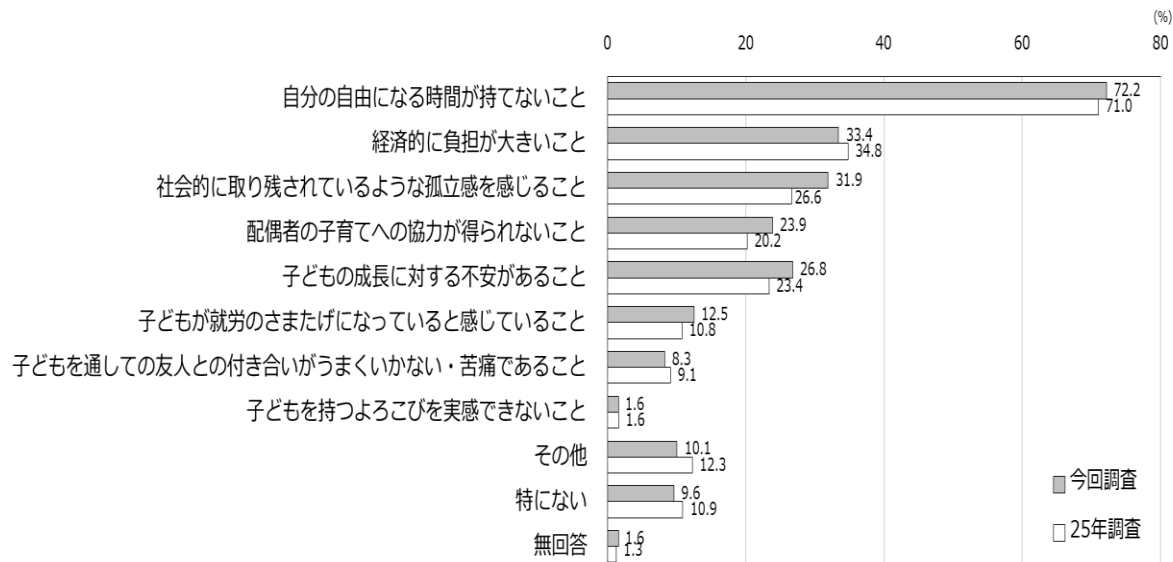
これを25年調査と比較すると、「毎日利用する」が倍以上に増えるなど、利用頻度が格段に高くなっています。



## ② 子育てでつらかったこと

未就学児調査で子育てでつらかったことをみると、「自分の自由になる時間が持てないこと」が72.2%で最も多く、「経済的に負担が大きいこと」「社会的に取り残されているような孤立感を感じること」が、それぞれ33.4%、31.9%と3割台で続いています。

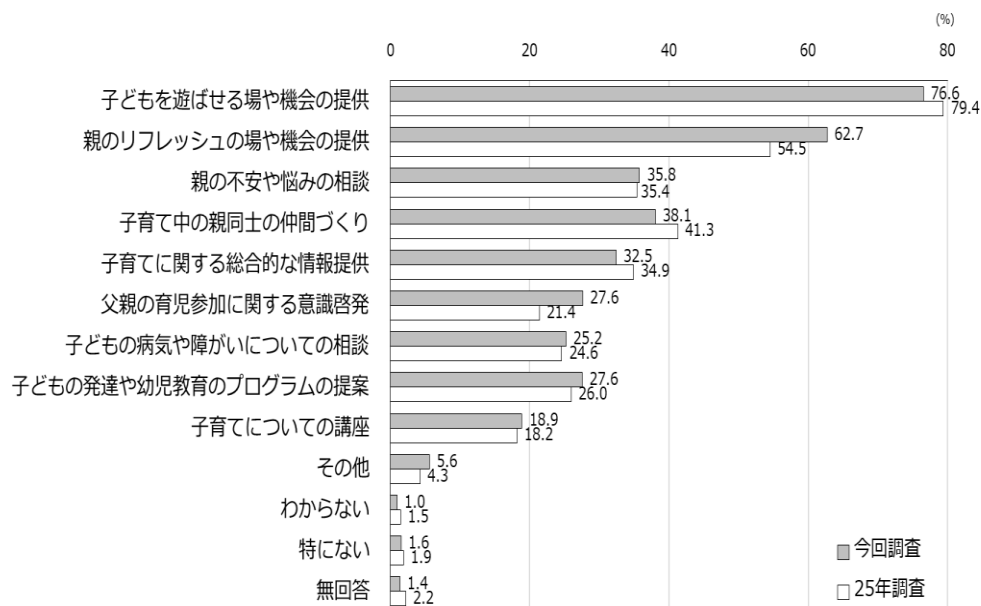
これを25年調査と比較すると、「社会的に取り残されているような孤立感を感じること」がいくらか増えています。



## ③ 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス

未就学児調査で子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスをみると、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が76.6%で最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が62.7%と6割を超え、その他「子育て中の親同士の仲間づくり」「親の不安や悩みの相談」などが、それぞれ38.1%、35.8%と3割台で続きます。

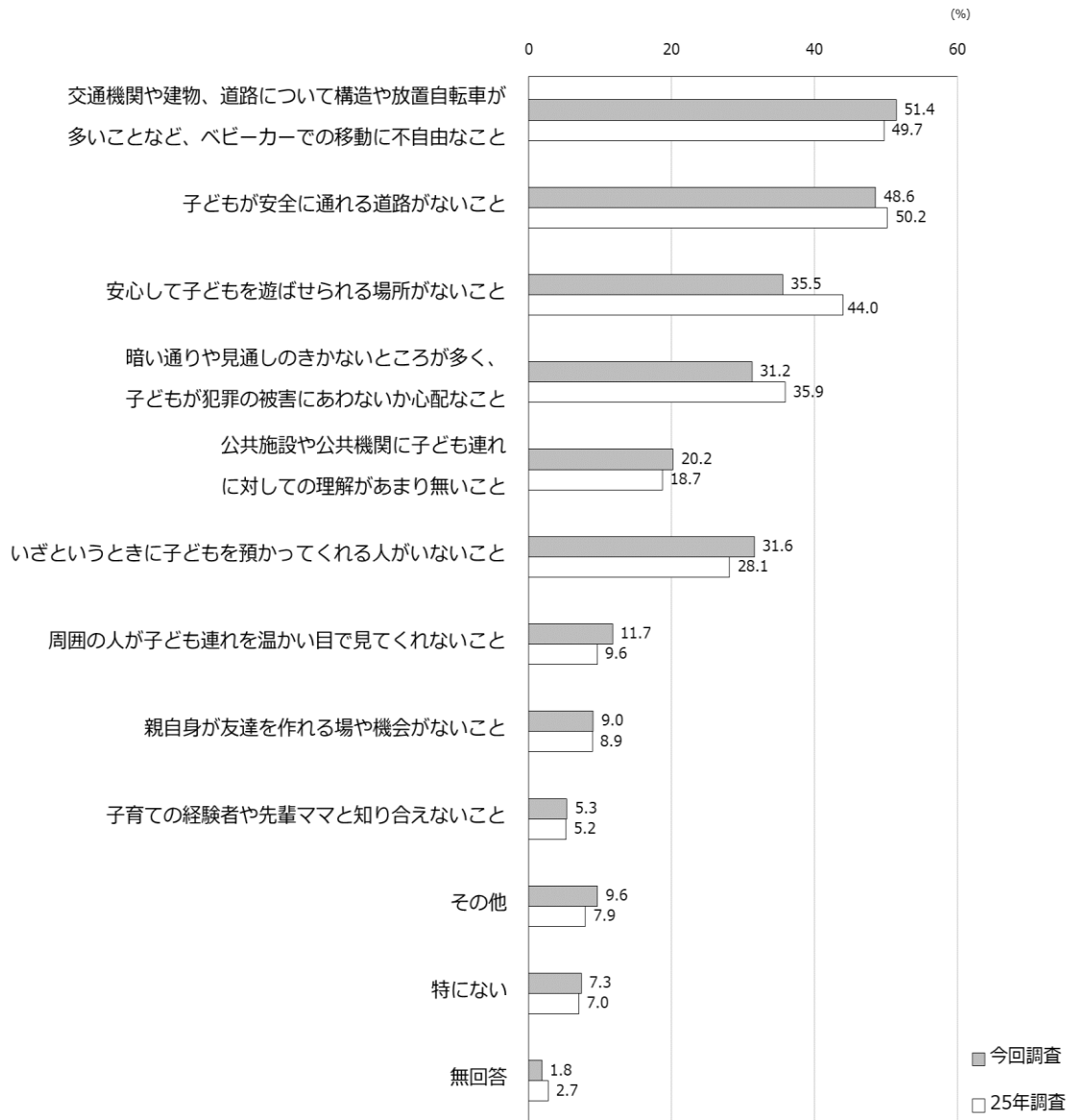
これを25年調査と比較すると、「親のリフレッシュの場や機会の提供」「父親の育児参加に関する意識啓発」が増えています。



④ 子育てで困ること・困ったこと

未就学児調査で子育てで困ること・困ったことをみると、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が 51.4%と 5 割を超えて最も多く、「子どもが安全に通れる道路がないこと」「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」「いざというときに子どもを預かってくれる人がいないこと」などが続いています。

これを 25 年調査と比較すると、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が減ってきています。

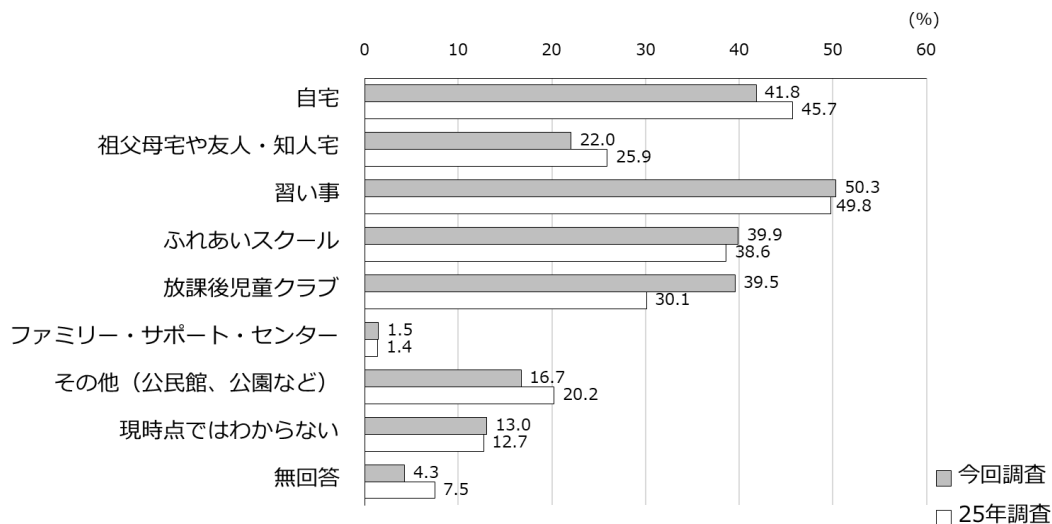


## (4) 放課後児童クラブ事業

### ① 低学年に平日に放課後に過ごさせたい場所

未就学児調査で低学年の間平日に放課後に過ごさせたい場所をみると、「習い事」が50.3%で最も多く、「自宅」「ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」が、それぞれ41.8%、39.9%、39.5%と4割前後で続きます。

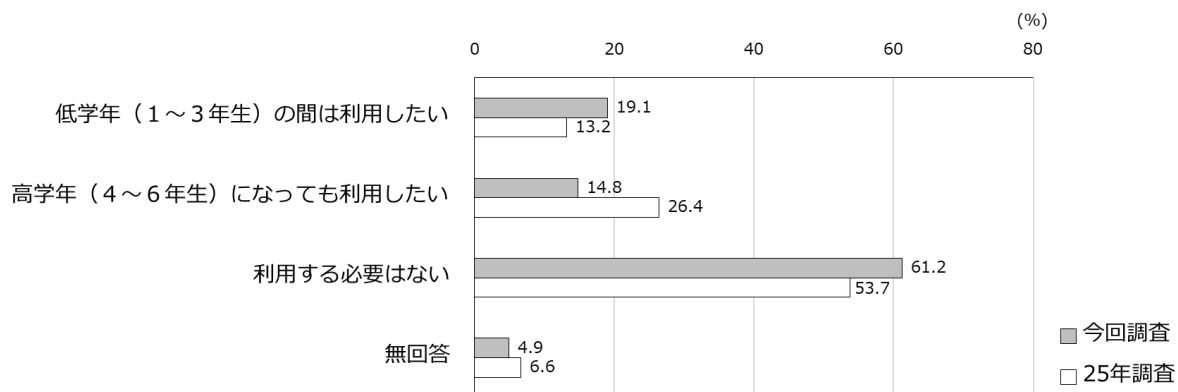
これを25年調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が1割近く増えています。



### ② 土曜日の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する必要はない」が61.2%で最も多く、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が19.1%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が14.8%で続きます。

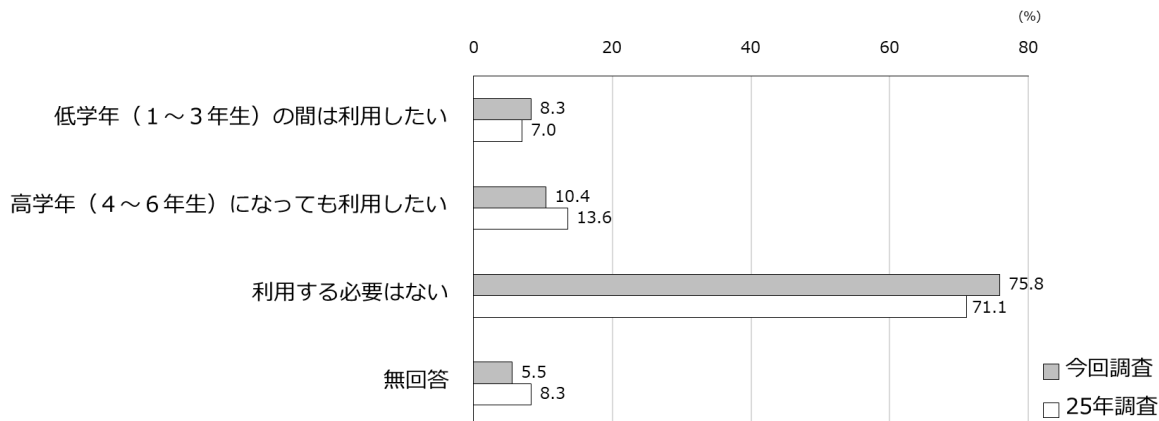
これを25年調査と比較すると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が増え、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が減っています。また、「利用する必要はない」は増えています。



### ③ 日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用する必要はない」が75.8%で最も多く、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が10.4%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が8.3%で続きます。

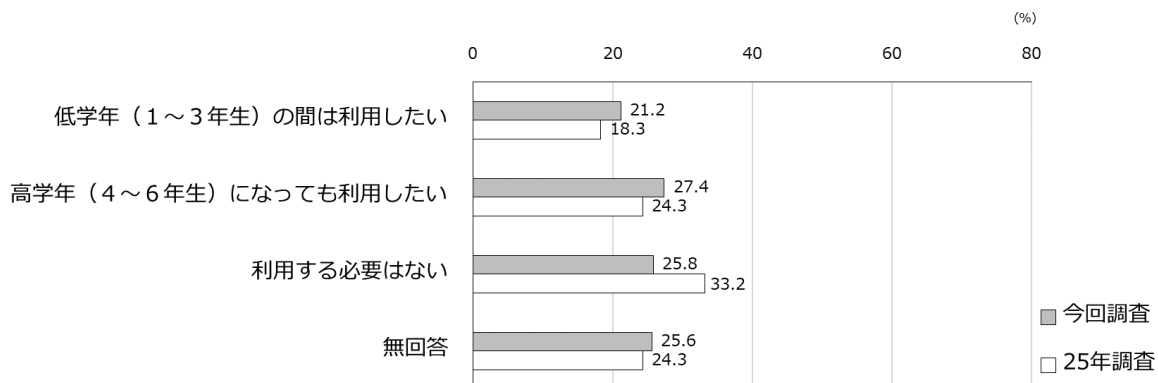
これを25年調査と比較すると、「利用する必要はない」がいくらか増えています。



### ④ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が27.4%で最も多く、「利用する必要はない」が25.8%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が21.2%で続きます。

これを25年調査と比較すると、「利用する必要はない」が減っています。



### 3 逗子市の子育て支援施策の課題

#### (1) 教育・保育の量をバランスよく確保

5年前は保護者の4割が共働き家庭でしたが、現在6割に増加しています。現在働いていないが就労希望の母親は61.6%で、5年前の74.5%を下回りますが、その大半が変わらずパート就労を希望しています。このような状況から0歳から小学校就学前の子どもの教育・保育事業（幼稚園や保育所等）の利用については、保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、一時預かりの活用等も含めた総合的対策として、教育・保育の量をバランスよく確保する必要があります。

#### (2) 安心して子育てできる環境の整備

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信が持てない割合が5割以上あり、多くの方は「赤ちゃんの育児相談」や「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」「父親の育児講座」など子育てへの支援を求めています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」「社会的に取り残されるような孤立感を感じる」等子育てに自分の時間がとられ、自分に余裕がない状態にある親が多くみられます。そのような状態から日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスを多くの保護者は求めています。親がリフレッシュできる場所や機会の提供も含め、主体的に子育てができる環境の充実を図る必要があります。子ども主体の子育てができるよう支援することが求められます。

#### (3) 子育てに関する情報提供の充実

子育ての不安の解消のためにも、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育ての講座等の情報は重要です。現在広報やホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、情報発信・提供に関して、情報内容の精査と提供手法の充実が必要です。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立する必要があります。また、様々な子育てに関連する団体と連携をしながら、地域での子育てについての協力体制をより充実させる必要があります。

#### (4) 相談体制の充実が必要

本市では、子育てに関する不安や悩み等を抱える子育て中の親への支援として、専門家による相談体制を構築してきましたが、子どもの貧困問題や虐待等、子ども・子育てを取り巻く社会環境は変化してきており、現在の相談体制をより一層親子に寄り添える取組みが必要です。結婚や妊娠中から出産後、子どもの成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築します。

## (5) ワークライフバランスの促進

父親の育児休業取得率が極めて低く、母親が育児休業を取得しても、子どもの保育所入所のタイミングに合わせた育児休業の期間を調整している現状が多くみられます。父親、母親共に職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があることや、父親はより仕事を休みづらい社会状況に常に置かれていることから、父母がともに子育てができるよう、それぞれの家庭に合わせたワークライフバランスが求められます。

## (6) ハード面での子育て支援

子育てをされていて特に困ること困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられています。また、公園の新設や遊具の充実も要望として挙げられています。





## 第4章 計画の基本的な考え方







### 1 基本理念

#### 誰もが心豊かに子どもを中心とした子育てができるまち 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように。  
子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように。  
まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように。

#### 子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように。

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。保護者が子育てを主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生き育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

#### 子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちの環境を生かした豊かな遊びと学びの場を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

#### まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように。

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

## 2 基本的な考え方（4つの視点）

### 子どもの最善の利益のための視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を尊重する取組みを推進します。

### 子どもを中心とした子育てを親が主体的に行える視点

保護者が子育てに喜びを感じられるよう、孤立感や不安感を和らげ安心して子育てができる環境を整え、親育ちを支援します。

### すべての子育て家庭を支援する視点

すべての子どもがいきいきと子どもらしい生活を送れるよう、市や地域などまち全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。

### 切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を継続的に行うとともに、次世代を担う子どもたちが豊かな心の大人になれるよう長期的視野に立ち支援していきます。

## 3 計画の基本目標（5つの基本目標）

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

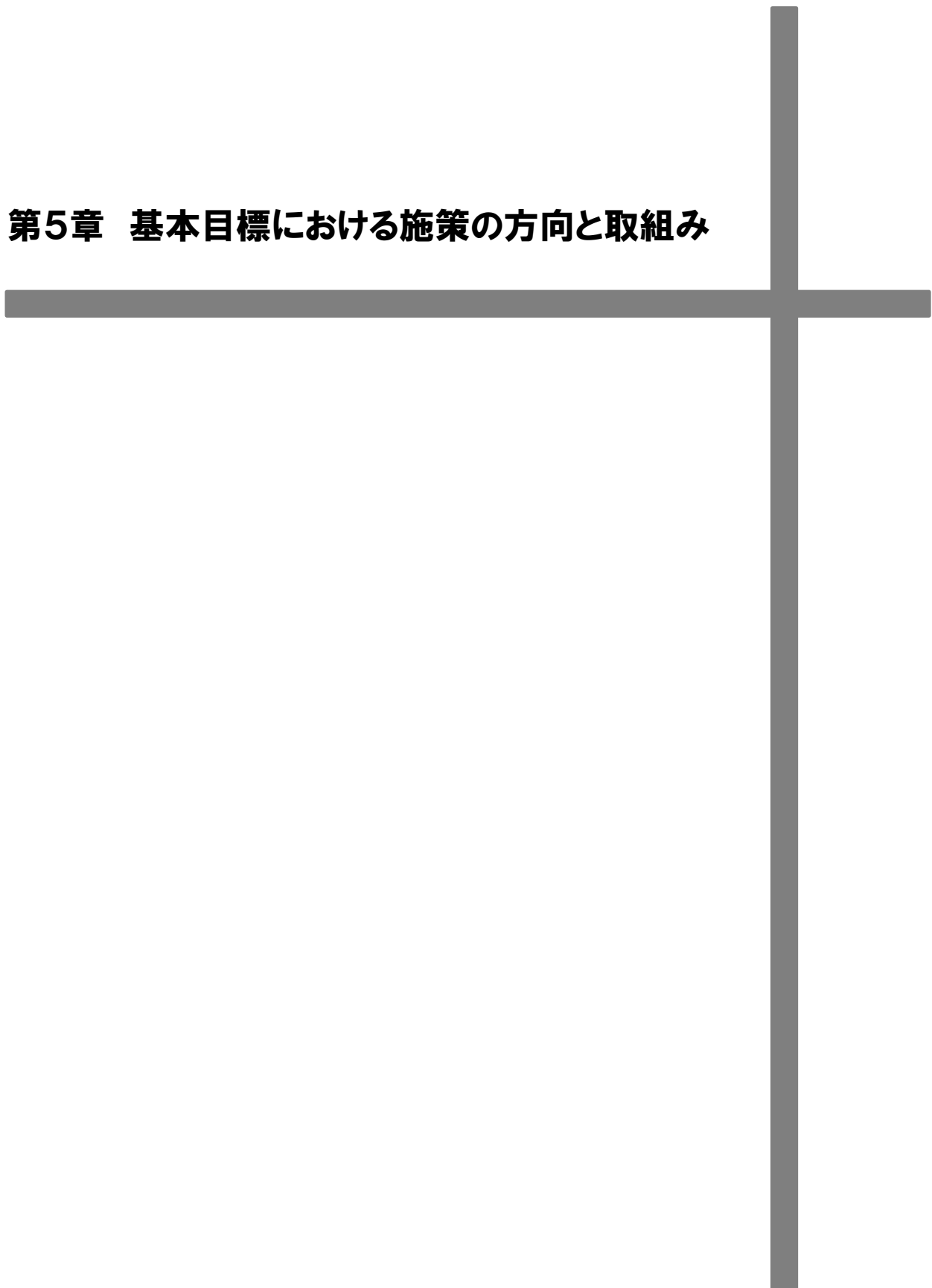
基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

基本目標4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

## 第5章 基本目標における施策の方向と取組み







### 基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

#### 【施策の方向】

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先が見つからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施を図り、子育てしやすいまちをめざします。

#### 【取り組みの柱】

- 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施

#### 【取り組みの内容】

### 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

#### ① 教育・保育施設の整備と拡充

- 計画的に施設整備等を図り、潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保を図り待機児童の解消を図ります。
- 長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを図ります。また、施設整備等に伴い、保育士をはじめとする保育の担い手の確保にも努めます。

#### ② 地域型保育（小規模保育など）の促進

- 家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の促進を図り、待機児童の解消につなげます。
- 教育・保育施設と小規模保育等との連携については、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

#### ③ 認定こども園への移行促進・支援

- 幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

## 2 幼児教育・保育の質の向上

### ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実

- 幼稚園・保育所等が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源としてさらに充実していきます。
- 乳幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。
- 保育士等支援者の人材確保及び人材育成の促進を図ります。

### ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続

- 小学校教育への円滑な接続を支援する体制を整え、幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携を促進します。

### ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

- 幼稚園・保育所等において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進していきます。

### ④ 幼児教育・保育の無償化への対応

- すべての子どもの安心と安全が確保されるよう、認可外保育施設やベビーシッター等、新たに無償化対象施設となった施設の実態把握に努め、保育の質の維持・向上を図ります

## 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

### ① 必要に応じ、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- 求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- 保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを充実し、ニーズに合った多様な一時預かりの方策を検討します。

### ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

- 子どもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイトなど多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促進します。



## 4 放課後児童クラブの質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施

### ① 活動内容の維持・向上

- 放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- 学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの質の維持・向上を図ります。

### ② 新たな環境への不安・負担軽減

- 小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう子どもたちをサポートします。
- 共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- 幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

### ③ 新たな待機児童対策の実施

- 民間活力を活用し、国庫補助制度を踏まえた民設民営の放課後児童クラブの設置を推進します。
- 民設民営のクラブは、公設民営のクラブと同様の内容を維持します。

## 基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

### 【施策の方向】

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人とがつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

### 【取り組みの柱】

- 1 親子遊びの場づくり
- 2 子育て情報の収集と効果的発信
- 3 地域や市民が主体の子育て支援の充実
- 4 乳幼児とのふれあいや交流の推進
- 5 児童・青少年の居場所づくり

### 【取り組みの内容】

#### 1 親子遊びの場づくり

##### ① ほっとスペース（親子遊びの場）の充実と連携

- 第一運動公園内の「体験学習施設スマイル」は親子遊びの拠点として、ほっとスペース（親子遊びの場）や生涯学習事業、子育てサークルや自主保育などの活動との効果的な連携を図ります。
- ほっとスペース（親子遊びの場）は、気軽に集えるようさらなる使いやすさを目指します。
- ほっとスペース（親子遊びの場）の貸しスペースなどの活用を促進し、自主サークル等の活動を支援するとともに、活動情報を市民へ提供していきます。

##### ② 子育てサークルや自主保育等への支援

- 逗子の自然を生かした遊びなど、親子で楽しめる機会づくりを推進し、子育て情報として市民へ情報提供し、活用の促進を図ります。

- ③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実
  - ・ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びのプログラムを充実させます。
  - ・ プレイパークやプレイリヤカーなど、子どもの外遊びの機会を提供します。
  - ・ 地域文化の継承など、地域の人材による地域に根ざした豊かな遊びと学びの場を推進します。
- ④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり
  - ・ 幼児が安心してボール遊びや自転車遊びができるよう、また、子どもが安全に遊べる公園や遊び場づくりを推進します。
  - ・ 子どもやベビーカーが安全に通れる道路や施設のバリアフリー化を推進します。
  - ・ 子どもが不審者や、有害サイトなどによる事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校、警察等との連携を図ります。

## 2 子育て情報の収集と効果的発信

- ① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
  - ・ 子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトや、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関するさまざまな情報を一元的に提供します。
  - ・ 子育て情報誌や子育てポータルサイトなどは、市民目線での情報提供に努め、子育て支援センターや体験学習施設スマイル等と連携して活用しやすいものとしします。
- ② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化
  - ・ 子育てネットワーク会議を設置し、市民の意見や関係団体等の意見などを集約し、情報の充実に努め、子育てポータルサイト等へ反映させます。
- ③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
  - ・ 妊娠・出産・育児から学童期までの子どもの生活や発達の連続性をふまえた切れ目のない情報を体系的に提供します。
  - ・ 子育て支援センター等による情報提供を継続して行います。
  - ・ 保育課に配置する利用者支援員により、教育・保育に関する情報を一元的に集約し、個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応をします。

## 3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

- ① ファミリーサポートセンター事業の充実
  - ・ 誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の充実と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。
  - ・ 障がいのある子どもや病児・病後児の預かりなどに対応可能な支援会員の確保を図ります。

## ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

- 子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。
- 子育て支援や子どもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベントなどさまざまな機会をとらえて、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充実を図っていきます。
- ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域に広がる効果を期待できることから、より一層の充実を図ります。

## ③ 地域による子どもの 活動の支援

- 子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援していきます。

## ④ 青少年の地域参画の推進

- 青少年指導員などの協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。

# 4 乳幼児とのふれあいや交流の推進

## ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

- 保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢の子どもたち、青少年と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。

## ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

- 青少年や高齢者など子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。
- 親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人をつなげる仕組みをつくります。

# 5 児童・青少年の居場所づくり

## ① 児童・青少年の居場所づくり

- 体験学習施設 スマイルが児童・青少年の居場所、遊びの拠点として定着するよう利用者増を目指し、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図っていきます。
- 行事や事業に参加したがる子どもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートし参加を働きかけます。
- 子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決できるようサポートします。
- 放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートします。
- 自主的な遊びと学びの場として、スマイルスクールを開設し、学習サポーターや教員経験があるコーディネーターが勉強の仕方などのアドバイスをします。

② 児童・青少年の自主活動の促進

- 友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。
- 青少年の主体性や社会性を育むため、体験学習施設の企画・運営を主体的に行えるよう支援していきます。

③ ふれあいスクール事業の充実

- 市立小学校の余裕教室等を活用したふれあいスクール事業は、小学生の放課後の居場所のひとつとして、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるよう充実に努めます。

## 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

### 【施策の方向】

核家族化の進行や出産時の母親の高年齢化、精神的に不安定な母親、身近に援助者がいない家庭などが増加していることから、子育て世代包括支援センター（平成30年度開設）を開設しました。

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

### 【取り組みの柱】

- 1 妊娠や子育ての相談・支援の充実
- 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目のない連携

### 【取り組みの内容】

#### 1 妊娠や子育ての相談・支援の充実

- ① 妊娠初期から子育て期の専門職による個別相談の充実
  - ・ 妊娠届出時から看護職が全件個別面談を行い、妊娠初期からの状況把握や相談支援を図ります。
  - ・ 子育て世代包括支援センターのほか、子育て支援センター、こども発達支援センターなどでの個別相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくります。
  - ・ 相談の場や交流の機会などに出向くことのできない妊娠中や子育て中の保護者などの孤立を防ぐため、家庭への訪問や電話で気軽に相談できる体制を整えます。
- ② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動の継続
  - ・ 保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、妊婦や産後の母子の心身のケアに取り組みます。
- ③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
  - ・ 市内の幼稚園や保育所など、幼稚園教諭や保育士などの専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実していきます。

#### ④ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援

- 国の児童手当のほか、妊婦健康診査費への補助や小児医療費助成など、経済的支援を継続します。
- 国の制度として令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が図られた事を踏まえ、3歳未満児の保育所等の保育料については、適正な負担水準として、必要に応じて見直しを検討していきます。

## 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

### ① 乳幼児健診や両親教室等の学習機会の充実

- 乳幼児健診での集団指導や、妊娠・出産・育児に関する教室・相談を実施し、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行い、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。

### ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

- 親子遊びの場を有効に活用し、子育て中の市民同士の交流を促進します。

## 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携

### ① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり

- 地域や関係機関・団体同士の連携を図り、地域で子育てをあたたく見守り支援するまちづくりを促進します。
- 子育て支援における公的サービスや市民による活動の情報を発信し、地域が主体の子育て支援を推進します。

### ② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携

- 地域での生活を支えるべく、医療機関をはじめ各種関係機関との密接な連携を図り、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

### ③ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり

- 子育て経験者と先輩親子との交流機会づくり、ピアカウンセリングの場づくりなどを推進します。

### ④ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

- 産後の疲れや育児への不安を抱く産婦に対し、医療機関と連携しながら産後のケアを行います（令和元年度産後ケア事業開始）。
- 就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。

- 託児サービス付きの趣味教養講座や公演など、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。



## 基本目標 4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

### 【施策の方向】

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。家庭環境や障がいのある・なしなどにかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポート体制の充実を図ります。

### 【取り組みの柱】

- 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 2 発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援
- 3 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 4 子どもの貧困への対応
- 5 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

### 【取り組みの内容】

#### 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり

- ① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべての子どもの受入れ体制の充実
  - 子育て世代包括支援センター等と連携し、乳幼児期から幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールにおいて発達に心配のある子どもや障がいのある子どもの受入れ体制の充実に努めます。
- ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
  - 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもの受入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど職員の人材育成に取り組みます。
- ③ すべての子どもに理解ある環境づくり
  - 子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、すべての子どもが家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。
  - 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもに対する地域で理解されるための講座の開催を推進します。

## 2 発達に心配がある子ども、障がいのある子どもとその家族への支援

逗子市障がい児福祉計画に基づき、こども発達支援センター（ひなた・くろーばー）を療育推進事業の拠点として、次の取組みを行います。

### ① 障がいの早期発見・対応の充実

- ・ 0歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じ、相談しやすく、かつ相談内容を解決できる体制をつくるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。
- ・ 母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階からも子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくります。

### ② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携

- ・ 乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスの提供を実現します。
- ・ ライフステージや障がいの特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。
- ・ 保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前後に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、こども発達支援センターが、療育専門機関としての専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。
- ・ 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、スーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関への支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。

### ③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実

- ・ 子育てに不安や悩みを抱えている保護者が子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。
- ・ 保護者及び兄弟姉妹（きょうだい）を含めた家庭への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。

### ④ 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり

- ・ 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせて専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、子どもの特性を家族と共有し家庭での養育を支援するなど、より充実した体制をつくります。
- ・ 市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。
- ・ 家族のレスパイトや子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

### 3 ひとり親家庭への自立支援の推進

#### ① 母子・父子家庭への自立支援の推進

- 母子・父子家庭など、ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。
- 国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子・父子福祉資金の貸付け、自立支援教育訓練給付やファミリーサポートセンター利用料の一部助成などの経済的支援を継続します。

#### ② 相談、情報提供の充実

- それぞれの家庭の状況に配慮し、子どもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援など相談体制を充実します。
- 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。

### 4 子どもの貧困への対応

#### ① 経済的支援

- 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給や保育料の軽減・減免などの経済的支援を継続し、漏れなく活用されるよう関係機関と連携を図ります。

#### ② 就労の支援

- ニーズに応じた就労相談や、支援について、関係機関と連携を図り支援することを継続します。

#### ③ 貧困家庭の子どもの居場所づくり

- 放課後の子どもの居場所のひとつとなっている体験学習施設スマイルや、ふれあいスクール事業について、気軽に安心して利用できるよう内容の充実や広く周知するように努めます。

#### ④ 学習支援

- 自主的な遊びと学びの場として、スマイルスクールを開設し、学習サポーターや教員経験があるコーディネーターが勉強の仕方などのアドバイスをします。また、生活保護受給世帯からの相談があった場合は関係機関と連携を図り、支援します。

### 5 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

#### ① 子ども家庭総合支援拠点の設置

- 国が市町村に求める「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指し、暮らす場所や年齢に関わらずすべての子どもが地域でのつながりを持ち、切れ目のない支援を受けられる体制をつくります。

② 子どもと親に対する相談支援

- 子どもに関する様々な相談に対応するため、子ども相談室や子育て支援センター、療育教育総合センターの相談機能の充実と、より専門的な機関や母子保健・女性相談・障がい福祉担当課との庁内連携を拡充します。

③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

- 逗子市要保護児童援助ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を中心に、関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、子どもの立場に立った支援体制の充実を図ります。

④ 保護者・家庭の自立支援

- 保護者や家庭の養育力を安定させるため、子ども相談室が中心となり、養育支援訪問事業等の活用などを通して親子に寄り添う支援体制を強化し、養育能力の向上を目指します。

⑤ 児童保護に係る支援と連携

- 児童保護に関わる関係機関や里親をはじめとして NPO やボランティア活動・周知活動等を支援するとともに、子ども相談室を中心として連携していきます。

## 基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

### 【施策の方向】

母親が働きやすい環境づくりや、仕事と子育ての両立ができるよう、父親との育児・家事の分担など、ワークライフバランスの取組みを進めます。

### 【取り組みの柱】

- 1 男女の多様な働き方に対するサポート
- 2 祖父母世代の孫育て応援

### 【取り組みの内容】

## 1 男女の多様な働き方に対するサポート

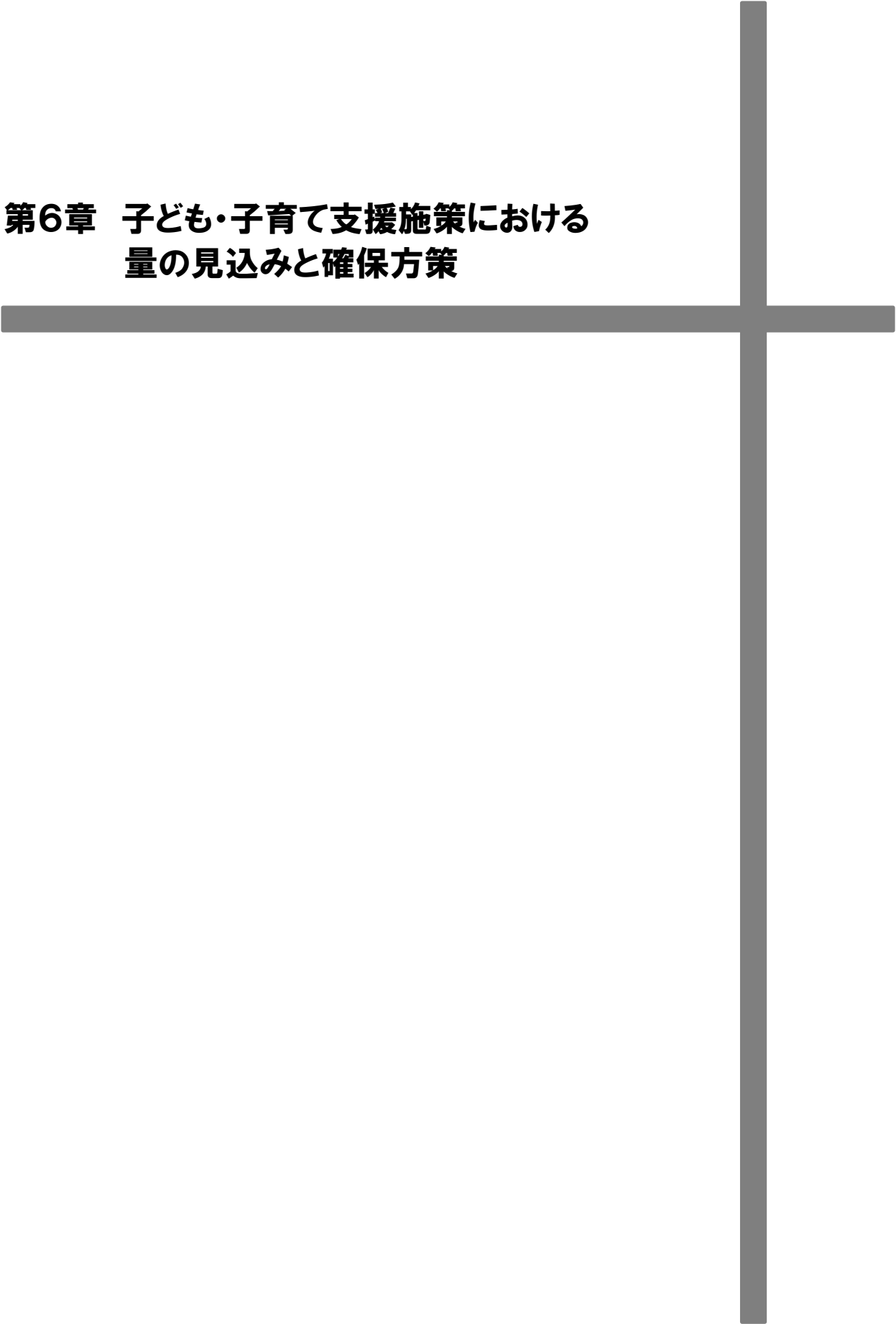
- ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
  - ・ 働きながら子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行うなど、様々なきっかけづくりを促進します。
- ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
  - ・ 多様な働き方に対応するため、教育・保育施設の預かりや小規模保育施設等の充実・拡大を図ります。
- ③ 就業時間に即した保育支援
  - ・ 様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実を推進し、親が安心して働ける環境を促進します。
- ④ 病児・病後児の預かり支援
  - ・ ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の研修を行っており、更なる支援会員の確保に努めます。
  - ・ 病児・病後児保育施設の要望が高いことから、施設の設置のために広域での設置も含めて検討します。

## 2 祖父母世代の孫育て応援

- ① 祖父母世代の孫育て応援
  - ・ 核家族化の進行に伴い、祖父母世代向けの孫育てセミナー等を開催するなど、祖父母世代の育児への参加を促進します。



## **第6章 子ども・子育て支援施策における 量の見込みと確保方策**







## 第6章 子ども・子育て支援施策における

### 量の見込みと確保方策



本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

本計画における提供体制確保の実施時期は、計画期間が終了する令和6年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定するものです。

#### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびその他の地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果など総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

#### 2 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、「教育・保育の必要性の認定制度」の導入で、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなりました。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

##### (1) 3つの認定区分

|      |  |
|------|--|
| 1号認定 | 教育標準時間認定・満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合<br>【主な利用先：幼稚園、認定こども園】                  |
| 2号認定 | 保育認定（満3歳以上）・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合<br>【主な利用先：保育所、認定こども園】        |
| 3号認定 | 保育認定（満3歳未満）・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合<br>【主な利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等】 |

## (2) 保育の必要量に応じた区分

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 保育標準時間 | 主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間   |
| 保育短時間  | 主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで |

### 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されることになりました。

この、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を図るため、給付方法について検討していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県との連携を図り、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報の県からの入手、県の立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の県への要請などにより、支給における過誤、不正の防止に努めます。

### 4 幼児期の教育・保育

#### 量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画期間が終了する令和6年度までに待機児童を解消する定員数の施設整備を終えるよう計画しました。確保量の設定にあたっては、1歳以上は潜在的なニーズを踏まえて精査しました。なお、3歳未満のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り、子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、近年の保育施設の利用申込み状況やニーズ調査の結果、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな保育認定制度の創設等を踏まえ、補正を行っています。

確保の方策としては、市内既存私立幼稚園の認定こども園への移行支援や幼稚園の預かり保育の活用を行うほか、更に不足する3歳未満児の保育ニーズについては、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことから、小規模保育施設で確保すること等を柱として計画しています。なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月64時間以上で算出しています。

| 令和2年度          | 1号  | 2号          |      | 3号（保育が必要） |      |      |
|----------------|---|-------------|------|-----------|------|------|
|                | 3歳以上<br>教育希望                                  | 3歳以上（保育が必要） |      | 0歳        | 1歳   | 2歳   |
|                |   | 教育希望が強い     | 左記以外 |           |      |      |
| ① 児童人口（人）      | 1,370   |             | 354  | 391       | 367  |      |
| ② 需要率（%）       | 42.8  | 8.9         | 44.8 | 22.2      | 44.0 | 44.8 |
| ③ ニーズ量（①×②）（人） | 586   | 122         | 614  | 79        | 172  | 164  |
| ④ 確保策<br>（人）   | 特定教育・保育施設<br><small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small> | 137         | 522  | 59        | 107  | 144  |
|                | 従来制度の幼稚園<br><small>（私学助成幼稚園等）</small>         | 571         | 0    | 0         | 0    | 0    |
|                | 特定地域型保育事業<br><small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>  | 0           | 0    | 3         | 24   | 27   |
|                | 企業主導型保育施設                                     | 0           | 10   | 4         | 5    | 6    |
|                | 上記以外  | 0           | 56   | 0         | 0    | 0    |
|                | ⑤ 確保量合計（人）                                    | 708         | 588  | 66        | 136  | 177  |
| 過不足分（⑤－③）（人）   | 0   | -26         | -13  | -36       | 13   |      |

| 令和3年度          | 1号  | 2号          |      | 3号（保育が必要） |      |      |
|----------------|---|-------------|------|-----------|------|------|
|                | 3歳以上<br>教育希望                                  | 3歳以上（保育が必要） |      | 0歳        | 1歳   | 2歳   |
|                |   | 教育希望が強い     | 左記以外 |           |      |      |
| ① 児童人口（人）      | 1,294   |             | 345  | 381       | 418  |      |
| ② 需要率（%）       | 42.8  | 8.9         | 44.8 | 22.2      | 44.0 | 44.8 |
| ③ ニーズ量（①×②）（人） | 554   | 115         | 580  | 77        | 168  | 187  |
| ④ 確保策<br>（人）   | 特定教育・保育施設<br><small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small> | 137         | 522  | 59        | 107  | 144  |
|                | 従来制度の幼稚園<br><small>（私学助成幼稚園等）</small>         | 571         | 0    | 0         | 0    | 0    |
|                | 特定地域型保育事業<br><small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>  | 0           | 0    | 3         | 33   | 37   |
|                | 企業主導型保育施設                                     | 0           | 10   | 4         | 5    | 6    |
|                | 上記以外  | 0           | 56   | 0         | 0    | 0    |
|                | ⑤ 確保量合計（人）                                    | 708         | 588  | 66        | 145  | 187  |
| 過不足分（⑤－③）（人）   | 39  | 8           | -11  | -23       | 0    |      |

| 令和4年度          | 1号  | 2号          |      | 3号（保育が必要） |      |      |
|----------------|---|-------------|------|-----------|------|------|
|                | 3歳以上<br>教育希望                                  | 3歳以上（保育が必要） |      | 0歳        | 1歳   | 2歳   |
|                |   | 教育希望が強い     | 左記以外 |           |      |      |
| ① 児童人口（人）      | 1,283   |             | 336  | 372       | 408  |      |
| ② 需要率（％）       | 42.8  | 8.9         | 44.8 | 22.2      | 44.0 | 44.8 |
| ③ ニーズ量（①×②）（人） | 549   | 114         | 575  | 75        | 164  | 183  |
| ④ 確保策<br>（人）   | 特定教育・保育施設<br><small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small> | 137         | 522  | 59        | 107  | 144  |
|                | 従来制度の幼稚園<br><small>（私学助成幼稚園等）</small>         | 571         | 0    | 0         | 0    | 0    |
|                | 特定地域型保育事業<br><small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>  | 0           | 0    | 3         | 42   | 47   |
|                | 企業主導型保育施設                                     | 0           | 10   | 4         | 5    | 6    |
|                | 上記以外  | 0           | 56   | 0         | 0    | 0    |
|                | ⑤ 確保量合計（人）                                    | 708         | 588  | 66        | 154  | 197  |
| 過不足分（⑤－③）（人）   | 45  | 13          | -9   | -10       | 14   |      |

| 令和5年度          | 1号  | 2号          |      | 3号（保育が必要） |      |      |
|----------------|---|-------------|------|-----------|------|------|
|                | 3歳以上<br>教育希望                                  | 3歳以上（保育が必要） |      | 0歳        | 1歳   | 2歳   |
|                |   | 教育希望が強い     | 左記以外 |           |      |      |
| ① 児童人口（人）      | 1,279   |             | 328  | 362       | 398  |      |
| ② 需要率（％）       | 42.8  | 8.9         | 44.8 | 22.2      | 44.0 | 44.8 |
| ③ ニーズ量（①×②）（人） | 547   | 114         | 573  | 73        | 159  | 178  |
| ④ 確保策<br>（人）   | 特定教育・保育施設<br><small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small> | 137         | 522  | 59        | 107  | 144  |
|                | 従来制度の幼稚園<br><small>（私学助成幼稚園等）</small>         | 571         | 0    | 0         | 0    | 0    |
|                | 特定地域型保育事業<br><small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>  | 0           | 0    | 3         | 42   | 47   |
|                | 企業主導型保育施設                                     | 0           | 10   | 4         | 5    | 6    |
|                | 上記以外  | 0           | 56   | 0         | 0    | 0    |
|                | ⑤ 確保量合計（人）                                    | 708         | 588  | 66        | 154  | 197  |
| 過不足分（⑤－③）（人）   | 47  | 15          | -7   | -5        | 19   |      |

| 令和6年度          | 1号  | 2号          |      | 3号（保育が必要） |      |      |
|----------------|---|-------------|------|-----------|------|------|
|                | 3歳以上<br>教育希望                                  | 3歳以上（保育が必要） |      | 0歳        | 1歳   | 2歳   |
|                |   | 教育希望が強い     | 左記以外 |           |      |      |
| ① 児童人口（人）      | 1,314   |             | 320  | 353       | 388  |      |
| ② 需要率（％）       | 42.8  | 8.9         | 44.8 | 22.2      | 44.0 | 44.8 |
| ③ ニーズ量（①×②）（人） | 562   | 117         | 589  | 71        | 155  | 174  |
| ④ 確保策<br>（人）   | 特定教育・保育施設<br><small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small> | 137         | 552  | 64        | 113  | 150  |
|                | 従来制度の幼稚園<br><small>（私学助成幼稚園等）</small>         | 571         | 0    | 0         | 0    | 0    |
|                | 特定地域型保育事業<br><small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>  | 0           | 0    | 3         | 42   | 47   |
|                | 企業主導型保育施設                                     | 0           | 10   | 4         | 5    | 6    |
|                | 上記以外  | 0           | 56   | 0         | 0    | 0    |
|                | ⑤ 確保量合計（人）                                    | 708         | 618  | 71        | 160  | 203  |
| 過不足分（⑤－③）（人）   | 29  | 29          | 0    | 5         | 29   |      |

## 5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の13事業を実施することが定められているものです。(子ども・子育て支援法第59条)

量の見込みについては、ニーズ調査(平成30年度実施「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」)の結果に基づいて算出しています。

### 【地域子ども・子育て支援事業(13事業)】

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 病児保育事業、
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (11) 放課後児童クラブ事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、量の見込み及び確保方策を作成する事業の対象外となっています。

## (1) 利用者支援事業

### ① 事業概要

妊娠中の方や子どものいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

### ② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置（1か所）します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

| 区分        | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込(箇所数) | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 確保方策(箇所数) | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

## ② 逗子市の状況

子育て支援センターは相談の受付を中心に、親子遊びの場（小坪、沼間）2か所へも巡回相談を実施しています。また利用者が多いことから、体験学習施設「スマイル」内にある池子ほっとスペースを令和元年度から新たな地域子育て支援拠点としました。既存の市内4か所のほっとスペースは類似施設として設置しています。

### 子育て支援センター（実績）

| 区分       | 来所者      | 相談         | 小坪巡回相談     | 沼間巡回相談      |
|----------|----------|------------|------------|-------------|
| 平成 28 年度 | 4,721 組  | 面接 3,195 組 | 来所者 336 人  | 来所者 1,086 人 |
|          | 10,272 人 | 電話 146 件   | 相談件数 130 件 | 相談件数 345 件  |
| 平成 29 年度 | 5,044 組  | 面接 3,235 組 | 来所者 287 人  | 来所者 869 人   |
|          | 10,879 人 | 電話 12 件    | 相談件数 117 件 | 相談件数 313 件  |
| 平成 30 年度 | 4,680 組  | 面接 2,684 組 | 来所者 305 人  | 来所者 708 人   |
|          | 10,433 人 | 電話 13 件    | 相談件数 116 件 | 相談件数 225 件  |

### ほっとスペース（実績）

| 区分            | 池子ほっとスペース | その他ほっとスペース（4か所） |
|---------------|-----------|-----------------|
| 平成 28 年度 来所者数 | 13,634 人  | 10,220 人        |
| 平成 29 年度 来所者数 | 13,267 人  | 7,874 人         |
| 平成 30 年度 来所者数 | 13,267 人  | 6,473 人         |

## ③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、アンケート調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場2か所への巡回相談、池子ほっとスペースの、合わせて4か所を計画として位置付けるとともに、市内4か所に設置している「ほっとスペース」の利用者もいることから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

| 区分       | 2年度      | 3年度      | 4年度      | 5年度      | 6年度      |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込(人年) | 31,805 人 | 31,614 人 | 29,759 人 | 28,783 人 | 28,190 人 |
| 確保方策(箇所) | 4 箇所     | 4 箇所     | 4 箇所     | 4 箇所     | 4 箇所     |



### (3) 妊婦に対する健康診査

#### ① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1) 健康状態の把握
- (2) 検査計測
- (3) 保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全 14 回分の妊婦健康診査補助券（1 万円補助 1 回、3 千円補助 13 回）を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合などで補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。令和元年度から産後健診を 1 回から 2 回に充実させ、産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めます。

#### ② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成 30 年度実績（4,530 件）をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです（年間延べ受診回数）。

確保方策については、検査項目 13 は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

| 区分       |      | 2 年度  | 3 年度  | 4 年度  | 5 年度  | 6 年度  |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込（件）  |      | 4,417 | 4,307 | 4,195 | 4,094 | 3,996 |
| 確保<br>方策 | 実施場所 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
|          | 実施体制 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
|          | 検査項目 | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
|          | 検査時期 | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みは、平成 30 年度実績（328 人）をもとに子どもの数の推計値から算出しています。確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

### ① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

### ② 量の見込と確保方策

| 区分       |         | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|----------|---------|------|------|------|------|------|
| 量の見込（人）  |         | 320  | 312  | 304  | 297  | 290  |
| 確保<br>方策 | 実施体制（人） | 10   | 10   | 10   | 10   | 10   |
|          | 実施機関    | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

## (5) 養育支援訪問事業

### ① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

### ② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成 26 年度実績（年間延べ件数 1 世帯 20 件）をもとに、算出しています。平成 27 年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市職員 4 人による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

| 区分       |          | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|----------|----------|------|------|------|------|------|
| 量の見込 (人) |          | 20   | 20   | 20   | 20   | 20   |
| 確保<br>方策 | 実施体制 (人) | 4    | 4    | 4    | 4    | 4    |
|          | 実施機関     | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
|          | 委託団体等    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

## (6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

### ① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### ② 量の見込と確保方策

現在は実績がなく、児童相談所での一時保護等での対応としていますが、今後の必要性に応じて近隣市町の児童養護施設との連携を含め幅広い対応を検討していきます。

| 区分        |                        | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
|-----------|------------------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込(人/年) |                        | —    | —    | —    | —    | —    |
| 確保<br>方策  | 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ) | —    | —    | —    | —    | —    |

## (7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

### ① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

\* この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

### ② 逗子市の状況

| 区分   | 依頼会員<br>(人) | 支援会員<br>(人) | 両方会員<br>(人) | 活動件数<br>(件) | 活動時間数<br>(時間) |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 28年度 | 966         | 300         | 197         | 2,927       | 6,041         |
| 29年度 | 1,096       | 302         | 201         | 3,328       | 6,144         |
| 30年度 | 1,162       | 252         | 176         | 2,404       | 5,875         |

### ③ 量の見込と確保方策

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

| 区分                     | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込(人)                | 716 | 715 | 714 | 712 | 693 |
| 確保方策<br>(支援会員数)<br>(人) | 428 | 430 | 435 | 440 | 443 |

※ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の未就学児に関しては、  
< (8) 一時預かり事業 > における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出しています。

## (8) 一時預かり事業

### ◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### ① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

#### ② 量の見込と確保方策

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の給付対象となることを踏まえ、ニーズ調査を行っています。長期休業日の預かり等、保育ニーズへの対応を幼稚園と協議しながら進めると共に、1号認定のお子さんの必要性も勘案しながら、限られた各園のキャパシティを最大限有効に活用できるよう、各園の協力を得ながら調整していきます。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量は、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

(単位:人/年)

| 区分            |           | 2年度    | 3年度    | 4年度    | 5年度    | 6年度    |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込          | 1号認定による利用 | 6,150  | 5,812  | 5,762  | 5,357  | 5,897  |
|               | 2号認定による利用 | 28,113 | 26,567 | 26,339 | 24,493 | 26,958 |
| 確保方策（一時預かり事業） |           | 34,263 | 32,379 | 32,101 | 29,850 | 32,855 |

- ◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 事業概要 <幼稚園型を除く>

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【事業形態】保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

\* トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しています。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

(単位:人/年)

| 区分   |                               | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   |
|------|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込 |                               | 6,273 | 6,395 | 6,234 | 5,415 | 5,982 |
| 確保方策 | 一時預かり事業（在園対象型を除く）             | 4,440 | 4,440 | 4,440 | 4,440 | 4,440 |
|      | 子育て援助活動事業<br>（病児・緊急対応強化事業を除く） | 1,833 | 1,955 | 1,803 | 975   | 1,542 |
|      | 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）          | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |

## (9) 延長保育事業

### ① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数を延長保育を行う園について記載しています。

(単位:人/日)

| 区分       |       | 2年度   | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込     |       | 228   | 224   | 220   | 217   | 218   |
| 確保<br>方策 | 実施体制  | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- |
|          | 実施箇所数 | 9     | 9     | 9     | 9     | 10    |

## (10) 病児・病後児保育事業

### ① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

### ② 量の見込と確保方策

平成26年度よりファミリーサポートセンター事業で病児・病後児預かりを開始しました。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応じていきます。加えて新たに病児・病後児保育事業は、広域での設置を検討し、令和4年度からの受け入れを目指します。

| 区分       |                            |             | 2年度   | 3年度   | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------|----------------------------|-------------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 量の見込     |                            |             | 497   | 497   | 497 | 497 | 497 |
| 確保<br>方策 | 病児・病後児保育事業                 | 人/年         | ----- | ----- | 480 | 480 | 480 |
|          |                            | 確保数<br>(箇所) | ----- | ----- | 1   | 1   | 1   |
|          | 子育て援助活動事業<br>(病児・緊急対応強化事業) | 人/年         | 10    | 10    | 10  | 10  | 10  |

※ 病児・病後児保育事業は、広域での実施を想定し、1日2人、年間240日開所することを目安。

## (11) 放課後児童クラブ事業

### ① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に1箇所ずつ整備し、5箇所あります。

### ② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、平成30年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在校生数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各学校区に1か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後子ども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用に加え、国庫補助の枠組みによる運営費助成事業の展開を図ります。なお、既存の5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後子ども総合プランにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済です。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後7時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

#### 【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法など】

プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し、連携して実施します。

実施に当たっては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

一体型の放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。



### 放課後児童クラブの事業目標

| 区分             |      | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み<br>(延人数) | 低学年  | 275 | 276 | 277 | 276 | 259 |
|                | 高学年  | 163 | 162 | 161 | 161 | 162 |
|                | 計    | 438 | 438 | 438 | 437 | 421 |
| 確保方策           | 公設民営 | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |
|                | 補助型  | 1   | 2   | 3   | 3   | 3   |
|                | 計    | 6   | 7   | 8   | 8   | 8   |

### ふれあいスクール（放課後子ども教室）

| 区分   |       | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 確保方策 | 実施箇所数 | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

### ② 事業実施の方向性

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ① 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

### ② 事業実施の方向性

今後、本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討します。



## 第7章 計画の進行管理







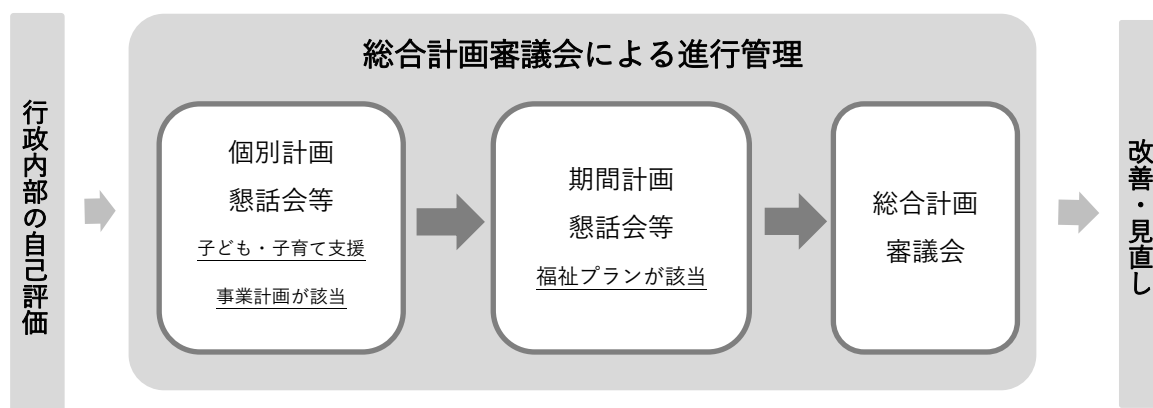
## 1 計画の推進体制

- ◆ 「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆ 本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

## 2 計画の進行管理

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していくことから、個別計画・基幹計画における審議会等での意見聴取を経て、総合計画審議会が進行を管理します。

【進行管理体制のイメージ（「逗子市総合計画」より抜粋）】

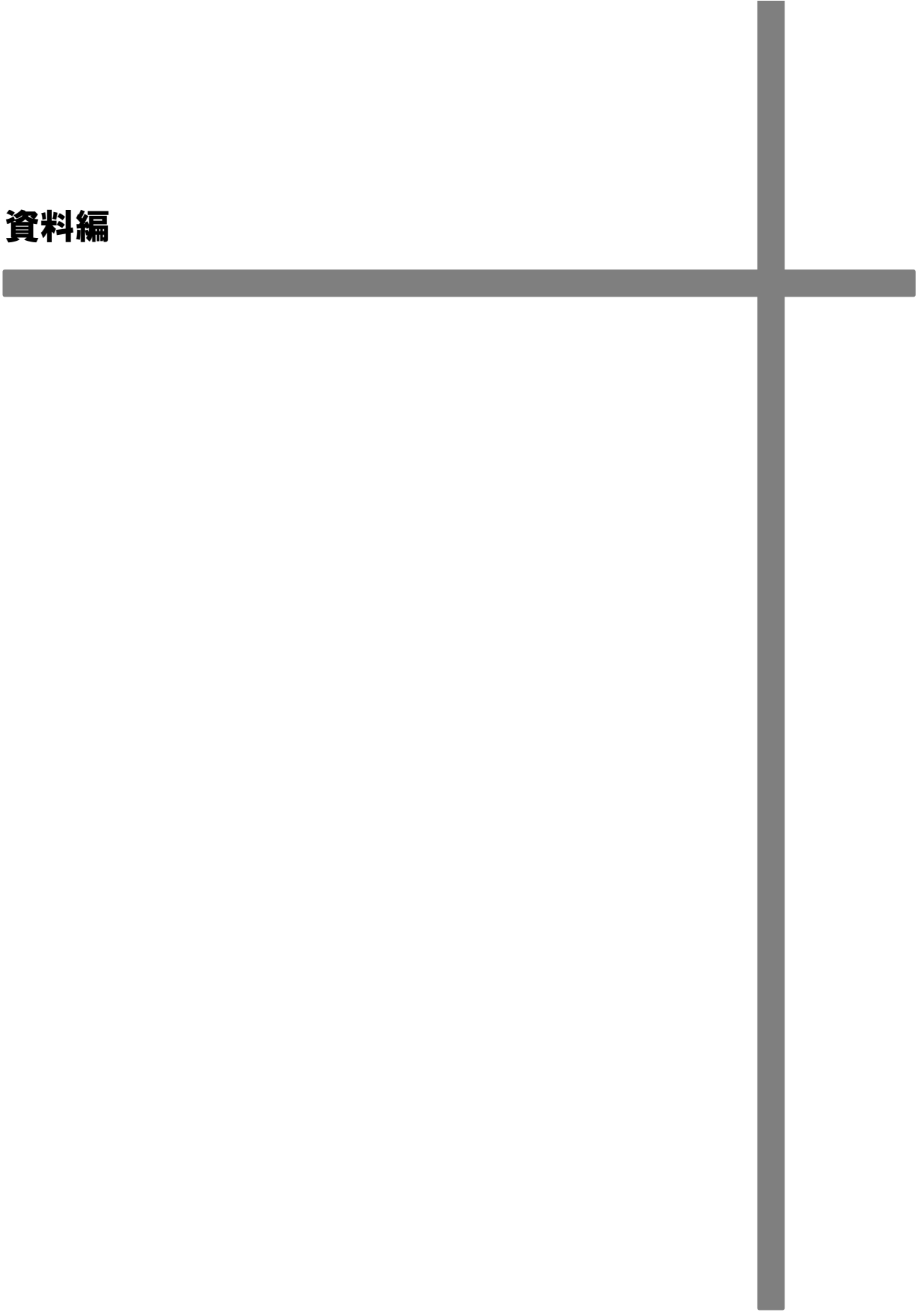


本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価などを各年度で行います。

本計画の進行状況を市の広報やホームページなどにより公表します。



資料編







## 資料1 母子保健の現状と課題

本市では、昭和50年度から母子保健ケアシステムを発足させ、「健康で丈夫な赤ちゃんを産み育てるため」に、3つの基本指針(①健康づくりのために②健康管理のために③子育て支援のために)で母子保健事業を推進し、平成8年に、これらの活動の分析・評価から課題を明らかにして、逗子市母子保健計画を策定しました。

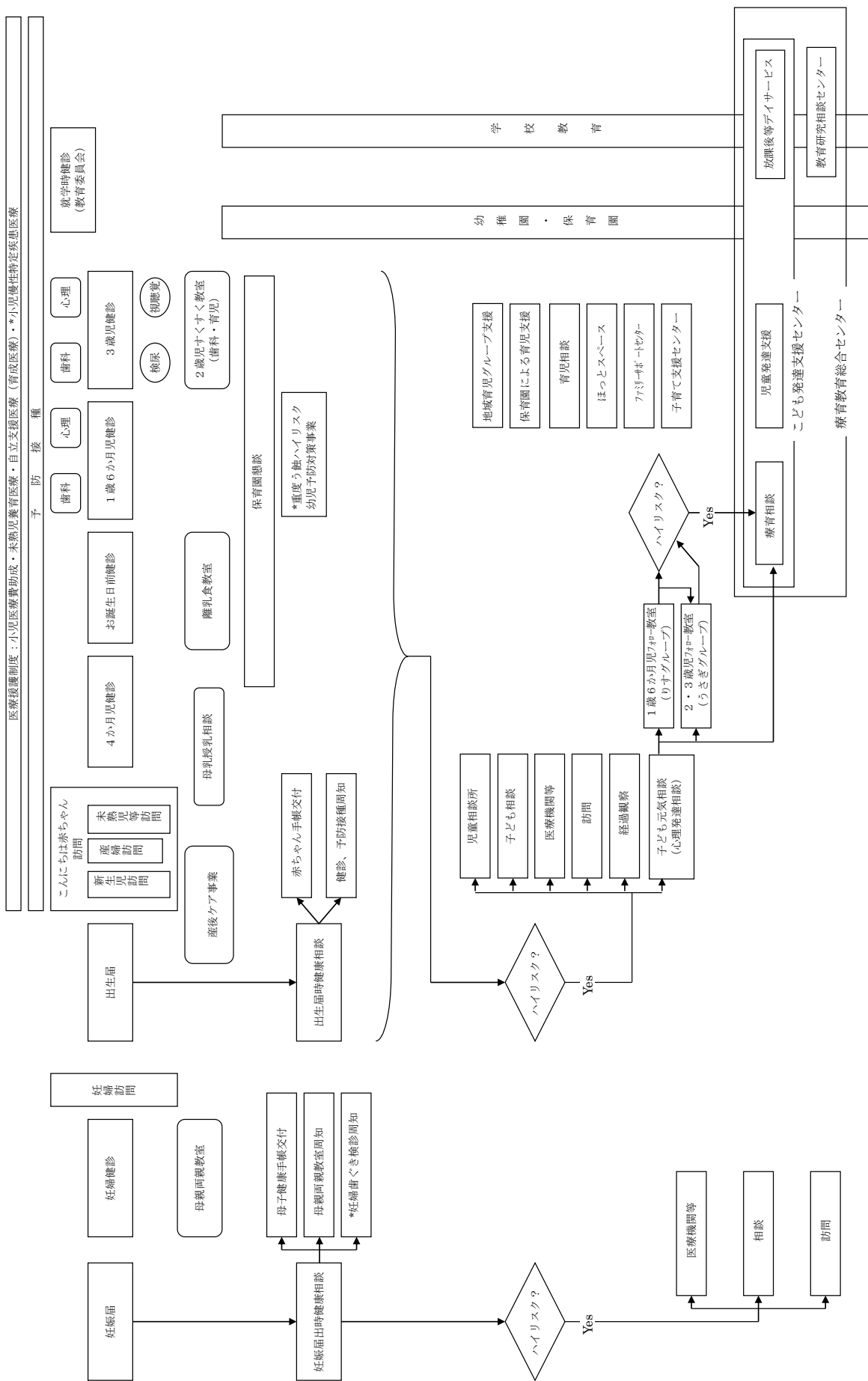
平成12年には、「児童虐待防止等に関する法律」が制定されるとともに、21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」が策定され、この指針に沿って、逗子市母子保健計画も改定してきました。

「健やか親子21」は平成27年度から「健やか親子21(第2次)」が始まっており、逗子市母子保健計画も平成27年度から新計画である「逗子市子ども・子育て支援事業計画」と統合されました。

「健やか親子21(第2次)」で基盤課題として挙げられている「妊娠期からの切れ目のない保健対策」や、近年特に必要とされ、重点課題として挙げられている「妊娠期からの児童虐待防止対策」を推進するために、平成30年度から従来行ってきた母子保健活動を対外的に掲示する形として「逗子市子育て世代包括支援センター」を開設。平成31年度からは、産後の母親の心身ケアや育児不安を軽減させるための「産後ケア事業」を開始しました。

これまで取り組んできた母子保健活動を推進し、より社会のニーズに対応した母子保健事業に取り組んでいきます。

# 母子保健活動フローチャート

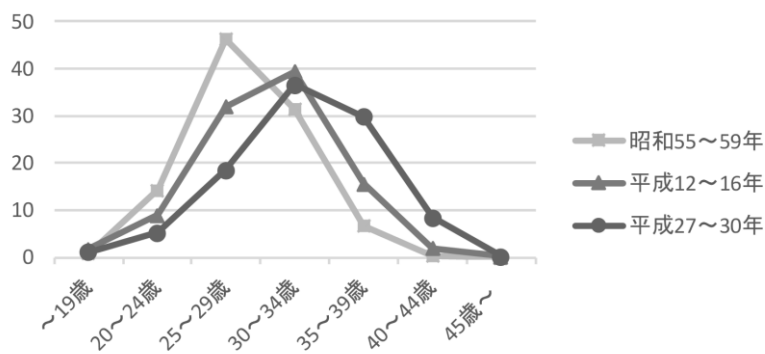


# (1) 妊娠・出産状況

## ① 妊娠年齢（平成30年度）

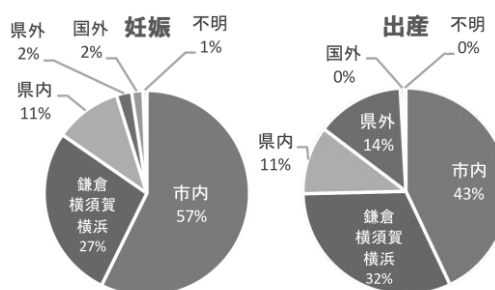
| 年齢(歳) | 人数(人) | 割合(%) |
|-------|-------|-------|
| ～19   | 4     | 1.0   |
| 20～24 | 16    | 3.9   |
| 25～29 | 87    | 21.0  |
| 30～34 | 129   | 31.1  |
| 35～39 | 146   | 35.2  |
| 40～44 | 28    | 6.7   |
| 45～   | 4     | 1.0   |
| 不明    | 0     | 0.0   |
| 未回答   | 1     | 0.2   |
| 計     | 415   | 100   |

妊娠年齢（過去の推移）



## ② 受診医療機関場所（平成30年度）

|                 | 妊娠    |       | 出産    |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) |
| 市内              | 195   | 57.4  | 156   | 43.0  |
| 鎌倉<br>横須賀<br>横浜 | 93    | 27.4  | 115   | 31.7  |
| 県内<br>(その他)     | 36    | 10.6  | 39    | 10.7  |
| 県外              | 8     | 2.4   | 50    | 13.8  |
| 国外              | 6     | 1.8   | 2     | 0.6   |
| 不明              | 2     | 0.6   | 1     | 0.3   |
| 計               | 340   | 100.0 | 363   | 100.0 |



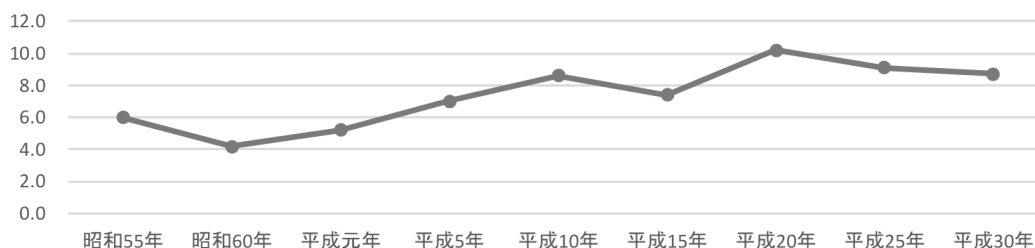
## ③ 多胎児数（率）

| 年度    | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 出生数   | 371  | 381  | 377  | 342  | 355  |
| 多胎児数  | 6    | 4    | 12   | 4    | 6    |
| 割合(%) | 1.6  | 1.0  | 3.2  | 1.2  | 1.7  |

## ④ 低出生体重児数（率）

| 年度      | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 出生数     | 371  | 381  | 377  | 342  | 355  |
| 低出生体重児数 | 31   | 44   | 34   | 31   | 31   |
| 割合(%)   | 8.4  | 11.5 | 9.0  | 9.1  | 8.7  |

低出生体重児の割合



## (2) 妊娠届出時アンケート（平成30年妊娠届出時アンケート回答者340人）

### ④ 産前在住期間

|       | 半年未満 | 半年～3年未満 | 3～5年未満 | 5年以上 | 無回答 |
|-------|------|---------|--------|------|-----|
| 数(人)  | 36   | 119     | 62     | 122  | 1   |
| 割合(%) | 10.6 | 35.0    | 18.2   | 35.9 | 0.3 |

### ⑤ 近所付き合い

|       | ある   | ない   | 両方回答 | 無回答 |
|-------|------|------|------|-----|
| 数(人)  | 221  | 117  | 1    | 1   |
| 割合(%) | 65.0 | 34.4 | 0.3  | 0.3 |

### ⑥ 立ち仕事や階段昇降の有無

|       | ある   | ない   | 無回答 |
|-------|------|------|-----|
| 数(人)  | 143  | 195  | 2   |
| 割合(%) | 42.1 | 57.4 | 0.6 |

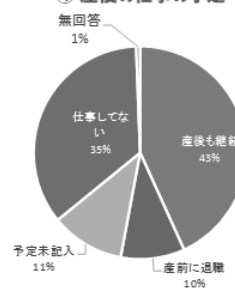
### ⑦ 現在仕事しているか、産後の予定について

|       | している | していない | 無回答 |
|-------|------|-------|-----|
| 数(人)  | 218  | 120   | 2   |
| 割合(%) | 64.1 | 35.3  | 0.6 |

#### 産後の仕事の予定について

|       | 産後も継続 | 産前に退職 | 無回答  |
|-------|-------|-------|------|
| 数(人)  | 147   | 33    | 38   |
| 割合(%) | 67.4  | 15.1  | 17.4 |

### ④ 産後の仕事の予定



### ⑧ 妊娠に気付いた時の気持ち（複数回答可）

|       | 嬉しかった | 驚いた  | 困った | 嬉しくなかった | 無回答 |
|-------|-------|------|-----|---------|-----|
| 数(人)  | 282   | 78   | 9   | 0       | 2   |
| 割合(%) | 82.9  | 22.9 | 2.6 | 0.0     | 0.6 |

### ⑨ パートナーに妊娠を伝えた時の様子（複数回答可）

|       | 喜んだ  | 驚いた  | 困った | 喜んでなかった | 無回答 |
|-------|------|------|-----|---------|-----|
| 数(人)  | 304  | 52   | 5   | 1       | 3   |
| 割合(%) | 89.4 | 15.3 | 1.5 | 0.3     | 0.9 |

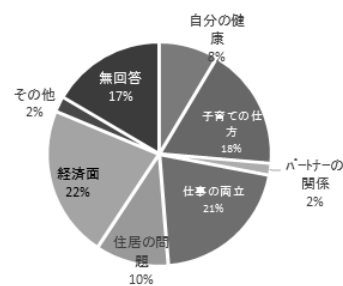
### ⑩ 子育て上の不安

|       | ある   | ない   | 無回答 |
|-------|------|------|-----|
| 数(人)  | 250  | 86   | 4   |
| 割合(%) | 73.5 | 25.3 | 1.2 |

#### 不安の内容

|       | 自分の健康 | 子育ての仕方 | パートナーの関係 | 仕事の両立 | 住居の問題 | 経済面  | その他 | 無回答  |
|-------|-------|--------|----------|-------|-------|------|-----|------|
| 数(人)  | 47    | 98     | 9        | 114   | 58    | 121  | 12  | 91   |
| 割合(%) | 18.8  | 39.2   | 3.6      | 45.6  | 23.2  | 48.4 | 4.8 | 36.4 |

### ⑦ 育児上の不安(内容)



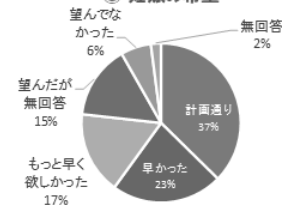
### ⑪ 今回の妊娠は望んでいたものか

|       | はい   | いいえ | 無回答 |
|-------|------|-----|-----|
| 数(人)  | 312  | 21  | 7   |
| 割合(%) | 91.8 | 6.2 | 2.1 |

#### 「望んでいた」の内容

|       | 計画通り | 早かった | もっと早く欲しかった | 無回答  |
|-------|------|------|------------|------|
| 数(人)  | 127  | 77   | 57         | 51   |
| 割合(%) | 40.7 | 24.7 | 18.3       | 16.3 |

### ⑧ 妊娠の希望



### ⑫ 自然の妊娠か

|       | はい   | いいえ  | 無回答 |
|-------|------|------|-----|
| 数(人)  | 291  | 46   | 3   |
| 割合(%) | 85.6 | 13.5 | 0.9 |

### ⑬ 家族計画について

|       | していた | していなかった | 無回答 |
|-------|------|---------|-----|
| 数(人)  | 285  | 52      | 3   |
| 割合(%) | 83.8 | 15.3    | 0.9 |

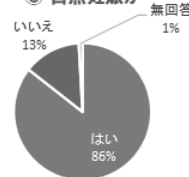
### ⑭ 妊娠中の相談相手

|       | いる   | いない | 無回答 |
|-------|------|-----|-----|
| 数(人)  | 337  | 0   | 3   |
| 割合(%) | 99.1 | 0.0 | 0.9 |

#### 「相談相手」の内容(複数回答)

|       | パートナー | 実母   | 姉    | 兄弟   | 親戚  | 友人   | 近所の人 | その他 |
|-------|-------|------|------|------|-----|------|------|-----|
| 数(人)  | 277   | 236  | 80   | 104  | 27  | 165  | 21   | 3   |
| 割合(%) | 82.2  | 70.0 | 23.7 | 30.9 | 8.0 | 49.0 | 6.2  | 0.9 |

### ⑩ 自然妊娠か



### ⑮ 産前産後の手伝いを誰に頼む予定か（複数回答可）

|       | パートナー | 実母   | 姉    | 兄弟   | 親戚  | 家政婦 | 友人  | 近所の人 | その他 |
|-------|-------|------|------|------|-----|-----|-----|------|-----|
| 数(人)  | 266   | 257  | 93   | 35   | 11  | 1   | 14  | 2    | 3   |
| 割合(%) | 78.2  | 75.6 | 27.4 | 10.3 | 3.2 | 0.3 | 4.1 | 0.6  | 0.9 |

### ⑯ 幼少期から愛情を受けて育ったという実感

|       | ある   | なんとなくある | あまりない | ない  | 分からない | 無回答 |
|-------|------|---------|-------|-----|-------|-----|
| 数(人)  | 297  | 31      | 3     | 2   | 2     | 5   |
| 割合(%) | 87.4 | 9.1     | 0.9   | 0.6 | 0.6   | 1.5 |

### ⑰ 家族内の要介護者の有無

|       | いる  | いない  | 無回答 |
|-------|-----|------|-----|
| 数(人)  | 29  | 309  | 2   |
| 割合(%) | 8.5 | 90.9 | 0.6 |

### ⑱ 母乳で育てたいと思うか

|       | はい   | いいえ | その他  | 無回答 |
|-------|------|-----|------|-----|
| 数(人)  | 294  | 0   | 39   | 7   |
| 割合(%) | 86.5 | 0.0 | 11.5 | 2.1 |

### (3) 出生届出時アンケート（平成30年出生届出時アンケート回答者360人）

① 回答者（赤ちゃんから見て）

|       | 母親   | 父親   | 祖母  | 祖父  | その他 | 無回答 |
|-------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 数(人)  | 94   | 248  | 8   | 1   | 0   | 9   |
| 割合(%) | 26.1 | 68.9 | 2.2 | 0.3 | 0.0 | 2.5 |

② 母親の妊娠中の様子

|       | 落ち着いていた | 不安があった | 両方回答 | 無回答 |
|-------|---------|--------|------|-----|
| 数(人)  | 273     | 78     | 1    | 8   |
| 割合(%) | 75.8    | 21.7   | 0.3  | 2.2 |

「不安」の内容（複数回答）

|       | 身体的理由 | 精神的理由 | 経済的理由 | その他 | 未記入 |
|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 数(人)  |       |       |       |     |     |
| 割合(%) | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0 | 0.0 |

③ 妊娠中の父親の協力について（複数回答可）

|       | 協力的だった | 協力的でなかった | 両方回答 | 無回答 |
|-------|--------|----------|------|-----|
| 数(人)  | 285    | 39       | 24   | 12  |
| 割合(%) | 79.2   | 10.8     | 6.7  | 3.3 |

「協力」の内容（複数回答）

|       | 精神面の支え | 上の子の世話 | 買い物  | 洗濯   | 布団の上げ下ろし | 帰宅時間配慮 | その他 |
|-------|--------|--------|------|------|----------|--------|-----|
| 数(人)  | 157    | 125    | 190  | 139  | 64       | 94     | 11  |
| 割合(%) | 55.1   | 43.9   | 66.7 | 48.8 | 22.5     | 33.0   | 3.9 |

協力できなかった理由

|       | 仕事のため | 出張が多かった | 勤務時間が不規則 | 親に任せていた | その他 |
|-------|-------|---------|----------|---------|-----|
| 数(人)  | 40    | 5       | 18       | 6       | 3   |
| 割合(%) | 102.6 | 12.8    | 46.2     | 15.4    | 7.7 |

④ 父親の準備について（複数回答可）

|       | 両親教室参加 | 講演会等参加 | ネットや本・友人から情報収集 | その他 | 特になし |
|-------|--------|--------|----------------|-----|------|
| 数(人)  | 105    | 6      | 163            | 13  | 130  |
| 割合(%) | 25.2   | 1.4    | 39.1           | 3.1 | 31.2 |

参加した両親教室の実施機関

|       | 市    | 医療機関 | その他 | 無回答  |
|-------|------|------|-----|------|
| 数(人)  | 39   | 48   | 3   | 15   |
| 割合(%) | 37.1 | 45.7 | 2.9 | 14.3 |

⑤ 出産前後に協力者がいたか（複数回答）

|       | はい   | いいえ | 未記入 |
|-------|------|-----|-----|
| 数(人)  | 339  | 12  | 9   |
| 割合(%) | 94.2 | 3.3 | 2.5 |

協力者

|       | 父    | 母方祖母 | 父方祖母 | その他 |
|-------|------|------|------|-----|
| 数(人)  | 157  | 277  | 145  | 21  |
| 割合(%) | 46.3 | 81.7 | 42.8 | 6.2 |

⑥ 入院するときの母親の状態（複数回答）

|       | 陣痛始まっていた | 破水していた | 計画的入院 | その他 | 複数回答 | 無回答 |
|-------|----------|--------|-------|-----|------|-----|
| 数(人)  | 181      | 72     | 80    | 16  | 1    | 10  |
| 割合(%) | 50.3     | 20.0   | 22.2  | 4.4 | 0.3  | 2.8 |

⑦ 入院の時付き添いがあったか（複数回答）

|       | はい   | いいえ | 未記入 |
|-------|------|-----|-----|
| 数(人)  | 326  | 26  | 8   |
| 割合(%) | 90.6 | 7.2 | 2.2 |

付き添った者

|       | 父    | 母方祖母 | 父方祖母 | その他 |
|-------|------|------|------|-----|
| 数(人)  | 263  | 94   | 22   | 18  |
| 割合(%) | 80.7 | 28.8 | 6.7  | 5.5 |

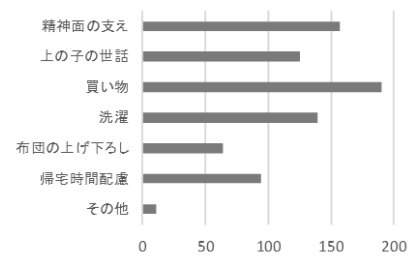
⑧ 出産の時父親はどこにいたか

|       | 立ち会った | 産院内にいた | 家にいた | 職場にいた | その他 | 無回答 |
|-------|-------|--------|------|-------|-----|-----|
| 数(人)  | 217   | 79     | 15   | 24    | 14  | 11  |
| 割合(%) | 60.3  | 21.9   | 4.2  | 6.7   | 3.9 | 3.1 |

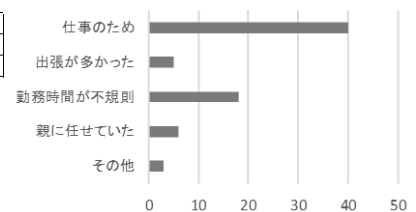
⑨ 出産はどこへ戻ったか

|       | 自宅   | 里帰り  | その他 | 無回答 |
|-------|------|------|-----|-----|
| 数(人)  | 204  | 142  | 4   | 10  |
| 割合(%) | 56.7 | 39.4 | 1.1 | 2.8 |

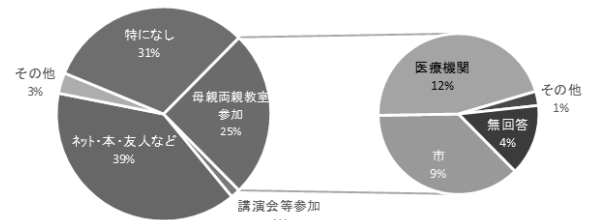
③ 父が協力したこと（内容）



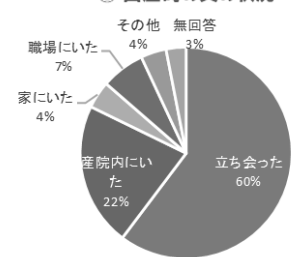
③ 父が協力できなかった理由（内容）



④ 父親の準備について（参加した母親両親教室の内訳）



⑧ 出産時の父親の状況



## (4) ハイリスクおよび要フォロー者の基準

### ① ハイリスク妊婦基準

1. 血族結婚
2. 疾病：心臓病、腎臓病、糖尿病、感染症、喘息、精神疾患等
3. 異常出産歴：骨盤位、死産、巨大児、低出生体重児等
4. 高年齢出産：35歳以上初妊婦、40歳以上経産婦
5. 若年出産：19歳以下
6. 多産婦：5回以上
7. 強度の肥満：肥満度 20%以上
8. 血液型不適合
9. 妊娠に影響する薬、放射線照射
10. 不妊治療、不妊が続いた後の妊娠
11. 多胎妊娠
12. 妊娠高血圧症候群
13. 習慣性流産の既往
14. 異常児出産歴：先天性心臓病、奇形等
15. 異常分娩歴：臍帯巻絡、帝王切開、胎勢胎向異常、遷延分娩、早産、過期産等
16. 性器腫瘍（治癒は除く）
17. 狭骨盤
18. 環境：孤独、未婚、貧困、望まない妊娠、日本に不慣れな外国人等

### ② 妊婦重点訪問

1. 疾病：心臓病、腎臓病、糖尿病、感染症、喘息、精神疾患等
2. 低出生体重児出産歴
3. 35歳以上の初妊婦、19歳以下の妊婦
4. 強度の肥満：肥満度20%以上
5. 妊娠高血圧症候群
6. 環境：孤独、未婚、貧困、望まない妊娠、日本の生活や言葉に不慣れな外国人等
7. 不妊治療による妊娠

### ③ 要フォロー者基準

要フォロー者とはハイリスク基準外で生後から各健診において継続してフォロー（確認）が必要と考えられる者

#### 1. 母の条件

- ① 若年出産（19歳以下）
- ② 望まない妊娠
- ③ 未婚（婚姻予定なし）
- ④ 日本の生活や言葉に不慣れな外国人
- ⑤ 日常生活に支障を来たすような疾患に罹患（精神疾患、難病等）
- ⑥ 知的に低い、精神的に幼い、養育力の弱さ
- ⑦ 継母

#### 2. 児の状況

- ⑧ 2500g以上の双子

#### 3. 家族の状況

- ⑨ 父の体調不良（日常生活に支障を来たす）
- ⑩ 経済面の問題あり
- ⑪ 兄、姉についてフォロー有り（知的や身体障害児）
- ⑫ ひとり親
- ⑬ 再婚（継父）
- ⑭ 養子縁組
- ⑮ 夫婦不和
- ⑯ きょうだい事故死

#### 4. 訪問、健診時にフォロー必要と判断されたケース

- ① 育児楽しいかの項目について「どちらかというとなんか楽しくない」・「楽しくない」にチェックあり

#### ④ 新生児ハイリスク基準

|           |            |
|-----------|------------|
| 1. 障害児    | 8. チアノーゼ   |
| 2. 低出生体重児 | 9. 中枢神経の異常 |
| 3. 巨大児    | 10. 重症黄疸   |
| 4. 仮死分娩   | 11. 出血     |
| 5. 奇形     | 12. 貧血     |
| 6. 分娩障害   | 13. 感染     |
| 7. 呼吸障害   | 14. その他の疾患 |

#### ⑤ 4か月児健診ハイリスク基準

|   |
|---|
| 1. 障害児  |
| 2. 低出生体重児                                     |
| 3. 巨大児  |
| 4. 奇形   |
| 5. 先天性心疾患                                     |
| 6. 運動発達の遅れ：首すわり、追視、無表情、筋緊張異常、体重5kg未満          |
| 7. その他：斜視、斜頸、開排制限、ヘルニア、陰嚢水腫、停留嚢丸、外・内反足、その他の疾病 |

#### ⑥ 1歳6か月児ハイリスク基準

|  |
|--|
| 1. 障害児   |
| 2. 低出生体重児                                      |
| 3. 奇形  |
| 4. 先天性心疾患                                      |
| 5. 運動発達の遅れ：未歩行、よく転ぶ                            |
| 6. 精神発達の遅れ：視線を合わせない、周囲の人や物に関心を示さない、多動、異常におとなしい |
| 7. 言語発達の遅れ：自発語がない・少ない、親の言うことを理解できない、絵本の指差しをしない |
| 8. 発育の偏り                                       |
| 9. その他 斜視、難聴、けいれん、跛行、外・内反足、O脚、X脚、その他の疾病        |

※ 3歳児健診ハイリスク基準は1歳6か月児ハイリスク基準に準ずる。

#### ⑦ 乳幼児虐待ハイリスク要因

|   |   |
|---|---|
| <b>児に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多胎児・双生児</li> <li>・未熟児</li> <li>・先天障害</li> <li>・発育の遅れ</li> <li>・発達遅れ・発達障害</li> <li>・行動問題</li> <li>・病気にかかりやすい</li> <li>・1か月以上の親子の分離</li> </ul> | <b>親に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・望まぬ妊娠</li> <li>・若年（10代）の妊娠</li> <li>・未婚の妊娠</li> <li>・知的障害</li> <li>・精神障害、産後うつ病</li> <li>・性格の問題</li> <li>・成育歴の問題（被虐待経験あり）</li> <li>・未成熟（生活能力の低さ）</li> </ul> |
| <b>家庭に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困難</li> <li>・夫婦不和</li> <li>・家庭内暴力（DV）</li> <li>・孤立家族</li> <li>・母子家庭</li> <li>・父子家庭</li> <li>・再婚・継子</li> </ul>                            | <b>養育に関すること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査未受診</li> <li>・不適切な養育（一方的なしつけ、育児能力の問題）</li> </ul>  |

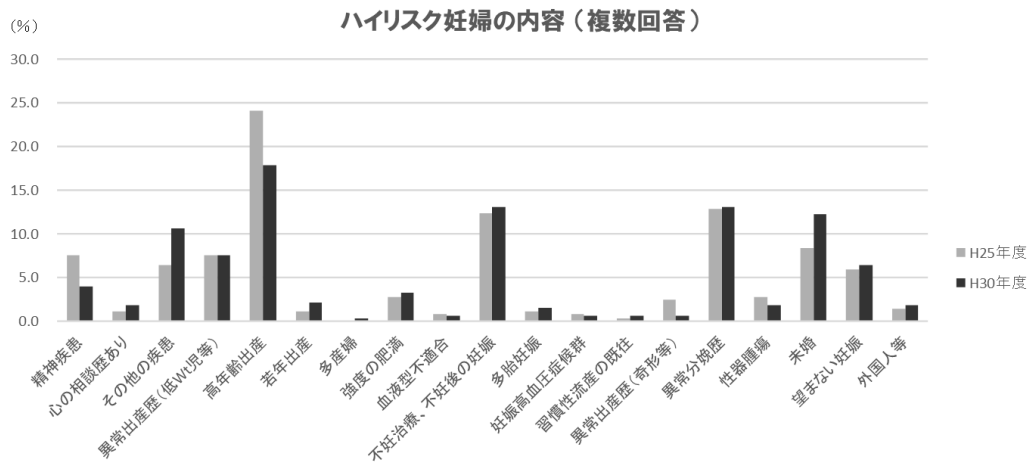
参考文献：

- 1) 松井一郎 谷村雅子：虐待予防地域システムの構築と母子保健，生活教育，7，7-12，2001.
- 2) 大阪府における子どもの虐待の実態とその援助，家族と健康，567号，2001.
- 3) 山田不二子作成、「児童虐待リスクファクター」、2004

## (5) ハイリスク妊婦の内容

|    | 内 容             | 平成25年 |      | 平成30年 |      |
|----|-----------------|-------|------|-------|------|
|    |                 | (人)   | (%)  | (人)   | (%)  |
| 1  | 血族結婚            | 0     | 0    | 0     | 0    |
| 2  | 疾病              | 54    | 15.1 | 54    | 16.4 |
|    | 内 訳             |       |      |       |      |
|    | 精神疾患            | 27    | 7.6  | 13    | 4.0  |
|    | 心の相談歴あり         | 4     | 1.1  | 6     | 1.8  |
|    | その他の疾患          | 23    | 6.4  | 35    | 10.6 |
| 3  | 異常出産歴(低出生体重児等)  | 27    | 7.6  | 25    | 7.6  |
| 4  | 高年齢出産           | 86    | 24.1 | 59    | 17.9 |
|    | 内 訳             |       |      |       |      |
|    | 35歳以上の初産婦       | 67    | 18.8 | 42    | 12.8 |
|    | 40歳以上の経産婦       | 19    | 5.3  | 17    | 5.2  |
| 5  | 若年出産            | 4     | 1.1  | 7     | 2.1  |
| 6  | 多産婦             | 0     | 0    | 1     | 0.3  |
| 7  | 強度の肥満           | 10    | 2.8  | 11    | 3.3  |
| 8  | 血液型不適合          | 3     | 0.8  | 2     | 0.6  |
| 9  | 妊娠に影響する薬、放射線照射  | 0     | 0.0  | 0     | 0    |
| 10 | 不妊治療、不妊が続いた後の妊娠 | 44    | 12.3 | 43    | 13.1 |

|    | 内 容           | 平成25年 |      | 平成30年 |      |
|----|---------------|-------|------|-------|------|
|    |               | (人)   | (%)  | (人)   | (%)  |
| 11 | 多胎妊娠          | 4     | 1.1  | 5     | 1.5  |
| 12 | 妊娠高血圧症候群      | 3     | 0.8  | 2     | 0.6  |
| 13 | 習慣性流産の既往      | 1     | 0.3  | 2     | 0.6  |
| 14 | 異常出産歴(先天性奇形等) | 9     | 2.5  | 2     | 0.6  |
| 15 | 異常分娩歴         | 46    | 12.9 | 43    | 13.1 |
| 16 | 性器腫瘍          | 10    | 2.8  | 6     | 1.8  |
| 17 | 狭骨盤           | 0     | 0.0  | 0     | 0    |
| 18 | 環境            | 56    | 15.7 | 67    | 20.4 |
|    | 内 訳           |       |      |       |      |
|    | 未婚            | 30    | 8.4  | 40    | 12.2 |
|    | 望まない妊娠        | 21    | 5.9  | 21    | 6.4  |
|    | 日本に不慣れな外国人等   | 5     | 1.4  | 6     | 1.8  |
|    | 計             | 357   | 100  | 329   | 100  |



## (6) ハイリスク児の内容

| 把握契機      | 内 訳     | 平成22年生まれ | 平成27年生まれ |
|-----------|---------|----------|----------|
|           |         | 延数(人)    | 延数(人)    |
| 出生届・出生連絡票 | 低出生体重児  | 45[3]    | 41[2]    |
|           | 巨大児     | 3        | 5        |
|           | 呼吸障害    | 3[1]     | 5        |
|           | その他の疾患  | 5        | 5        |
| 訪問        | 言語発達の違い |          | 1        |
|           | その他の疾患  |          | 1        |
| 保護者からの相談  | 障害児     | 1        |          |
|           | 精神発達の違い | 2        |          |
|           | 言語発達の違い | 1        | 1        |
|           | その他の疾患  | 1        | 2        |
|           |         |          |          |
| 転入        | 低出生体重児  | 7        | 13[1]    |
|           | 巨大児     |          | 2        |
|           | 言語発達の違い | 1        | 2        |
|           | その他の疾患  | 4        | 4        |
| 関係機関からの連絡 | 精神発達の違い | 2        |          |
|           | その他の疾患  |          | 2        |

| 把握契機      | 内 訳     | 平成22年生まれ | 平成27年生まれ |
|-----------|---------|----------|----------|
|           |         | 延数(人)    | 延数(人)    |
| 4か月児健診    | 開排制限    | 4[1]     |          |
|           | その他の疾患  | 5        | 3        |
|           | 体重5kg未満 |          | 1        |
| お誕生日前健診   | 運動発達の違い | 1        |          |
|           | その他の疾患  | 2[1]     | 2        |
| 1歳半健診     | 未歩行     | 5        | 1        |
|           | 精神発達の違い | 2[1]     | 5[1]     |
|           | 運動発達の違い |          | 1[1]     |
|           | 言語発達の違い | 13       | 31       |
|           | その他の疾患  |          | 1        |
| 2歳児すくすく教室 | 精神発達の違い | 4[1]     |          |
|           | 言語発達の違い | 4        | 2        |
| 3歳児健診     | 精神発達の違い | 2        | 1        |
|           | 言語発達の違い | 3        |          |
|           | その他の疾患  | 5        | 2        |
| その他       | その他の疾患  | 1        | 5        |

※【】内は、虐待及びその疑いのある者の再掲



(7) 要フォロー児の内容

| 把握契機      | 内訳   | 平成22年生まれ                       |  | 平成27年生まれ  |       |
|-----------|--|--------------------------------|--|-----------|-------|
|           |  | 延数(人)                          | 延数(人)  | 延数(人)     | 延数(人) |
| 妊娠届       | 母若年<br>望まない妊娠<br>日本に不慣れな外国人<br>母精神疾患・相談歴あり<br>母に疾病(精神以外)<br>養育力の弱さ<br>父の体調不良<br>兄弟にフォロー有<br>ひとり親 | 1<br>15【3】<br>8<br>5<br>1<br>3 | 3【2】<br>20【1】<br>1<br>19【2】<br>4【1】<br>1【1】<br>1<br>3【1】 |           |       |
| 妊婦訪問      | ひとり親   |                                |  |           |       |
| 出生届       | 日本に不慣れな外国人<br>母精神疾患・相談歴あり<br>2500g以上の双子<br>兄弟にフォロー有<br>母に疾病<br>ひとり親                              | 1<br>2<br>1<br>1<br>1          |  | 2<br>1    |       |
| 関係機関からの連絡 | 母精神疾患・相談歴あり<br>母に疾病(精神以外)<br>養育力の弱さ<br>ひとり親  | 3【1】<br>1                      |  | 2<br>1【1】 |       |

| 把握契機           | 内訳  | 平成22年生まれ                        |       | 平成27年生まれ                                 |       |
|----------------|---|---------------------------------|-------|--|-------|
|                |   | 延数(人)                           | 延数(人) | 延数(人)                                    | 延数(人) |
| 保護者からの相談<br>転入 | 母に疾病(精神以外)<br>日本に不慣れな外国人<br>母精神疾患・相談歴あり<br>母に疾病(精神以外)<br>2500g以上の双子<br>ひとり親<br>継母<br>養子縁組<br>兄弟にフォロー有<br>夫婦不和<br>養育力の弱さ | 1<br>1<br>1<br>3<br>3<br>1<br>1 |       | 3<br>2【1】<br>1<br>3【2】<br>1<br>1<br>2【2】 |       |
| アコーダー          | ひとり親<br>養子縁組  | 3<br>1                          |       |  |       |
| 乳幼児健診          | 母精神疾患・相談歴あり<br>母に疾病(精神以外)<br>夫婦不和<br>育児が楽しくない   | 1<br>1【1】<br>1<br>2【1】          |       | 1<br>1                                   |       |
| その他            | 母に疾病(精神以外)<br>夫婦不和  | 1【1】                            |       |  |       |

(8) 訪問等実施状況

①妊婦訪問

|               | 対象数/母数  | H26年度 |      | H27年度 |      | H28年度 |      | H29年度 |      | H30年度 |      |
|---------------|---------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|               |         | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率    |
| 初妊婦訪問率        | 訪問数     | 125   | 69.1 | 129   | 84.3 | 119   | 72.1 | 112   | 77.2 | 116   | 87.9 |
|               | 初妊婦数    | 181   |      | 153   |      | 165   |      | 145   |      | 132   |      |
| 若年妊婦のフォロー率    | フォロー数   | 4     | 66.7 | 1     | 100  | 1     | 100  | 2     | 100  | 2     | 100  |
|               | 若年妊婦    | 6     |      | 1     |      | 1     |      | 2     |      | 2     |      |
| 高齢初妊婦のフォロー率   | フォロー数   | 30    | 75   | 38    | 80.9 | 33    | 78.6 | 27    | 77.1 | 29    | 78.4 |
|               | 高齢初妊婦   | 40    |      | 47    |      | 42    |      | 35    |      | 37    |      |
| 精神科既往妊婦のフォロー率 | フォロー数   | 11    | 91.7 | 10    | 66.7 | 14    | 93.3 | 12    | 60.0 | 7     | 58.3 |
|               | 精神科既往妊婦 | 12    |      | 15    |      | 15    |      | 20    |      | 12    |      |

②新生児・乳児訪問

|                | 対象数/母数   | H26年度 |       | H27年度 |      | H28年度 |      | H29年度 |      | H30年度 |       |
|----------------|----------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|
|                |          | 訪問数   | 率     | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率    | 訪問数   | 率     |
| 新生児・乳児訪問指導率    | 訪問数      | 364   | 98.1  | 373   | 97.9 | 376   | 97.4 | 346   | 99.7 | 352   | 98.3  |
|                | 新生児・乳児数  | 371   |       | 381   |      | 386   |      | 374   |      | 358   |       |
| 低出生体重児の訪問指導率   | 訪問数      | 31    | 100.0 | 33    | 94.3 | 34    | 100  | 31    | 96.9 | 32    | 97.0  |
|                | 低出生体重児   | 31    |       | 35    |      | 34    |      | 32    |      | 33    |       |
| 多胎児の訪問指導率      | 訪問数      | 6     | 100   | 4     | 100  | 12    | 100  | 4     | 100  | 6     | 100.0 |
|                | 多胎児数     | 6     |       | 4     |      | 12    |      | 4     |      | 6     |       |
| シングルマザーの新生児訪問率 | 訪問数      | 0     | 0     | 1     | 100  | 1     | 100  | 1     | 100  | 0     | 0.0   |
|                | シングル母出産数 | 0     |       | 1     |      | 1     |      | 1     |      | 0     |       |
| 若年の母の新生児訪問率    | 訪問数      | 4     | 80    | 0     | 0    | 1     | 100  | 2     | 100  | 2     | 100.0 |
|                | 若年母の数    | 5     |       | 0     |      | 1     |      | 2     |      | 2     |       |

## (9) 乳幼児健康診査受診状況

### ①乳幼児健康診査実施状況

#### 4か月児健康診査

| 年度  | 対象数<br>(人) | 受診数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|-----|------------|------------|------------|
| S55 | 649        | 546        | 84.1       |
| S60 | 503        | 467        | 92.8       |
| H1  | 419        | 395        | 94.3       |
| H5  | 424        | 390        | 92.0       |
| H10 | 455        | 432        | 94.9       |
| H15 | 437        | 415        | 95.0       |
| H20 | 382        | 368        | 96.3       |
| H25 | 390        | 384        | 98.5       |
| H30 | 355        | 349        | 98.3       |

#### お誕生日前健康診査

| 年度  | 対象数<br>(人) | 受診数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|-----|------------|------------|------------|
| S55 | 712        | 519        | 72.9       |
| S60 | 535        | 384        | 71.8       |
| H1  | 451        | 337        | 74.7       |
| H5  | 433        | 296        | 68.4       |
| H10 | 467        | 358        | 76.7       |
| H15 | 453        | 415        | 91.6       |
| H20 | 397        | 390        | 98.2       |
| H25 | 388        | 384        | 99.0       |
| H30 | 338        | 337        | 99.7       |

#### 1歳6か月児健康診査

| 年度  | 対象数<br>(人) | 受診数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|-----|------------|------------|------------|
| S55 | 614        | 521        | 84.9       |
| S60 | 517        | 460        | 89.0       |
| H1  | 458        | 402        | 87.8       |
| H5  | 372        | 349        | 93.8       |
| H10 | 422        | 343        | 81.3       |
| H15 | 458        | 385        | 84.1       |
| H20 | 429        | 411        | 95.8       |
| H25 | 423        | 401        | 94.8       |
| H30 | 390        | 378        | 96.9       |

#### 1歳6か月児歯科健康診査

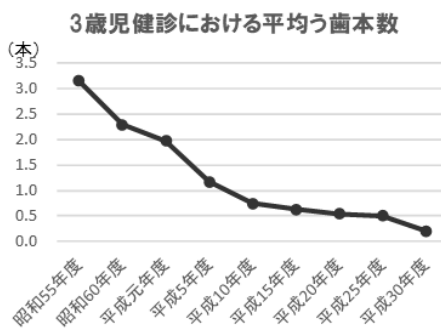
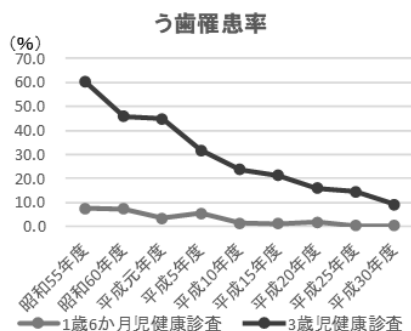
| 年度  | 受診数<br>(人) | う歯罹患<br>数(人) | う歯罹患率<br>(%) |
|-----|------------|--------------|--------------|
| S55 | 299        | 23           | 7.7          |
| S60 | 231        | 17           | 7.4          |
| H1  | 276        | 10           | 3.6          |
| H5  | 220        | 12           | 5.5          |
| H10 | 343        | 5            | 1.5          |
| H15 | 386        | 5            | 1.3          |
| H20 | 411        | 8            | 1.9          |
| H25 | 401        | 2            | 0.5          |
| H30 | 378        | 2            | 0.5          |

#### 3歳児健康診査

| 年度  | 対象数<br>(人) | 受診数<br>(人) | 受診率<br>(%) |
|-----|------------|------------|------------|
| S55 | 759        | 532        | 70.1       |
| S60 | 547        | 417        | 76.2       |
| H1  | 469        | 359        | 76.5       |
| H5  | 387        | 331        | 85.5       |
| H10 | 424        | 378        | 89.2       |
| H15 | 478        | 429        | 89.7       |
| H20 | 414        | 380        | 91.8       |
| H25 | 417        | 401        | 96.2       |
| H30 | 445        | 444        | 99.8       |

#### 3歳児歯科健康診査

| 年度  | 受診数<br>(人) | う歯罹患<br>数(人) | う歯罹患率<br>(%) | 平均う歯<br>数(本) |
|-----|------------|--------------|--------------|--------------|
| S55 | 530        | 320          | 60.4         | 3.2          |
| S60 | 417        | 192          | 46.0         | 2.3          |
| H1  | 355        | 159          | 44.8         | 2.0          |
| H5  | 327        | 104          | 31.8         | 1.2          |
| H10 | 375        | 89           | 23.7         | 0.7          |
| H15 | 429        | 92           | 21.4         | 0.6          |
| H20 | 380        | 61           | 16.1         | 0.5          |
| H25 | 401        | 60           | 15.0         | 0.5          |
| H30 | 443        | 41           | 9.3          | 2.7          |



### ② 育児に対する気持ちについて

平成30年度の4か月児健康診査から3歳児健康診査の間診票において、「育児は楽しいですか」の集計結果

|                    | 4か月児          | お誕生日前健康診査     | 1歳6か月児        | 3歳児           |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 楽しい                | 251人 (71.9%)  | 223人 (66.2%)  | 238人 (63.0%)  | 209人 (47.1%)  |
| まあ楽しい              | 96人 (27.5%)   | 105人 (31.2%)  | 139人 (36.8%)  | 220人 (49.5%)  |
| どちらかというと楽しくない      | 2人 (0.6%)     | 4人 (1.2%)     | 1人 (0.3%)     | 10人 (2.3%)    |
| 楽しくない              | 0人 (0.0%)     | 0人 (0.0%)     | 0人 (0.0%)     | 0人 (0.0%)     |
| 未記入・その他<br>(「ふつう」) | 0人 (0.0%)     | 5人 (1.5%)     | 0人 (0.0%)     | 5人 (1.1%)     |
| 合計                 | 349人 (100.0%) | 337人 (100.0%) | 378人 (100.0%) | 444人 (100.0%) |

### ③ 育児への不安について

4か月児健康診査の間診票において、「赤ちゃんについて非常に不安を感じる」と答えた者の割合

|               | H15年度 | H20年度 | H25年度 | H30年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 受診者数          | 415人  | 368人  | 384人  | 349人  |
| 非常に不安を感じる者の数  | 26人   | 26人   | 20人   | 26人   |
| 非常に不安を感じる者の割合 | 6.3%  | 7.1%  | 5.2%  | 7.4%  |

## (10) 育児教室（離乳食教室・2歳児すくすく教室）実施状況

① 母親両親教室（平日4日コース年4回、土曜日年3回）

|            | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 初妊婦参加数(人)  | 131   | 115   | 108   | 82    | 85    |
| 初妊婦参加数率(%) | 67.0  | 75.2  | 65.5  | 56.6  | 64.4  |
| 父親参加数率(%)  | 38.1  | 42.5  | 41.2  | 39.3  | 37.2  |

② 離乳食教室

|             | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数(回)     | 6     | 6     | 12    | 12    | 12    |
| 参加者数(人)     | 130   | 168   | 157   | 180   | 123   |
| 1回平均参加人数(人) | 21.7  | 28.0  | 13.1  | 15.0  | 10.3  |

③ 2歳児すくすく教室（隔月）

|         | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数(人) | 394   | 399   | 420   | 408   | 394   |
| 参加者数(人) | 284   | 251   | 285   | 236   | 234   |
| 参加率(%)  | 72.1  | 62.9  | 67.9  | 57.8  | 59.4  |

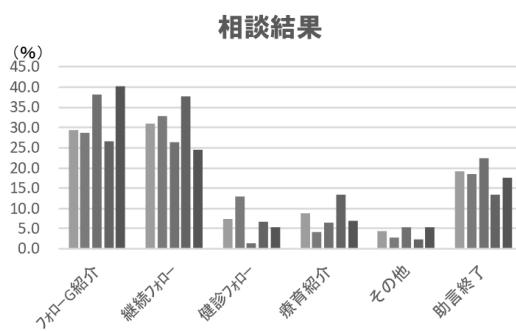
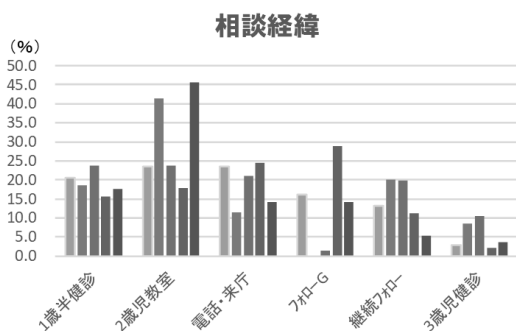
## (11) 子ども元気相談（心理発達相談）実施状況

① 相談経緯

|             | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来所人数        | 68    | 70    | 76    | 45    | 57    |
| 1歳半健診から     | 14    | 13    | 18    | 7     | 10    |
| 2歳児すくすく教室から | 16    | 29    | 18    | 8     | 26    |
| 電話・来庁相談から   | 16    | 8     | 16    | 11    | 8     |
| フォローグループから  | 11    | 0     | 1     | 13    | 8     |
| 継続フォローから    | 9     | 14    | 15    | 5     | 3     |
| 3歳児健診から     | 2     | 6     | 8     | 1     | 2     |

② 相談結果

|                   | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来所人数              | 68    | 70    | 76    | 45    | 57    |
| フォローグループ紹介        | 20    | 20    | 29    | 12    | 23    |
| 継続フォロー(グループ利用者含む) | 21    | 23    | 20    | 17    | 14    |
| 健診時フォロー           | 5     | 9     | 1     | 3     | 3     |
| 療育紹介              | 6     | 3     | 5     | 6     | 4     |
| その他(訪問フォローなど)     | 3     | 2     | 4     | 1     | 3     |
| 助言終了              | 13    | 13    | 17    | 6     | 10    |



## (12) フォローグループ（りす・うさぎグループ）実施状況

① りすグループ

|          | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数     | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    |
| 対象者数     | 28    | 21    | 34    | 25    | 28    |
| 1回平均人数   | 5.3   | 6.1   | 7.6   | 7.2   | 9.0   |
| 療育紹介した人数 | 7     | 2     | 4     | 7     | 5     |

② うさぎグループ

|          | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数     | 23    | 23    | 23    | 23    | 23    |
| 対象者数     | 15    | 16    | 26    | 20    | 16    |
| 1回平均人数   | 5.5   | 5.4   | 8.0   | 5.7   | 5.1   |
| 療育紹介した人数 | 1     | 2     | 4     | 8     | 2     |

## 資料2 計画策定の経緯

### 逗子市子ども・子育て会議

| 区分            | 開催日        | 主な審議内容   |
|---------------|------------|--|
| 平成30年度<br>第5回 | 平成31年2月19日 | (1) 放課後児童クラブの利用選考基準について<br>(2) 保育所の利用選考基準について<br>(3) 小規模保育事業の認可について<br>(4) 子ども・子育て支援事業計画改訂に伴うニーズ調査の集計速報等について<br>(5) その他  |
| 令和元年度<br>第1回  | 令和元年6月6日   | (1) 令和元年度の事業概要について<br>(2) 平成30年度子ども・子育て支援事業計画進捗状況について<br>(3) 平成30年度総合計画に係る事業の意見聴取について<br>(4) 放課後児童クラブ選考基準について<br>(5) 放課後児童クラブ保育料見直しについて<br>(6) 保育所等入所調整基準の見直しについて<br>(7) 子ども・子育て支援事業計画の改定について<br>(8) その他 |
| 第2回           | 令和元年7月31日  | (1) 子ども・子育て支援事業計画について<br>(2) 放課後児童クラブ選考基準について<br>(3) 放課後児童クラブ保育料見直しについて<br>(4) 保育所等入所調整基準の見直しについて<br>(5) 幼児教育・保育の無償化について<br>(6) 保育所条例の一部改正について<br>(7) その他  |
| 第3回           | 令和元年9月26日  | (1) 放課後児童クラブ事業の待機児童対策の実施について<br>(2) 保育所入所調整基準の見直しについて<br>(3) 子ども・子育て支援事業計画について<br>(4) その他  |
| 第4回           | 令和元年11月18日 | (1) 子ども・子育て支援事業計画について<br>(2) その他   |
| 第5回           | 令和2年2月5日   | (1) 子ども・子育て支援事業計画について<br>・平成30年度母子保健に関する実績報告と評価<br>・第2期子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果報告<br>(2) 市内幼稚園の給付施設への移行について<br>(3) 補助型放課後児童クラブの事業者決定とその後の進捗<br>(4) その他  |
| 第6回           | 令和2年3月26日  | (1) 子ども・子育て支援事業計画について<br>(2) その他   |

### 資料3 逗子市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月31日現在

| 区分                           | 氏名                     | 選出団体等                        | 備考 |
|------------------------------|------------------------|------------------------------|----|
| 公募による市民                      | くま べ 部 り さ             | 公募市民委員                       |    |
| 公募による市民                      | まえ しま あさ こ<br>前 島 麻 子  | 公募市民委員                       |    |
| 公募による市民                      | いし い ま り<br>石 井 真 里    | 公募市民委員                       |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>団体から推薦を受けた者 | つの だ すすむ<br>角 田 進      | 逗子市青少年指導員連絡協議会               |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>団体から推薦を受けた者 | お げき ふ み え<br>小 関 富美江  | 逗子市放課後児童クラブ保護者会連絡会           |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>団体から推薦を受けた者 | なか しま あ き<br>中 島 亜 紀   | 逗子市手をつなぐ育成会                  |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>団体から推薦を受けた者 | いい の ゆき<br>飯 野 幸       | 逗子市民生委員・児童委員連絡協議会            |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>団体から推薦を受けた者 | やま ざき なつ こ<br>山 崎 夏 子  | 逗子市育児サークル連絡協議会               |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>事業に従事する者    | もり そう いち<br>森 荘 一      | 逗葉私立幼稚園協会<br>(聖マリア幼稚園園長)     |    |
| 子ども・子育て支援に関する<br>事業に従事する者    | よこ ち みどり<br>横 地 みどり    | 逗子市保育施設連絡協議会<br>(双葉保育園園長)    | ○  |
| 子ども・子育て支援に関し学<br>識経験のある者     | ほう かわ まさ こ<br>寶 川 雅 子  | 鎌倉女子大学 短期大学部                 | ◎  |
| 関係行政機関の職員                    | の ざか まさ みち<br>野 坂 正 径  | 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所所長            |    |
| 関係行政機関の職員                    | さる た き み こ<br>猿 田 貴美子  | 神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉部<br>保健福祉課長 |    |
| 関係行政機関の職員                    | すぎ やま ひで のぶ<br>枚 山 英 延 | 逗子市教育委員会教育部学校教育課長            |    |

◎：会長、○：職務代行者

## 資料4 逗子市子ども・子育て会議条例（平成25年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定により、逗子市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 逗子市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織等）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
  - (2) 子どもの保護者
  - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
  - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 資料5 子ども・子育て支援法（抄）（平成24年8月20日法律第65号）

（第一条～三条、六十条～六十一条、七十七条のみ抜粋）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### （市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。



## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

### (基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子

育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 第七章 子ども・子育て会議等

### (市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 資料6 次世代育成支援対策推進法（抄）（平成15年7月16日法律第120号）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

## 資料7 用語集（あいうえお順）

### 【あ行】

内容は、令和2年3月のものです

| 用語             | 内容   |
|----------------|--|
| 育児休業制度         | 育児を目的として休業できる制度。育児休業中は、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。   |
| 一時預かり          | 保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなど、日頃保育所を利用していなくても、一時的に利用できる制度です。市内では私立保育園4園で実施しています。   |
| 親子遊びの場         | 小坪・沼間・池子の3箇所にあります。乳幼児とその親が気軽に地域の他の親らと交流することができる自由で開放的な場所です。貸しスペースとして地域の子育てサークルの活動の場としても利用が可能です。子育てアドバイザーの巡回相談も週1回行っています。 |
| 親子教室<br>(通園事業) | 発達に心配があると思われる就学前の児童に、保育士などが遊びや課題を通して発達を促しています。親子で通園し、ご両親の相談も受けています。  |

### 【か行】

|            |  |
|------------|--|
| 家庭的保育事業    | 0～2歳児までのお子さんを対象とし、自宅等にて5人以下の少人数の保育を行います。市の認可事業で、市内に1か所（あにえるち保育室）があります。   |
| 企業主導型保育事業  | 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する国庫補助による認可外保育施設です。従業員以外の児童を預かる「地域枠」もあります。市内に2園（YBS逗子、ココカラデザイン保育園山本メディカルひでまり園）があります。  |
| 教育研究相談センター | 教育に有用な調査・研究、教員の指導力向上のための研修会などの取り組み及び教育相談などを行い、本市の教育の振興を図ります。不登校児童生徒の学習の場として適応指導教室「なぎさ」を開室しています。また、支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラーを市内小中学校に派遣し、支援教育に関する学校のサポートを行っています。また、市内児童・生徒及びその保護者・教員を対象とし、教育に関する悩み・不安・ストレス等さまざまな要因からくる相談を受けることにより、相談者の心的負担の軽減を図り問題解決の支援を行います。 |
| 教育・保育施設    | 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」及び認定こども園法第2条第6項規定する「認定こども園」をいいます。<br>(法第7条)   |
| 居宅訪問型保育    | ベビーシッターのように、保育者が保育を必要とする子どもの自宅で保育を行います。本市では実施していません。   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 合計特殊出生率                  | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数となります。   |
| 子育て支援センター<br>(地域子育て支援拠点) | 子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近で気軽に利用できる支援拠点。自由に過ごせる子育てひろばの他、保健師相談や赤ちゃん相談を行っています。トイレトレーニングやパパ向け講座などのミニ講演会も。子育てアドバイザーが常駐し、小さいお子さんを遊ばせながら育児相談ができます。小坪・沼間親子遊びの場で巡回相談も実施しています。               |
| 子育て世代包括支援センター            | 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。   |
| 子育てネットワーク会議              | 平成27年度から、子育てに関するテーマごとにワークショップ形式でメンバーを固定せず多くの子育てに関心ある方に参加していただき自由に意見交換しています。  |
| 子育てポータルサイト<br>「えがお」      | 逗子市が管理・運営する子育てに関する情報を一元的に提供するための、専用ホームページです。各種子育て支援サービスの情報はもとより、市民レポーター(子育てママ)による「えがおレポート」も掲載しています。  |
| 子ども・子育て関連3法              | 平成24年8月に成立した次の3法のことです。<br>①「子ども・子育て支援法」<br>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正法)<br>③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(一部改正等関係法律の整備法) |
| 子ども相談室                   | 子ども本人や保護者等からの心配事や悩み事などの相談を受け付けています。逗子市役所庁舎内に、設置しています。<br>月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 046-871-8801(直通)  |
| こども発達支援センター<br>(ひなた)     | 18歳までの障がいや発達に心配のあるお子さんが将来にわたって、その持てる力を十分に発揮して暮らせるよう、相談や個別支援・勉強会などを通して切れ目なくサポートします。   |
| こども発達支援センター<br>(くろーばー)   | 発達に心配やつまづきのあるお子さんの療育活動を行っています。児童発達支援事業や放課後等デイサービスのグループ療育などとおして、一貫した支援をご家族や療育相談ひなたと協働しながら行います。※児童福祉法に基づく法定サービスになりますので、利用するにあたり所定の手続きが必要となります。                                     |

#### 【さ行】

|          |   |
|----------|---|
| 産後ケア事業   | 産後4か月までのお母さんと赤ちゃんが、助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して過ごせるようにサポートする事業です。 |
| 事業所内保育施設 | 企業や病院などが従業員の為に設置した保育施設。原則として従業員のみが利用することになっています。              |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 施設型給付              | 新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払います。(保育所を除く。)令和元年10月から3歳以上は無償化されました。   |
| 児童相談所              | 児童福祉法に基づき、原則18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関です。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じる行政機関です。逗子市は、鎌倉三浦地域児童相談所の管轄です。 |
| 児童養護施設             | 児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。保護者がいない、虐待されているなど家庭養育が困難な子どもを入所させて養育する施設。近隣に、鎌倉児童ホーム(鎌倉市)、春光学園(横須賀市)、幸保愛児園(葉山町)、などがあります。   |
| 就業率                | 人口に占める就業者の割合。   |
| 小規模保育施設            | 0～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の認可保育施設。市内に3施設(ごかんのいえ、逗子しらかば乳児保育園、第2あにえるち保育園)があります。  |
| ショートステイ            | 逗子市では子どもを預かるショートステイ事業は行っていません。(障がい程度区分1以上の障がい者向けのみ実施)。保護者の入院や育児疲れ等により一時的に養育困難となったお子さんを乳児院・児童養護施設で短期間お預かりする事業で、近隣では横須賀市・鎌倉市が行っています。                                    |
| 初婚年齢               | 初めて結婚した年齢。  |
| 健やか親子21            | 「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本21」の一翼を担うものです。平成27年4月から10年計画で開始した「健やか親子21(第2次)」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指しています。 |
| ずし子育てわくわくメール(メルマガ) | 子育てに関するイベントや講座、子どもの健診などお知らせをメールで配信します。対象となる情報に応じて0～2歳、3～5歳、6～11歳、12歳～15歳児、16歳～18歳、の5区分があります。  |
| 青少年指導員             | 逗子市青少年指導員は、神奈川県と逗子市の委嘱を受けて、子どもたちの創造的、自発的活動の推進と支援、青少年のための地域環境づくりなどのお手伝いをしています。   |

#### 【た行】

|            |   |
|------------|---|
| 体験学習施設スマイル | 児童館的機能を持ち児童青少年の健全育成を目的とした施設です。多目的室やスポーツルーム、カフェ等を設置しています。スマイル講座やスマイルまつりなど各種イベントも開催します。 |
|------------|---|

|             |   |
|-------------|---|
| 短時間勤務制度     | 3歳未満の子を養育する従業員が対象。申し出により、短時間勤務（1日6時間勤務）ができる制度です。平成24年7月1日法改正により従業員数100人以下の事業所も適用となっています。                                      |
| 地域型保育給付     | 新制度における小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支給します。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。     |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。逗子市では、子育て支援センターと池子ほっとスペースが地域子育て支援拠点となっています。                          |
| トワイライトステイ   | 逗子市では実施していません。<br>保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供を行う事業です。 |

【な行】

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 2歳児すくすく教室                     | 内容：お話（生活・歯・食事について）、育児相談、歯科相談、栄養相談、計測などです。   |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>（こんにちは赤ちゃん訪問事業） | お母さんと赤ちゃんが心身ともに健康に生活できるよう、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭へ助産師・保健師が訪問を行います。   |
| 認可外保育施設                       | 国・自治体の設置認可を受けてない保育施設の総称。市内に2園（ごかんのもり、うみのこ）があります。  |
| 認可保育所<br>（公立・私立）              | 保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さん（生後8週～小学校入学前まで）の保育が必要な場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。市内に公立2園（湘南保育園、小坪保育園）、私立5園（双葉保育園、沼間愛児園、桜山保育園、湘南アイルド逗子保育園、逗子なないろ保育園）があります。 |
| 認定こども園                        | 保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。逗子市内には幼稚園型認定こども園の逗子幼稚園があります。  |

【は行】

|            |  |
|------------|--|
| 母親両親教室     | 妊娠や出産、育児の不安をなくし、健康で元気な赤ちゃんを生き育てることを目的として、母親両親教室を行います。妊婦体操やお風呂の入れ方など基礎知識を学びます。土曜開催コースも実施しています。              |
| 病児・病後児保育施設 | 逗子市内には、現在のところ、病児・病後児保育施設はありません。近隣では、鎌倉市、横須賀市などで実施しています。発熱時など病気のときに、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業です。 |



|                        |   |
|------------------------|---|
| ファミリーサポートセンター          | 子育て支援センターに併設されています。会員制で、子どもの保育所等への送迎や一時預かりなどの互助援助活動。病児・病後児預かりも行います。支援会員・依頼会員・両方会員があります。小学6年生まで利用可能です。 |
| ふれあいスクール<br>(放課後子ども教室) | 市立小学校の施設を活用し、パートナーと呼ぶ職員等を配置して、放課後の子どもの遊びの場を開設している事業です。子どもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。                       |
| 放課後児童クラブ<br>(学童保育)     | 保護者が仕事などで放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設です。市内の小学校区毎に1箇所ずつ設置し5箇所あります。                                     |
| ほっとスペース                | 乳幼児とその親が自由に利用でき、くつろげる交流の場であり遊びの場です。市内に5か所(逗子・小坪・久木・沼間・池子)あります。親子体操や手遊び、お誕生日会などを行っています。                |

### 【ま行】

|           |  |
|-----------|--|
| 未婚率       | 未婚者が総数に占める割合。  |
| M字型就業構造   | 就業率を年齢階級別にみると、女性は20歳代と45～49歳を頂点とし、出産・育児期にくぼみ、35～39歳を谷とする構造となっています。これを、折れ線グラフで表すとM字型になっていることから、M字型就業構造と呼んでいます。日本女性の就業構造の特徴といわれています。 |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されている委員です。社会奉仕の精神をもって、相談・援助を行い地域住民を支援しています。守秘義務があり、困りごとがあれば気軽に相談することができます。福祉の制度など、さまざまな支援サービスをご紹介します。         |

### 【や行】

|           |  |
|-----------|--|
| 幼稚園       | 満3歳になった次の4月～小学校入学前までの幼児を対象に、学校として幼児教育を行っています。(一部の園で、満3歳になった時点で随時受入)<br>市内には私学助成の4園があり、すべて私立幼稚園(かぐのみ幼稚園、第二逗子幼稚園、聖和学院幼稚園、聖マリア幼稚園)。<br>※逗子幼稚園は幼稚園型認定こども園、聖マリア幼稚園は令和2年度から新制度の幼稚園に移行。 |
| 幼稚園の預かり保育 | 幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育。市内では4園が実施しています。   |

### 【ら行】

|          |  |
|----------|--|
| リーディング事業 | 総合計画の計画期間に取り組むべき事業のうち、最も重要なもの                                      |
| 離乳食教室    | 離乳食開始時期の乳児を対象に、おんぶ体験、離乳食に関するお話、試食、質疑応答を行っています。(予約制)。対象月以外でも受講可能です。 |

|         |   |
|---------|---|
| 療育      | 障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。                          |
| 利用者支援事業 | 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。逗子市では保育課に専任の職員を配置しています。 |
| レスパイト   | レスパイトは、息抜きの意。「レスパイトサービス」は、お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減する援助サービス。  |

逗子市子ども・子育て支援事業計画 2020～2024

令和2年3月

発行 逗子市

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

編集 逗子市 教育部 子育て支援課

Tel 046-873-1111(代表)